平成30年7月豪雨災害における

# 岡山弁護士会の 被災者支援活動記録

岡山弁護士会



# 発刊にあたって

平成30年7月豪雨災害の発生から5年を迎えました。5年の間、被災地の復興に 尽力された自治体、支援団体、ボランティアなど多くの支援者の方々に敬意を表し ます。

当会では、発災直後から災害対策本部を設置し、当時の安田寛会長ら執行部と大山知康環境保全・災害対策委員会委員長の強いリーダーシップのもと、被災地における出張法律相談会の実施、無料電話相談の実施、弁護士会ニュースの発刊等、速やかに情報提供などの支援を行ってきました。

その後も、法律相談センターでの法律相談の無料化や自然災害債務整理ガイドラインに係る登録支援専門家弁護士の推薦、災害ADR(災害に起因する紛争の和解あっせん)の実施等、当会の多くの会員の協力を得ながら、被災者支援にあたってきました。

その反面、弁護士のみでの支援には限界があることも実感しました。例えば豪雨 災害によって自宅の解体が必要な場合などには、法律的知識だけでなく、建築士、 不動産鑑定士、司法書士らの専門的知識が必要となる事例が多く存在しました。

また、被災地での法律相談会を実施するにあたり、当会と倉敷市との間で締結していた災害発生時に弁護士を派遣するとの協定が有用に機能したことから、県内のいかなる場所で災害が発生しても、すぐに専門家による支援を受けることのできる体制作りの必要性を感じました。

このような経緯もあって、令和3年度、当会は、災害発生時における士業連携を 進めるため、建築士会、不動産鑑定士会、司法書士会らとともに岡山県被災者支援 士業連絡協議会を設立するとともに、岡山県内の全市町村との間で災害協定を締結 するに至りました。

将来、いつどのような災害が発生するか予期することはできません。将来の災害に備え、災害が起こってしまった場合の被害を最小限度にするための事前準備を怠ることのないよう、常日頃から支援体制を整備しておく必要があるのではないかと考えています。

本誌を発刊するに至ったのは、平成30年7月豪雨災害に関する当会による支援活動を記録化することによって、予期せぬ災害が発生した際、当会において迅速かつ適切な支援活動を行うための参考とするだけでなく、支援活動を通じて発生した課題につき、全国各地にて情報を共有することを目的としたものです。

本誌刊行にあたっては、御多忙であるにもかかわらず、伊東香織倉敷市長、山下 貴司衆議院議員、当会会員の皆様に御寄稿を頂きましたことに改めて御礼申し上げ ます。

岡山弁護士会 環境保全·災害対策委員会 委員長 安田 祐介

発刊にあたって	岡山弁護士会	環境保全・災害対策委員会	委員長	安田	祐介		1
ご挨拶		岡山弁護士	- 会長	竹内	俊一		3
「災害時における法律相談業務に関する	嘉定」の重要性		倉敷市長	伊東			-
平成30年7月豪雨災害の経験から学んだ			議院議員		貴司		
				μП	貝马		O
1. 被災状況							
平成30年7月豪雨災害の概要		環境保全・災害対策委員会	副委員長	片岡	靖隆	•••••	10
執行部としての被災体験平成30年	度会長として						
		平成30年度 岡山弁護士	会 会長	安田	寛	•••••	11
備えるべきことと被災後の対応			弁護士	杉本	秀介	•••••	16
T-100 to p. 11 = 17 // th 0 bb/// II	. W.A.		/v ⇒#* I		₩. <del></del>		0.1
平成30年7月豪雨災害での被災体	、験		弁護士	片山	裕之	•••••	21
2. 広報活動							
広報活動について		岡山弁護士会	副会長	荒木	裕之		22
3. 法律相談							
平成30年7月豪雨災害から見えて	ノス始災地に、	わける法律相談ニーブ	レ細質解	油のた	めの世	旦⇒	
十成30年7月家的火音から見んで		環境保全・災害対策委員会					25
電話相談対応について		環境保全・災害対策委員会					
被災直後の被災地での相談会活動		環境保全・災害対策委員			-		-
	110-7436						
真備支所での相談会について		環境保全・災害対策委員	会 安貝	烬	羊偲	•••••	33
4. 自然災害債務整理ガイドラインにつ	いて						
自然災害債務整理ガイドラインに	よる被災者支持	爱					
	自然災	ミ害債務整理ガイドライン P	T 座長	森	智幸	•••••	34
5. 災害ADRについて							
岡山仲裁センターの災害ADR		仲裁センター運営委員会	元委員長	杏	真彦		38
		TWCV/ ALLEGAN	儿女只人	П	710		50
6. 他機関との連携について							
岡山弁護士会における被災者支援							
	瑪	環境保全・災害対策委員会	前委員長	大山	知康	•••••	40
7. 地域支え合いセンターとの連携につ	いて						
地域支え合いセンター(倉敷)と		7	弁護士	井上	雅雄		44
8. 法テラスとの連携について							
平成30年7月豪雨災害への法テラ	ス岡田の対応			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	<b></b> 1.		
		法テラス岡山地方事務所	副所長	佐々木	八止有	•••••	46
9. 自治体職員としての被災対応							
赤磐市役所での災害対応について							
環境仍	ママイ アンス アンス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイ	員会 副委員長 (元赤磐市行	殳所職員)	津田	真臣		48
o with so ) a start Hard )							
10. 残された課題について							
岡山弁護士会会長声明からみる被							
	璓	環境保全・災害対策委員会	前委員長	大山	知康	•••••	50
資料編					• • • • • • • •		52
編集後記							



# ご挨拶

# 岡山弁護士会 会長 竹内 俊一

1 災害が少ないと言われていた岡山県が平成最大の豪雨災害といわれる平成30年7月豪雨災害に遭いました。

岡山弁護士会では、災害に対応する委員会として平成27年度に「環境保全・災害対策委員会」を 設置し、会内で被災者支援制度に関する研修を行い、県内市町村と災害時協力協定の締結を進め、 平成30年7月豪雨災害発災時において倉敷市を含む14市との協定を締結して災害時に備えておりま した。

このような状況の中で平成30年7月豪雨災害が発生し、当会は上記災害協定を締結していた倉敷 市などと協力して、発災直後から被災地での被災者向け無料法律相談会を開催してきました。倉敷 市をはじめとする自治体の皆様には当会の支援活動にご助力いただいたことを感謝申し上げます。

また、日本弁護士連合会や各地の弁護士会からご支援をいただき、発災直後から被災者向けの無料電話相談や現地での無料法律相談会を行ったり、弁護士会ニュースや被災者生活再建ノートを被災者に配布したりすることができ、被災者支援活動のための義援金もいただきました。この場を借りて、日本弁護士連合会及び各地の弁護士会のご支援に感謝申し上げます。

2 平成30年当時を簡単に振り返りますと、私は矢掛町権利擁護アドバイザーをしていたことから毎 月矢掛町役場に行っており、その会議後は成年後見業務として、まきび病院に入院している被保佐 人に面談していました。お昼時になることも多く、小田川沿いの手打ちうどんの店にもよく通って いました。発災直後に矢掛町に行ったときには、この豪雨災害の被害の大きさに愕然としたことを 今でも鮮明に覚えています。

岡山弁護士会では、当時の安田寛会長をはじめとする執行部と大山知康環境保全・災害対策委員会委員長(当時)、真備町の実家が被災した荒木裕之会員(日弁連災害復興支援委員会委員)を中心に被災直後から災害対策本部を立ち上げました。

当会は日頃の活動において、自治体・社会福祉協議会や市民団体などとのネットワークを大切に していたことから、被災者支援活動においても「災害支援ネットワークおかやま」などでの連携を 深めながら、多くの被災者の不安に向き合う活動を展開できたように思います。

また、発災直後からメディアで連日報道されたこともあり、全国各地から多くのボランティアが 駆けつけてくれ、また大量の支援物資も届いて、全国的な災害支援ネットワークの絆を強く感じま したし、このときの感謝の気持ちは忘れることのできない財産です。

3 岡山弁護士会における平成30年7月豪雨に関する被災者支援活動も、5年の活動を経て一旦区切りをつけることになり、真備町での定期相談会を終了しました。この間の当会の被災者支援活動についてご助力いただいた皆様に会長として改めて心より感謝申し上げます。

この記録集が、ご支援いただいた方への恩返しと、今後の被災地弁護士会での被災者支援活動の何らかの指針になることを祈念しています。



# 「災害時における法律相談業務に 関する協定」の重要性

倉敷市長 伊東 香織

平成30年7月豪雨災害では、西日本を襲った記録的な豪雨により、真備地区において、本市始まって以来の大災害となり、これまでに災害関連死を含めて75名の方々のかけがえのない命が失われました。未曾有の災害により、お亡くなりになられました方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆様に謹んでお悔やみ申し上げます。そして、すべての被災されました皆様に対して心からお見舞い申し上げます。

この5年の間、被災された皆様のたゆまぬ努力をはじめとして、国・県・他の自治体、各種団体・企業の皆様、ボランティアの皆様など多くの皆様からの復興に向けたご支援に心から感謝申し上げます。

特に、岡山弁護士会の皆様からは、平成28年11月に、倉敷市に対して、災害時における法律相談業務に関する協定締結についてのお話をいただき、その後、両者で協議を重ね、平成29年3月に「災害時における法律相談業務に関する協定」を結ばせていただいていたことから、災害発生直後から災害対策本部を立ち上げ、速やかに法律相談を実施する体制を整えていただき、被災者の方々に寄りそったご支援を賜りましたことに対し、深く感謝申し上げます。

災害直後からこれまでの間、約100日間の法律相談の実施、延べ約600件にものぼる相談件数を通じて被災された方々に対して継続して無料法律相談を実施いただき、災害ADR、自然災害債務整理ガイドラインに基づく債務整理など、様々な被災者支援活動にご尽力いただきましたことは、被災者の方々が生活を立て直し、復興に向かっていくうえで大きな力となりました。災害への事前の備えは大変重要なものであり、本協定に早くから取り組んで下さり、被災された方々のために災害直後より法律相談を通じてご支援を賜りました岡山弁護士会の先生方に心から御礼を申し上げます。

現在、真備地区の復興は、令和5年度末までの復興計画に沿って、事業の総仕上げに向かって進んでおります。被災した学校・園や文化施設などの公共施設の復旧は、令和3年秋までに完了したほか、治水対策についても、令和4年3月末までに国と市が連携・協力して整備した小田川の堤防強化が概成し、県河川に架かる有井橋や岡橋などの開通により避難道路整備などの安心に繋がる取り組みも進

み、令和5年10月には国の小田川合流点付替え事業の通水式も行われ、県河川の堤防嵩上げ等と併せて、令和6年3月末の完了が間近となってきています。

また、被災者の方々の見守りや心のケア等の支援については、倉敷市真備支え合いセンターをはじめ、関係機関が連携して、支援を要する方々の状況に合わせた支援を行っており、自宅を離れ、仮の住まいでの生活を余儀なくされていた方々も、令和5年7月までには全ての皆様が住まいを再建されました。

復興のシンボルとして整備を進めている防災公園は、名称を「まびふれあい公園」とし、人と人と のふれあい、自然とのふれあいを感じられる場、そして災害への備えという面も含めて整備し、平常 時と災害時の両面で活用でき、地域の発展につながる公園にしていきたいと考えております。

100年に一度といわれた災害が、近年は毎年のように全国各地で発生している状況の中では、平成30年7月豪雨災害の教訓を生かし、災害への備え、地域の防災活動、災害の記憶伝承などを進めていくことが重要です。今回、岡山弁護士会の皆様が、災害時の支援活動や当時の出来事、体験等をまとめた記録集を発刊されますことは、今後の災害への備えとなり、私たちにとりましても大変心強く思っておりますとともに、この記録集により、災害の経験や教訓が風化されることなく、後世に語り継がれていくことを確信いたしております。

今後も、真備地区住民の皆様に一日も早く元の生活を取り戻していただけますように、お一人おひとりの置かれている状況に寄り添ってまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援、ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

結びに、岡山弁護士会の益々のご発展と、先生方のご健勝、ご活躍を心よりご祈念申し上げまして、 お礼のご挨拶とさせていただきます。



# 平成30年7月豪雨災害の 経験から学んだこと

衆議院議員 山下 貴司

# 1 はじめに

平成30年7月豪雨災害から5年以上の月日が経ちました。

深刻な浸水被害を受けた倉敷市真備町や岡山市東区砂川水域での河川改修工事も完成に近づき、被災地も昔の姿を取り戻しつつあります。しかし、深刻な被災状況を目の当たりにした時の無惨な故郷の景色は今でもありありと覚えています。

当時、私は、就任3期目の衆議院議員・法務大臣政務官。毎日のように東区平島などの床上・床下

浸水した家屋を何軒も訪ねて、厳しい被害 状況を直接伺い、砂川を中心として旭川や 吉井川流域の軟弱な地盤を確認して回り、 岡山市東区はじめ、市・県・国・行政当局 や消防団や民生委員の方々はもちろん、岡 山弁護士会の皆様からもさまざまなご協力 やご意見をいただきました。国会議員とし て法律家として、何ができるか、問われ続 けた日々でした。本稿では、その時の取り 組みについて記させていただきたいと思い ます。



砂川の決壊現場に立つ

# 2 被災者への情報提供の重要性

私が、発災翌日、悲惨な状況を目の当たりにして、まず頭をよぎったのは、「被災者に対する法的 相談支援の体制を作らなければならない」ということでした。

これには、東日本大震災の経験がありました。私は、東日本大震災の被災地に発生2週間後に支援に入り、その後、現岡山弁護士会長の竹内俊一先生とともに被災地の弁護士会などを訪れました。その際、被災直後に最も求められていたのが被災者が利用可能な制度や窓口に関する情報であることを聞いていたのです。

大規模災害の被災者の方々には、被災者生活再建支援法や災害救助法などに基づく、さまざまな支援制度のメニューがあります。しかし、被災直後の被災者は、家族の安全確認や寝泊まりする場所の確保で精一杯であり、罹災証明書取得など必要な手続きを取ることはもちろん、どのような支援が受けられるのかさえわからずに途方に暮れています。平時には頼りになる市役所など行政職員にとっても想定を上回る大災害対応の知見は乏しく、また、職員自ら被災者であることも多く、どう対処して

良いかわからないのが現実だったのです。

そこで考えたのが、被災者に対する法律相談窓口として法テラス(日本司法支援センター)による 被災者への法律相談の活用でした。これには、現在日弁連会長の小林元治先生や岡山弁護士会の大山 知康弁護士からの助言もありました。

ただ、法務政務官として法務省に掛け合ったところ、総合法律支援法などの法律上、被災者が法テラスによる法律相談支援を受けるためには、その災害が「著しく異常かつ激甚な非常災害」すなわち「特定非常災害」に指定されることが必要であることがわかりました。

この特定非常災害に指定されれば、法テラスの活用はもとより、特別措置法により、被災者の生活 再建のため、行政上の特例措置(免許更新など行政手続期限の延長、破産手続の開始延期など)が適 用される上、激甚災害として激甚災害法の適用対象となることがほぼ確実となり、復旧事業への特例 的国庫補助や中小企業者への保証特例の特例措置の対象となるなど復旧事業についても見通しが立つ ため、被災地にとっても大きなメリットがあります。

しかし、この特定非常災害の指定は、基準がとても厳しく、それまでは阪神淡路大震災、新潟中越 地震、東日本大震災、平成28年熊本地震といった大規模地震災害しか指定されていませんでした。

# 3 安倍総理(当時)への直談判

そこで、私は、安倍総理に直談判することにしたのです。 豪雨被害の数日後、被災地の視察のため岡山に訪れた安 倍総理に、私は、「法律相談に法テラスを利用し、また地 元にも復旧に見通しを立てていただくため、この豪雨災害 を特定非常災害に指定していただきたいのです。」と訴え ました。

その上で、これまで特定非常災害には大規模地震しか 指定されていないことを正直にお伝えすると、安倍総理 は、一度は「それなら難しいね」と仰ったのですが、さら に私が、亡くなられた方の数や浸水被害地域の大きさは新 潟中越地震を上回る悲惨な災害であることを訴えたところ、 悲惨な被災地を視察したばかりの安倍総理は、「わかった。 検討しよう」と力強く仰ってくれたのです。



安倍総理との記者会見同席

そして、総理を空港で見送った30分後、西村康稔官房副長官(当時)から電話があり、「総理の指示で特定非常災害の指定をやってみよう」とご連絡があり、その2日後に「持ち回り閣議」で特定非常災害に指定されたのでした。豪雨災害での指定は初めてでしたが、この時の指定が前例となり翌年

岸田総理と

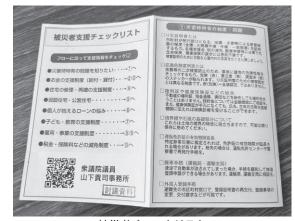
の令和元年東日本台風被害にも適用されました。 さらに、復旧支援の予算や施策を確保するため、

さらに、復旧文援の予算や施策を確保するため、政府与党の幹部に被災地の悲惨な現状の視察もお願いしました。当時政調会長だった岸田文雄総理や石井国土交通大臣(当時)には砂川の決壊現場に、小此木防災大臣(当時)には御休小学校体育館の避難所などにも、それぞれ訪れていただき、その後の復興予算や事業の必要性を政府当局に訴える際に大いに役立ちました。

# 4 弁護士会の取組み

また、支援を本当に必要としている被災者に正しい情報をしつかり伝えるためには、プッシュ型で情報をお伝えする必要があります。被災した家を一軒一軒訪ねたり、説明会を開いたりしながら、もっと簡単に直接に支援情報を伝える方法がないか、と思っていたところ、関東弁護士会連合会が「被災者支援チェックリスト」を作っていたことを知ったのです。

そこで、旧知の同連合会理事長など役員の先生方 に、「この被災者チェックリスト、使わせてくださ い。著作権フリーで。」とお願いしたところ快諾を



被災者チェックリスト

得られたので、配布しやすいように少し改良して、被災者の方々に配り歩いたり、被災者の方々が利用する飲食店などに置いてもらいました。また、ホームページで最新の被災者支援情報を随時紹介するなどもさせていただきました。

こうした取組みをする際には、岡山弁護士会の災害対策本部などでの情報交換が大変役に立ちました。

そして、こうした支援策を被災者お一人お一人に具体的にお伝えし、利用してもらうために岡山弁護士会が行った無料法律相談など、弁護士会挙げての取り組みは、とても効果的でした。被災地の弁護士会としての岡山弁護士会のご尽力には、岡山弁護士会の一会員としても誇りに思いますし、当時、政府与党の一員であった者としても心から感謝しています。この場をお借りして、深くお礼申し上げます。

#### 5 おわりに

平成30年7月豪雨災害の経験から学んだのは、このような時こそ、弁護士でなければできない貢献があるということでした。

「100年に一度」という災害が毎年のようにどこかで発生している昨今、岡山弁護士会はじめ全国の災害対応の経験を持つ弁護士の存在が、地域住民の安心安全に繋がることを今後とも確信し、期待しております。



# 平成30年7月豪雨災害の概要

環境保全・災害対策委員会 副委員長 片岡 靖隆

# 災害の概要

7月上旬、多量の水蒸気を含む2つの気流が西日本付近で持続的に合流するとともに、オホーツク海高気圧と太平洋高気圧が発達したことにより西日本付近に梅雨前線が停滞し続けた結果、西日本を中心とした記録的な大雨をもたらしました。2018年7月上旬の全国のアメダス地点で観測された降水量の総和は208,035.5ミリとなり、1982年1月上旬以降で最も多くなりました。2018年7月5日から7日までの3日間の総和も全国で140,567.0ミリと過去最大となり、中国地方においても2018年7月7日までの3日間に292.2ミリと過去最大の降雨量を観測しました。これらの豪雨により岡山県を含む1府10県に大雨特別警報が発表されました。

(出典:気象庁HP)

# 岡山県における災害の概要

岡山県においては7月6日より7月7日にかけて記録的な大雨となり、6月28日から7月8日にかけて24時間降水量では13箇所が、48時間降水量では19箇所がこれまでの最大値を超える降水量となりました。7月6日19時39分より県内の11市町村に初めて大雨特別警報が発表され、最終的には備前市、赤磐市、和気町を除く県内24市町村に拡大されました(7月7日15時10分に解除)。

## 他県も含む被害全体の概要

平成30年7月豪雨災害の被害状況の概要は表1の とおりです。このほかにも19都道府県88市町村で内 水氾濫、土砂災害は1道2府29県で2,581件発生す るなど広範囲に被害が及びました。

#### 表 1

人的被害(人)	死者	行方不明者	重軽傷者	
八明极音(八)	263	8	449	
住家被害(棟)	全壊	半壊•一部損壊	床上床下浸水	
	6, 783	15, 435	28, 582	

照 消防庁情報:平成31年4月1日現在。 国土交通省情報:平成31年1月9日現在。

# 岡山県内における被害の概要

岡山県内における被害状況の概要は表 2,3のとおりです。小田川などの氾濫の影響から倉敷市の被害数が顕著に多くなっています。また、倉敷市真備町の死者51名(災害関連死を除く)のうち 9割弱が65歳以上であり高齢者の割合が非常に高いことも特徴です。

表2 人的被害(人)

市町村	死者	行方不明者	重軽傷者
岡山市			4
倉敷市	68 (52)		120
総社市	10(4)		38
笠岡市	3(3)		3
岡山県合計	86(61)	3	177

※( )内は災害関連死を除いた人数。行方不明者は高梁市、 新見市、鏡野町で各1名

#### 表3 住家被害(棟)

市町村	全壊	半壊•一部損壊	床上床下浸水
岡山市	13	1, 235	5, 028
倉敷市	4,646	1,215	116
総社市	84	1,067	263
高梁市	59	291	168
岡山県合計	4,830	4, 491	7,058

参照 岡山県平成30年7月豪雨災害記録誌 令和2年3月発行:人的被害については令和2年2月13日現在、住家被害については令和元年7月5日現在

# 執行部としての被災体験 平成30年度会長として

平成30年度 岡山弁護士会 会長 安田 寛

# 1 予期せぬ被災

平成30年度、岡山弁護士会は、前年度の「財務健全化問題PT」が提言した短期、中期、長期の課題を出来ることから実践すること、とりわけ事務局の残業の改善・事務費削減・労務管理のあり方の検討を最重要課題と位置付けていました。

ところが、年度当初の各種行事を終え、上記課題に本格的に取り組もうとした矢先の7月6日(金)、岡山県(特に倉敷市真備地区)は豪雨災害に遭い、急遽、被災者支援活動が最重要課題となりました。岡山は晴れの国だ、災害が少ないと思っていたのですが、そのような神話が正に崩壊したのでした。

# 2 災害対策本部の立ち上げ等

岡山弁護士会災害対策マニュアルは備えられていたので、それに則って、休み明けの7月9日(月)に「災害対策本部」の立ち上げ等の初期対応は円滑にできました。

まずは、会員及び職員の安否確認を行いました。 お1人、真備町居住の会員の自宅が2階まで浸水するという大きな被害がありました。私自身も、岡山 市内の事務所の駐車場及び1階玄関が浸水するとい う軽い被害に遭いました。川の水が溢れて引いた後 で、泥水が薄く貼った程度でしたが、その程度でも その土を除去するのに土日二日がかりで大変だった のを憶えています。

また、早い段階から岡山弁護士会会員である山下 貴司衆議院議員からも問合せがあり、災害対策委員 会の大山委員長に繋ぎました。山下議員にも国政の 立場からサポートいただき感謝しております。

7月9日(月)以降、他の諸行事も合わせ、業務が増え大変な状態となりました。当時の副会長4人(平井徳秀・岡部宗茂・濱田弘・森智幸)の負担は会長の私より大きかったと思います。また、当初は予算の裏付けもないのにどうなるのか、相談対応は下手をするとボランティアを強いる結果にならない

かという不安もありましたが、相談日当等をいくら 出せるかは分からないまま、とにかくスタートしま した。災害時には対応を即断せざるを得ません。こ の点、担当する会員の理解を得られ感謝しておりま す。

また、よく言われることですが、被災の段階に応じた対応の変化にも留意する必要があります。

年度中の災害に関する主な行事は、後記の【主な行事等の一覧表】のとおりです。災害対策本部の会議は、岡山の会議が17回、日弁連の会議が8回(TV会議)行われました。

# 3 市民サービスの体制確保等

まずは、災害対応の法整備について知らない会員がほとんどのため、7月13日に災害関連法律相談の勉強会を行いました。ただし、私は日弁連理事会のため参加できませんでした。

そして、法律相談、仲裁のサービスの提供のため、 ①無料電話相談・無料出張相談、②災害対応の研修、 ③災害ADRの体制整備を行いました。

また、④「自然災害債務整理ガイドラインPT」 を設置し、⑤多数の登録支援専門家の確保に務めま した。

並行して、⑥関係諸機関との協議・意見交換等の 諸活動も行いました。

# 4 支援金

以上の対応が何とかできたのは、関係委員会や会員の協力もさることながら、各地の弁護士会、弁護士連合会から多くの支援金をいただいたこと(当時合計1083万6030円)、日弁連から指導・情報提供を受けたこと、他会から研修講師の派遣や相談の応援もいただいたお陰であり、感謝しております。

支援金については、2月定期総会において、岡山 弁護士会災害対策基金に関する会規制定が承認され、 岡山弁護士会災害対策基金の管理及び運営に関する 1

規則のもと、特別会計とし活用されることとなりました。

# 5 日弁連理事会

日弁連理事会においては、大きな被害を受けた広島会、愛媛会と共に、毎回状況報告、問題点報告の機会を与えられました。また、休憩時間においても、以前に災害を経験した理事から助言をいただくことができました。

# 6 行政との災害協定

岡山県には市が15、町が10、村が2あります。岡山弁護士会は、前年度までの段階で美作市を除く県下すべての市(14市)と災害協定を締結していましたが、平成31年2月19日、町では初めて吉備中央町と災害協定を締結しました。その結果、当時協定未締結の県下の町村数は11となりましたが、その後も締結交渉を続け、令和3年度中に県内全ての27市町村との協定締結が完了しております。

協定は災害時の相談対応など行政との連携を円滑 にする根拠となるのでとても有益です。



吉備中央町との災害時協力協定調印式

# 7 事務局の残業

災害の対応のため職員の負担が相当増え、残業が 一時的に急増しました。

他方で、冒頭に述べた重要課題としての取組として、6月に労務管理のあり方検討のため「事務局運営PT」を設置し、検討を重ねていたこと、折しも働き方改革が求められていた時期にあり、小さな工夫として、①委員会開催時刻を終業時刻を意識して

可能な限り早めるよう努める(前年度終わり頃からの取組)、②委員会議事録の配布につきメーリングリストを活用する、③従前土曜に開催されていた総会を平日開催とする、④外部での懇親会受付を職員にさせない等の取組を実施し、抜本的な改革は実現できなかったものの、多少の効果があり、全体的な残業時間は減らすことができました。

# 8 災害対応の経験の資料化の重要性

岡山弁護士会として、平成30年度には資料化に着 手できませんでした。

被災者の相談内容等のデータ分析は、中国地方弁 護士会連合会より日弁連の先生に2回にわたり委託 してもらいました。そのとても貴重な資料が残って います。

単位会としても、将来の備えとして、また、県外で発生した災害の支援のためこの経験を資料化して残すことが重要になると考えていましたが、目先の対応に追われ、資料化を意識した観点での記録を徹底できていなかったこともあり(私の反省点です。)、資料化が遅れましたが、漸く令和5年度に実現でき、一区切りついたようで感慨深いものがあります。

災害への対応・取組の最中から、後世に伝える資料化を意識した記録を行うことが必要と思います。

#### 9 おわりに

末筆ながら、平成30年度執行部として、関係者の 皆様に改めて感謝申し上げます。

# 【主な行事等の一覧表】

пп	ントアマ	豪雨災害対策本部会議		
月日	主な行事	岡山	日弁連	
7/9	西日本における豪雨災害に関する会長談話	豪雨災害対策本部設置 第1回会議招集		
7/10		第2回	豪雨災害対策本部会 議·準備会(TV会議)	
7/12		第3回		
7/13	災害関連法律相談勉強会(会館)			
7/17		第4回		
7/18			第1回 (TV会議)	
7/19	日弁連・亀田副会長状況確認のため岡山弁護士 会訪問			
7/19	自然災害による被災者の債務整理ガイドライン会議(TV会議)			
7/24		第5回		
8/1			第2回 (TV会議)	
8/2		第6回		
8/8		第7回		
8/9	災害ADRとガイドライン記者発表 (会館)			
8/10	法テラス本部との協議 (坂東理事長来岡)			
8/10	平成30年豪雨災害に関する災害ADR開始			
8/20		第8回		
8/22			第3回 (TV会議)	
8/27	日弁連菊地会長来岡(真備町視察)、県庁にて 菊池副知事らと面会、会館にて意見交換会			
8/30	自然災害債務整理ガイドライン研修会、懇親会	第9回		
9/10		第10回		
9/11			第4回 (TV会議)	
9/27		第11回		
10/10			第5回(TV会議)	
10/25		第12回		
11/21		第13回	第6回(TV会議)	
12/17		第14回		
1/13	被災者支援についての講演会 (会館大会議室)、 懇親会			
1 /23			第7回 (TV会議)	
1 /24		第15回		
2/19	吉備中央町との災害協定締結			
2/20		第16回		
3/8	公費解体の申請期限延長についての意見書			
3/13			第8回 (TV会議)	
3/19		第17回		

# 備えるべきことと被災後の対応

弁護士 杉本 秀介

# 1 はじめに

もう5年以上前のことになりましたが、平成30 年7月豪雨災害により罹災した経験をお伝えし、今 後のお役に立てればと考え、被災体験を書かせてい ただくことにいたしました。

# 2 被災状況

私は岡山市内に自宅があり、すぐ目の前に用水 路があるのですが、被災当時家を建築して約15年、 一度も雨による被害を受けたことはありませんでし たし、同地区で雨による被害があったということも 聞いたことはありませんでした。ですので、当時数 日間強い雨が降り続いていたにもかかわらず、まさ か浸水被害を受けるとは、夢にも思っていませんで した。

7月6日も、朝から雨が降り続いていましたが、 事務所で仕事を終え、帰宅した時点ではまだ道路も 冠水などもしておらず、普通に通ることができてい ました。自宅に帰って夕食を食べ、雨の様子をうか がっていましたところ、自宅前の用水路が溢れ、道 路が冠水し始めました。それでも、道路が冠水する こと自体は初めてではなく、まあ、それほど大ごと にはならないだろうと楽観視していたのですが、雨 の勢いは一向に衰えず、あっという間に膝丈くらい まで冠水し、この時点で初めて、これはまずいかも しれない、と思い始めましたが、水が玄関から入っ てこないよう、土嚢代わりに使用していない布団な どを敷き詰める程度の対策しかできませんでした。 水かさはみるみる増え、車2台もあっという間に水 没してしまいましたが、部屋の中から呆然と眺める ことしかできませんでした。念のため家族は2階に 避難させ、私は水が入って来るならここからであろ うという玄関の様子を伺っていました。そうしたと ころ、足元に冷たさを感じたかと思うと、床から一 気に水があふれてきて、見る見るうちに床上浸水が 始まりました。この時初めて、床上浸水というのは

このようにして始まるのか!と理解しましたが、も うその時点ではどうすることもできませんでした。



床上浸水が始まった際の玄関

結局、我が家は床上約50センチ程度浸水し、翌 日にはすっかり雨も上がりそれまでの雨が嘘のよう な晴天になっていましたが、家の中から水が引くま で半日から1日程度かかりました。当然、1階に置 いていた物は全て水につかり、使い物にならなく なってしまいました。

# 3 被災後の状況

上記のとおり、道路が冠水し始めていたにもかか わらずまさか家の中まで浸水すまいと楽観視してい たため、1階床上50センチくらいまでの間に置い ていたあらゆる物は、全て浸水してしまいました。 なにより、一番に困ったのは車でした。必要品を買 いに行くのも、被災し大量のゴミと化した物たちを 処分するのも、車がなければ非常に困難ですが、所 有する2台とも浸水し廃車になっていました。朝一 番でレンタカー会社に電話したところ、すでに同じ ような考えでレンタカーを借りようとしている人が 多数おり、1台だけ借りることができましたが、それでも数日間しか借りることができない状態でした。車の保険会社にも電話し、またすぐに買える車がないか車屋に電話して聞いたり、ネットですぐに購入できそうな車両を探し、比較的早く代替車両を見つけることはできました。代替車両が来るまでの間は、たまたま妻の姉から車を借りることができましたので、なんとかなりましたが、少しでも動きが遅れていたら、数か月間車のない生活を余儀なくされる可能性もあったと思います。被災後、車は大事です。避けようのない浸水被害であっても、少しでも危ないと感じたら、最低限車だけでも高台に避難させ、被災後の足を確保することは大事であると思いました。



水が引いた後の1階

水が引いても1階は床板、壁など工事が必要な 状態であり、使い物になりませんでした。とにか く、1階に置いてあったものは畳なども含めすべて 処分するため搬出し、できる限りの掃除をし、また 床下を乾燥させることが大事ですので、床下に潜っ て、ホームセンターで買ってきたサーキュレーター を設置するといった作業をし、復旧工事に備えまし た。事務所で最低限の仕事だけをしながら、何度も 自宅と往復して作業をしなければならず、また炎天 下での作業であったため非常に大変でした。被災後 すぐにハウスメーカーに連絡し、工事業者の手配を してもらったため、我が家は比較的早く工事にかか り、復旧することができましたが、隣家の方などは、 住めるようになるまで半年くらい時間がかかっていました。水害保険に入っていなければ、復旧工事をすると言っても費用的にも大変なことです。家財保険も含め、水害保険には必ず入っておくべきだと思います。また、家財保険の請求に必要ですので、家財は処分前に全て写真を撮っておくことをお勧めします。

# 4 行政などからの支援

被災してみて、はじめて行政から様々な支援があることも知りました。最初は、発生した大量の粗大ゴミを、処分場まで少しずつ運搬していましたが、数日後からは近くにゴミの集積所を設けてくれたので、非常に助かりました。また、給付金をはじめ、各種所得税、住民税、自動車税などの減税措置もありました。復旧作業をしつつこれらの申請も行うのは大変ではありますが、復旧にはなにかとお金もかかりますので、漏れのないように利用すべきであると思います。

# 5 最後に

どれだけ想定しても、準備しても、天災は避けようのないところがあります。危険を感じたら早め早めの行動を心がけること、被災後はやらなければならないこともたくさんあり大変ですが、できるだけすぐに動いた方が早く復旧できること、そのためにどのようなことをすべきかあらかじめシュミレーションしておくことが大事かと感じました。

# 平成30年7月 豪雨災害での被災体験

弁護士 片山 裕之

# 1 はじめに

真備町にある私の実家が、平成30年7月豪雨災害で被災しました。

私は、出生から高校卒業まで真備の実家で過ごしました。

これまで生きてきて初めての被災体験でした。

台風、地震、豪雨…日本ではこれまで様々な災害が各地で起こっています。テレビでも、毎年甚大な被害が報道されています。

「大変そうだな…」恥ずかしい話ですが、どこか 他人事のようにとらえている自分がいました。

「晴れの国」岡山県で、ましてや故郷の真備町で 災害が起こるはずがない、そう信じ込んでいました。

# 2 被災体験

平成30年7月7日豪雨のため小田川が決壊し、濁流が実家を襲いました。

濁流は、一瞬で実家の2階のすぐそばまで押し寄 せました。

実家には両親が暮らしていました。

両親は2階で就寝していましたが、水はどんどん 2階の方に迫っていたそうです。

幸い親族の叔父さんがボートで助けに来てくれ無 事でした。

実家に戻ると、想像以上に悲惨な状況でした。

家の中のものは流され、土砂やゴミであふれ、跡 形もありませんでした。

つい先日まで当たり前のようにあった風景が一瞬で失われたことに現実感がわきませんでした。

必死に小学校の宿題を頑張っていた自分の部屋、 弟と喧嘩ばかりしていた畳の部屋、既に他界した祖 父母含め毎日家族6人でそろって晩御飯を食べてい たリビング…ほとんど面影はありませんでした。

家族の写真、学生の頃のアルバムなども全て流されました。

正直、今も完全に折り合いはついてはいません。

# 3 復興

猛暑の中、家に入ったゴミや土砂、家具などを撤去する作業は過酷な作業でした。親族、知人、近所の人本当にたくさんの人に助けられました。長年交流のなかった近所の人や友人にも会っていろんな話をすることができました。とても懐かしく、そして人のありがたさ、優しさを深く感じました。

正直この仕事(弁護士業)をしていると、人の汚いところ、嫌なところを何度も目の当たりにしてしまい、いつのまにか醒めた目で人を見るようになっていました。

しかし、今回被災して、無償で助け合う人たちと触れ合うことで、人間の温かさ、強さを改めて実感しました。困った人がいたら私もできる限り助けたいなと思い、力が湧きました(弁護士業頑張ります!)。

実家は解体され、新たに自宅を建てることになり ました。

## 4 おわりに

日本に住んでいる以上、誰にでも被災の可能性が あります。そのことを、身をもって実感しました。

明日被災する可能性もあります。

被災した場合の備えの重要性を強く実感しました。 そしていくら備えても、災害自体をなくすことは できません。

大切な故郷、風景、仲間、家族…、被災体験者として皆様に一番お伝えしたいことは、大切なものが存在する間に、たくさん触れ合ってほしいということです。

日常の忙しさから、先延ばしにしがちですが、長 らく故郷に帰られていない方は、近いうちに故郷に 帰って、大切な人とゆっくり話をしてみてはいかが でしょうか。

# 広報活動について

岡山弁護士会 副会長 荒木 裕之

# 1 広報活動の重要性

災害発生後に弁護士会が支援情報を発信したり、相談会を実施したりしても、その情報が被災者に届かなければ何の意味もありません。そのため、これらの情報を被災者に届けるための広報活動は非常に重要ですし、災害直後の情報が錯綜している混乱期であっても弁護士会が積極的に情報発信することで被災者の方々の安心に繋がると考えます。

ここでは、西日本豪雨後に岡山弁護士会の被災者 支援情報を広く被災者の方々に知ってもらうために どのような広報活動を行ってきたのかをまとめてみ ましたので、今後の参考となれば幸いです。

# 2 弁護士会HPへの掲載

岡山弁護士会の支援活動はほぼすべてHPに掲載 していることから、以下のHP掲載時系列を見るこ とで当会の活動経過がよくわかります。

当会は被災直後の平成30年7月9日に災害対策本部を立ち上げ、同日に「会長談話」と「岡山弁護士会ニュース第1号」を発表し、「被災者支援チェックリスト」や「被災者生活再建ノート」の自治体や支援団体等への配布も行いました(同ノートは最終的に9000冊を配布)。

7月11日には無料電話相談ダイヤルを立ち上げ (※令和元年12月23日まで継続)、県内の各法律相 談センターでの災害相談も無料にしました。7月26 日からは被災地等での現地相談会も開始し、これは 発災から5年後の令和5年7月まで継続的に実施し ました(※以下の「相談会」はこの「災害無料法律 相談会」のこと)。

なお、弁護士会ニュースは第1号から第4号まで 作成しましたが(巻末の資料参照)、その時々の重 要な支援情報を避難者の方々に迅速に伝えるために 非常に有用な手段だといえます(※避難所にも置い てもらいましたが、様々なチラシが置かれていて埋 もれてしまうため、何か注目される工夫が必要と感

#### <HP掲載時系列>

平成30年

じました)。

・7月9日:西日本における豪雨災害に関する会長 談話

・7月9日:岡山弁護士会ニュース第1号の掲載

・7月10日:被災者支援チェックリストの掲載

・7月11日:豪雨災害に関する無料法律相談の実施

・7月12日:被災者生活再建ノートの掲載

・7月19日: 災害法律相談無料電話相談ダイヤルの 期間延長

7月19日:自然災害債務整理ガイドラインについて

・7月24日:岡山弁護士会ニュース第2号の掲載

・7月24日: 災害無料法律相談会開催のお知らせ (※7月26日に倉敷市役所玉島支所で 実施)

・8月7日:相談会(岡山市東区)

· 8月9日:相談会(倉敷市役所水島支所)

・8月10日:災害ADRの開始

・8月10日:相談会(倉敷市立薗小学校)

· 8月17日:相談会(倉敷市役所玉島支所)

· 8月21日:相談会(総社市)

・8月27日:相談会(倉敷市立第二福田小学校避難 所)

・9月4日:岡山弁護士会ニュース第3号の掲載

・9月8日:豪雨災害に対する岡山弁護士会活動報 告及びなんでも相談会

· 9月8日:相談会(総社市各避難所)

· 9月10日:相談会(倉敷市役所玉島支所)

・9月18日:相談会(岡山市御津公民館)

・10月16日:相談会(真備公民館)

·10月24日:相談会(総社市民会館)

·11月16日:相談会(真備公民館)

・12月4日:相談会(真備公民館)

平成31年(令和元年)

(※これ以降の相談会の掲載は省略)

・3月8日:公費解体の申請期限延長についての要望書

・5月20日:被災者生活再建支援金支給申請期間延 長及び被災者生活再建支援法改正を求 める会長声明

・6月27日: 平成30年7月豪雨から1年を迎えるに あたっての会長声明

・9月24日:平成30年7月豪雨における住宅支援に 関する会長声明

#### 令和2年

・1月8日:岡弁ウィークの開催(※1月26日実施 の「平成30年7月豪雨被災者支援シン ポジウム~官民連携・専門家連携から 災害ケースマネジメントを考える~」)

・7月10日: 平成30年7月豪雨から2年を迎えるに あたっての会長声明

・10月2日:平成30年7月豪雨無料法律相談データ 集計及び分析結果の公表

·12月15日:平成30年7月豪雨法律相談分析報告会 令和3年

・7月20日:平成30年7月豪雨から3年を迎えての 会長声明

#### 令和4年

・7月19日:平成30年7月豪雨から4年を迎えての 会長声明

・10月24日:被災者生活再建支援金制度における加 算支援金未申請世帯への適切な支援と 加算支援金申請期限の延長を求める会 長声明

#### 令和5年

7月18日:平成30年7月豪雨から5年を迎えての 会長声明

・11月13日:岡山県内における罹災証明書申請の際 に被災住家の写真の提出を求める取扱 いの是正を求める会長声明

(※上記日付はHPへの掲載日であり、実際の相談 会等の開催日ではありません)

(※平成31年以降の相談会の掲載は省略)

#### 3 SNSの活用

SNSは多くの人がシェアしてくれれば爆発的に 拡散することもあり、誤情報には特に注意が必要で はあるものの、弁護士会からの情報ということで信 用してもらいやすく、簡便な広報手段として非常に 有用です。

岡山弁護士会は以前から『たすっぴFacebook』を運用しており(現在はX(旧Twitter)やYouTubeチャンネルも運用)、平成30年7月8日から被災者支援情報を発信してきましたし、HPに掲載した情報は基本的にFacebookにも投稿するようにしていました。

なお、よりSNSやチラシが注目されるように岡山弁護士会公式キャラクター「たすっぴ」の防災バージョンを2種類作ってもらい、活用してきました。

# 4 自治体との連携

自治体からの情報は信頼性が高く、各種支援制度 も基本的に自治体に申請するものなので、被災者は 自治体から情報を得ることが多く、支援情報の周知 には自治体との連携が必要不可欠です。

西日本豪雨では発災直後から倉敷市が「倉敷市役所からのお知らせ」というA3サイズの各種情報をまとめたペーパーをほぼ毎日更新してHPに掲載したり、各避難所に配布したりしていたため、当会も災害から2週間後ころから法律相談情報を掲載してもらうようになりました。その後、さらに詳しい情報を掲載した冊子「広報くらしき臨時号」にも同様に情報を掲載してもらいました(Ver.13(令和4年2月発行)まで発行)。その他にも「まび復興だより」というA4サイズ1枚のペーパーが毎月発行されるようになり、毎月現地開催していた当会の無料法律相談会の情報を令和5年7月の終了まで掲載していただきました。これらは個々の被災者の自宅にも倉敷市から送付されています。

なお、相談会開催情報は倉敷市HPでも掲載していただきましたが、これらの手続きがスムーズにいったのは西日本豪雨以前に岡山弁護士会と倉敷市が「災害時における法律相談業務に関する協定」を締結していたことが大きかったと感じています。

#### 5 マスコミへの告知等

#### (1) 当会の支援活動の告知

HPに掲載する内容は基本的にマスコミにもそ の都度プレスリリースを流すことで、相談会の実 施を含むほとんどの支援活動について新聞、テレビ等で取り上げてもらえ、幅広い層への周知ができたと思います。

地元の新聞では被災後は毎日「各種相談窓口」 を掲載していたので、ここにきちんと弁護士会の 無料電話相談等の情報を掲載してもらうことが重 要です。

また、NHKでは被災後一定期間、テレビの上部に様々な被災者支援情報のテロップを繰り返し流していましたが、ここにも電話や面談による法律相談のテロップを出していただけました。

当会では平素から毎月1回、司法記者との昼食 会を実施しており、ここで改めて相談会等の情報 を直接記者に説明することもできました。

#### (2) 記者会見の実施

当会は被災後は毎年7月には必ず、それ以外に も必要に応じて、被災者支援に関するその時々の 問題点を指摘し、その改善を求める会長声明を発 出してきましたが(合計9回)、その際には必ず 記者会見を実施しました。

西日本豪雨災害に関する情報はマスコミとして も注目トピックなので、新聞やテレビで報道され やすく、記者会見は広報手段として非常に有効で す。

そのため、会長声明だけでなく、災害ADRの受付開始(平成30年8月10日)や自然災害債務整理ガイドラインの周知、相談データ分析結果の公表などについても記者会見を行い、同ガイドラインについては特定調停成立第1号が出た際には当事者(被災者)の方にも記者会見に同席してもらい、制度の有用性を直接お話してもらいました(平成31年4月5日実施)。



平成31年3月8日の記者会見

#### (3) テレビ&ラジオ出演

テレビやラジオから出演依頼をいただき、当会会員が被災者支援情報として、相談会の開催だけでなく、生活再建支援金や災害ADR、自然災害債務整理ガイドライン、災害リバースモーゲージ、会長声明などの解説をさせていただくこともありました。私個人としては、平成30年12月31日の大晦日にラジオ出演させていただいたことはよい思い出です。

# 6 まとめ

以上が西日本豪雨に関して岡山弁護士会が行った 主な広報活動となりますが、当会は従来から広報活動に力を入れていたことから、今回の西日本豪雨に 関しても様々な媒体を通じて幅広く広報できたと感 じています。しかし一方で、実際には被災者の方々 に情報が届いていないことも多く、まだまだ改善の 余地があることも痛感した次第です。

被災された方々にとっては、被災直後は情報が錯 綜する中で不安な生活を余儀なくされていることが 多いため、早期に正確な支援情報を届けることが重 要ですし、みなし仮設住宅などに避難されていくと 避難所とは違って孤立化のおそれもあるため、自治 体やマスコミとの連携が重要となってきます。また、 被災者の年齢層によって情報の入手経路は大きく異 なりますし、発災後は時間が経つにつれて被災者の ニーズも大きく変わってきます。

これらを意識しながら、様々な広報媒体を活用するとともに、その時々のニーズに応じた情報を発信していくことが肝要だと感じました。もっとも、ベストな広報手段などというものは存在しないので、広報活動というのは永遠のテーマであるとも感じた次第です。



たすっぴ防災Ver.

## 特集

被災地支援と弁護士 被災地支援を通じて得た教訓と課題

# 平成30年7月豪雨災害から見えてくる被災地における法律相談ニーズと課題解決のための提言

- I 平成30年7月豪雨の岡山における被害
- Ⅱ 本分析結果について
- Ⅲ 法律相談ニーズ
- IV 相談内容の傾向の推移
- V 本分析結果に基づく提言
- VI まとめ



岡山弁護士会会員 大山 知康 Obvama Tomovasu

# 平成 30 年 7 月豪雨の岡山に おける被害

2018年7月6日から7日にかけ、広島県や岡山県、愛媛県など広範囲にわたって集中豪雨が発生し(以下「平成30年7月豪雨災害」という。)、岡山県内では、死者92名(うち31名災害関連死)(2020年9月7日現在)、住家被害1万6379件(全壊4830棟、半壊3365棟、一部損壊1126棟、床上浸水1541棟、床下浸水5517棟)(2019年7月5日現在)という甚大なる被害が発生した(広島県の被災状況は本特集の今田健太郎弁護士の論稿参照)。

# П

#### 本分析結果について

発災から2018年10月31日までの平成30年7月 豪雨災害における広島弁護士会・岡山弁護士 会・愛媛弁護士会の無料法律相談の分析結果

を、日本弁護士連合会が2019年3月に「平成30 年7月豪雨 無料法律相談データ分析結果(第 2次分析) | (以下「同第2次分析 | という。)とし て公表した。2018年10月以降も広島弁護士会・ 岡山弁護士会では法律相談の実施を継続してい たので、より多くの件数で長期間におよぶ被災 者の法律相談を分析することで時間の経過に よる法律相談ニーズの変化をより詳細に把握で きると考え、中国地方弁護士会連合会・広島弁 護士会・岡山弁護士会で共同して、同第2次分 析をベースに2019年9月30日までの法律相談に ついても分析してその結果を公表することと なり、2020年10月2日に「平成30年7月豪雨 無 料法律相談 相談データ集計及び分析結果」(以 下「本分析結果」という。) を各会ウェブサイト で公表した (http://chugoku-ba.org/oshirase/ data/20201002.pdf.pdf)。なお、同第2次分析で 分析を担当された鈴木秀昌弁護士 (第二東京弁 護士会)に本分析結果においてもご協力いただ いた。

水害については本分析結果のように長期間かつ数千件の件数を対象とした法律相談分析はなかったので、弁護士のみならず他士業や自治体などの支援者そして立法担当者にとっても有益な情報が含まれていると考える<sup>1)</sup>。以下本分析結果を検討することで見えてくる災害時の法律相談ニーズを中心に検討する。



#### 法律相談ニーズ

#### 1 既往の借入金

岡山で一番多かった相談は「既往(災害前)の借入金」(36.6%。(相談件数ベースで全体に占める割合。以下同じ。))についての相談であった。岡山での相談は倉敷市真備町の相談が約6割を占めているので、戸建て住宅の多い新興住宅地で浸水被害が起こった場合には、「既往の借入金」、詳しくは災害前の住宅ローンがあるのであらたに住宅再建のためのローンが借りられない又は借りられるが負担が重いという二重ローン問題に関する相談が多くなることが分かった。

このように豪雨災害でも震災と同様に二重ローン問題が発生し自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン(以下「自然債務整理ガイドライン」という。)の需要が多くあることが分かった。自然債務整理ガイドラインについて岡山弁護士会は、熊本県弁護士会からサポートをいただき、相談から制度の申込みへの流れはスムーズに行うことができた。1か月や2か月で終わると思われていた方から長くかかりすぎていないかという相談も何件かあったので、今後は自然債務整理ガイドラインを迅速な

手続にする工夫も必要と考える。

#### 2 工作物責任・相隣関係

広島で一番多かった相談が「工作物責任・相 隣関係」(47.6%) についての相談であった。広 島での相談は特定の地域ではなく広い地域から 相談が寄せられ、浸水被害だけでなく土砂の流 入や崖崩れなど様々な被害を受けた被災者から の相談であるので、水害の一般的な傾向を表す 分析結果になっていると思われ(本分析結果98 頁の岡山市の相談内容の傾向は倉敷市より広島 県の傾向に似ている)、過去の豪雨災害でも相 談が多かった「工作物責任・相隣関係」の相談 件数が一番多くなっている。「工作物責任・相 隣関係」は通常の弁護士業務とも関連するが、 災害時は例えば土砂撤去について原則どおり所 有者が撤去すべきと助言するだけでは解決でき ず、公費で土砂を撤去する制度はないか検討し たり、今後の予防についてまで話し合ったりす る必要があり即座に明確な回答が難しい分野で ある。

平時に災害による土砂やガレキの撤去についてどのような場合にどの根拠法令に基づき自治体が撤去を行うことができるか意見交換会を弁護士会と自治体が行っておくことも有益と考える。また妨害予防についての相談も多かった(本分析結果37頁・82頁)ので、各弁護士会で災害ADRが実施できる体制を準備して、話合いでの解決を支援することも重要であると考える。

#### 3 公的支援制度

公的支援制度に関する相談が広島、岡山どちらでも多かった(広島17.3%。岡山13.6%)こと

<sup>1)</sup> 水害における法律相談分析として「平成26年(2014年)8月広島市豪雨災害無料法律相談情報分析結果」が2015年8月に公表されており、これは250件の法律相談を分析したもので、平成30年7月豪雨災害の岡山弁護士会の活動の参考になった。

から災害時には法律相談の紛争解決(防止)機能だけでなく情報提供機能<sup>2)</sup>が求められていることが分かる。公的支援制度は法律上の制度は研修、書籍や内閣府のウェブサイトで把握できるが、災害ごとに変わっていく運用について把握したり、自治体独自の支援制度についても把握したりしなければならない。全てを一人で把握するのは難しいので被災者支援の経験のある弁護士に災害に関する弁護士情報交換メーリングリストで質問したり、自治体に問い合わせたりするなど、支援者も他人に頼ることが重要になる。

#### 4 不動産所有権

不動産所有権に関する相談は広島県(10.9%)・岡山県(9.7%)ともに多かった。特に遺産分割未了で不動産が共有となっていることにより公費解体ができなかったり再建方法を決めることができなかったりするという相談が多く寄せられていた(本分析結果45頁・90頁)。平時から遺産分割を完了させ相続登記を単独名義で行うことが災害時の再建にも役立つことが分かった。被災されたまま放置されている空き家の所有者を調べたいという相談も複数あったことから平時の空き家対策は災害復興の視点からも重要といえる。

#### 5 被災者相談の準備方法

以上見てきたように本分析結果で広島と岡山のいずれでも「工作物責任・相隣関係」「公的支援制度」「不動産所有権」が共通して多かったので、この3つの分野に関する相談ニーズが豪雨災害では多いことは今後の豪雨災害でも共通しているものと思われる。

これらのうち「工作物責任・相隣関係」と

「不動産所有権」については、知識としては日頃の法律相談の知識を応用できる部分が多いので、被災者支援に知識として特に備えるべき点として、「公的支援制度」を理解しておけばよいと考える。

公的支援制度も主な4つを理解すればよいと考える。その4つとは「災害救助法」「被災者生活再建支援法」「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(特定非常災害特別措置法)」と「災害弔慰金の支給等に関する法律」である。これらにプラスして自然債務整理ガイドラインを習得しておけば万全である。日弁連会員専用の総合研修サイトにこれらの研修があるので受講をお勧めする。



#### 相談内容の傾向の推移

#### 1 保険に関する相談

本分析結果53頁(広島)と本分析結果95頁(岡山)の時間の経過による相談内容の傾向の推移を検討する。広島でも岡山でも1年が経過したときに保険の相談割合が増えるのは自宅の再建を進める被災者が増える時期だからと考える。住宅再建について施工業者の見積りと保険会社の見積りの差額の相談がこの時期は増えた。住宅再建の相談には、建築士に同席してもらえたときにはとても実りのある相談になったので、広島県で進んでいるように各地でも士業連携を進めていくべきである。岡山では税金の相談も3.6%と多かったので税理士会との士業連携も進めていきたい。

<sup>2)</sup> 吉江暢洋「復興支援・住宅再建の法的問題」松岡勝実ほか編『災害復興の法と法曹』(成文堂、2016年) 153頁において被災地での法律相談には「紛争防止機能」「精神的支援機能」「パニック防止機能」「情報提供機能」及び「立法事実収集機能」があると指摘する。

#### 2 工作物責任・相隣関係に関する相談

次に興味深かったのが、平成30年7月豪雨から1年を迎える直前の時期に広島も岡山も「工作物責任・相隣関係」の相談割合が増えていることである。これは、再び豪雨シーズンが来る前に平成30年7月豪雨で土砂が流出したりした箇所を補強してほしいなどという災害発生予防の相談が増えることが影響していると思われる。ただ豪雨シーズンの直前の時期に相談に来られてもなかなか早期に解決が難しい問題であるので、早期の段階で話合いや災害ADRの利用を促すことができればよかったと反省している。

#### 3 親族間の問題に関する相談

岡山では、「親族間の問題」の相談割合が発 災から6か月が経過し始めたところから増え始 め1年を経過したころには全体の1割を占めるま でになっている。広島でも6か月から1年を経過 する時期に「親族間の問題」の相談割合が増え ている。この時期には、仮設住宅での生活をす る被災者が増える時期で、特にみなし仮設住宅 (賃貸アパート) での生活を送ることになった 世帯は近隣住民からも支援者からも孤立してし まい、親子間夫婦間の仲が悪くなる世帯もあっ た印象が残っている。親子間、夫婦間どちらで も住宅再建の方針の違いや住宅再建や今後の生 活のためのお金の話についての相談が多かっ た。このことからも災害直後の避難所だけでな く、仮設住宅に移ってからも近隣住民同士の絆 や支援者のケアが重要であることが分かる。



#### 本分析結果に基づく提言

#### 1 公費解体

災害における法律相談により見えてきた問題 点を政策提言につなげること(立法事実収集機 能)は以前の災害の際でも行われてきたが、本 分析結果からもいくつか問題点が判明したので 指摘する。

公費解体に関する相談も多かった(本分析結果42頁・86頁)が、これは公費解体の実施の公表が発災からしばらくたって行われるため、災害直後から被災した家屋の解体を考えている被災者が相談に来ていると思われる。発災後早期に公費解体の実施について公表できるように(現在は都道府県のみ義務付けられている)災害廃棄物処理計画を市町村においても法律で義務付けるべきと考える。平成30年7月豪雨災害の時点で災害廃棄物処理計画を定めていなかった島根県江津市、山口県光市・下松市において公費解体が実施できるにもかかわらず実施されなかった。

#### 2 災害関連死

件数は多くはなかったが、災害関連死に関する相談が寄せられ災害関連性の相談もあったので(本分析結果43頁・88頁)、災害関連死と認められた事例と認められなかった事例を国でまとめて(プライバシーに配慮した形で)公開することが、今後の災害において災害関連性の有無を被災者が判断する手助けとなるし、災害弔慰金審査会の判断の参考にもなり災害ごとや地域ごとで認定にバラツキがでることを防ぎ災害関連死の統一した認定が可能になる<sup>3)</sup>。

<sup>3)</sup> 岡本正著『災害復興法学』』(慶應義塾大学出版会、2018年)138頁以下において、災害関連死の事例の集積、公表、分析をすることが将来の巨大災害に備えた命を守るデータベースになる旨指摘されている。

#### 3 法人に対する支援制度

事業者からの相談において、既往の借入金についての相談が多く(本分析結果64頁・105頁)、個人の場合には自然債務整理ガイドラインを紹介できたが、それができない法人には法的整理の説明しかできなかった。法人についても事業を継続させることが地域の復興につながるので、自然債務整理ガイドラインを法人が使えるように検討すべきである。

また、法人の事業者からは、公的支援制度に関する質問も多かったこと(本分析結果65頁・106頁)から、法人にも被害を受けたことによって支援を受けられる被災者生活支援金のような事業者向け制度を作る必要がある。制度内容としては、コロナ禍における持続化給付金が参考になるのではないかと考える。



## まとめ

以上見てきたように広島と岡山での共通点を

まず弁護士や弁護士会で対応できるように準備をして、災害ごとに特徴のある相談や個別のケースに対応できるよう士業連携や行政との被災者支援制度の意見交換などを進めていくことが重要と考える。本分析結果が令和2年7月豪雨災害など現在行われている被災者支援や今後の被災者支援の指針の1つになることを願っている。

[中国地方弁護士会連合会災害復興支援に関する委員会委員長]



平成30年7月豪雨災害の被災地を視察する菊地裕太郎前日弁連会長(右)と筆者(左)

『自由と正義』2021年1月号より転載 (無断転載禁止)

# 電話相談対応について

環境保全・災害対策委員会 副委員長 青木 一馬

# 1 はじめに

当会では、平成30年7月11日から、令和元年12月 23日まで、無料の電話相談を行いました。平成30 年12月末までは、土・日・祝日を含めた12:00~ 16:00まで毎日実施しました。その後は、相談件数 に応じ、徐々に開催日を減らしていきました。電話 相談を担当する弁護士が担当日に弁護士会に待機し、 相談者からの電話にその場で対応するという方式で 行いました。電話相談の件数は合計で1,019件との ことで、多数の方にご利用いただけました。

## 2 相談について

私が受けた相談の多くが住宅ローン等の借入金の 相談でした。自然災害債務整理ガイドラインの利用 の流れなどについての問い合わせが多かったと思い ます。また、罹災証明や被災者生活再建支援金など、 公的支援制度の問い合わせも多くありました。相談 者の多くが倉敷市の方でした。普段の弁護士業務で はなかなかない相談も多くありましたが、弁護士会 が準備した電話相談室には、マニュアルや資料・書 籍なども充実していました。当委員会の大山知康委 員長(当時)も電話相談室に来てくださったり、電 話でアドバイスなどもしていただきました。

# 3 感想

発災直後から関係者の皆様のご尽力により迅速に 電話相談が開始されました。当時は、被災者の方も 混乱の中にあり、どこになにを相談してよいかわか らない、といった方も多くいたと思います。弁護士 会の迅速な対応で、ひとまず安心できた方がたくさ んいたのではと思います。

司法書士会の方では、弁護士会の相談時間が16時 までであることから、16時から電話相談を行われた とのことです。土業間の連携の先駆けを感じました。 自らも被災者となったり、生活に影響がでた方も

たくさんおられたと思いますが、多くの先生方が相 談を担当されました。弁護士会に待機する方式は相 談担当者には負担となる部分もありますが、相談者 からすると即座に相談できるので利便性が高いとい えます。沢山の先生方のご協力のおかげで、電話相 談については一部の方に負担が集中するということ も少なかったのではと思います。

これまで岡山県では経験のないような大きな災害 を前に、多くの方々が一致団結したことで、少しで も被災者の皆様のお役に立てたのではないかと思い ます。毎年のように豪雨災害が発生しており、今後 も今回の経験をもとに被災者の皆様のお役に立てる 活動を続けていきたいと思います。



災害法律無料電話相談に対応している様子

# 被災直後の被災地での 相談会活動について

環境保全・災害対策委員会 委員 三木 悠希裕

# 1 発災状況、被災状況について

岡山県では、平成30年7月5日に、梅雨前線が中 国地方を南下し、大雨となりました。同日夜には、 前線が瀬戸内付近まで南下し、県内の雨は小康状態 となりましたが、同月6日は再び前線が北上し、中 国地方に停滞したため、朝から雨が降り続き、同日 後半から7日前半にかけ、前線活動が活発化して、 県内では記録的な大雨となりました。岡山地方気象 台は、県内24市町村に大雨特別警報を発表しました。

岡山県の管理する河川のうち、10河川16か所で堤防が決壊しました。倉敷市真備町では、高梁川と小田川の水位上昇に伴い、小田川で2か所、その支川で6か所の堤防が決壊し、広い範囲で浸水被害が発生しました。また、土石流や地滑り、がけ崩れ等の土砂災害が56か所で発生しました。これらにより、倉敷市を中心に、広範囲で死傷者や家屋の損壊等の甚大な被害を受けました。

# 2 発災直後の活動について

岡山弁護士会では、平成30年7月6日の発災後の同月9日には岡山弁護士会ニュース第1号を掲載し、同月11日には、災害無料電話相談を開始しました。さらに、県内9つの法律相談センターでの災害関連相談の無料化も実施しました。

また、兵庫県弁護士会の津久井進会員を岡山弁護士会館にお招きし、災害対応に関するご講演をいただき、同月26日に、倉敷市玉島支所で、初の出張相談会を実施しました。

その後、8月から9月にかけての被災地での豪雨 災害に関する出張相談会は、以下のとおりです。ま たこれとは別に、8月14日から、倉敷西ビルにおい て、毎週火曜日に豪雨災害相談を実施しました。

8月7日 岡山北商工会上道支所

8月9日 倉敷市役所水島支所

8月10日 倉敷市立薗小学校(初の避難所での 相談会) 8月17日 倉敷市役所玉島支所

8月19日~31日 倉敷市役所本庁

8月20日 岡山市東区役所

8月21日 総社西公民館久代分館

8月27日 倉敷市立第二福田小学校(避難所)

8月30日 総社市市民会館

9月6日 清音公民館(避難所)

9月10日 倉敷市役所玉島支所

9月13日 山手公民館(避難所)

9月18日 岡山市立御津公民館

9月20日 昭和公民館(避難所)

9月25日 倉敷市役所玉島支所

9月27日 総社西公民館(避難所)

上記、9月までの出張相談会だけでも、相談件数は229件に上りました。

# 3 他会からの応援について

上記出張相談会では、兵庫県弁護士会や鳥取県弁 護士会から、会員を応援で派遣いただきました。

兵庫県弁護士会から、8月9日の倉敷市役所水島 支所の相談会に3名、同月10日の倉敷市立薗小学校 の避難所での相談会に4名、同月20日の岡山市東区 役所の相談会に2名、同月21日の総社西公民館久代 分館の相談会に2名応援いただきました。また、鳥 取県弁護士会から、8月30日の総社市市民会館の相 談会に、1名オブザーバーとして参加いただきました。

なお、出張相談会ではありませんが、災害無料電話相談に関して、東京3会の先生方が、電話転送を受けてご対応いただきました。その他、各地の弁護士会から義捐金や、情報のご提供、ご助言をいただいています。この場を借りて、改めて、お礼申し上げます。

# 4 倉敷市立薗小学校での 出張相談会について

8月10日、倉敷市立薗小学校で、初めての避難所

での出張相談が実施されました。この相談会におい ては、前述のとおり、兵庫県弁護士会から、4名の 応援をいただき、午後4時から午後7時まで実施し ました。なお、この日は、日本司法支援センター (法テラス) の代表者である板東久美子理事長(元 消費者庁長官・岡山県ご出身)も視察に来られまし た。

相談スペースは、避難者が寝起きしている体育館 の入り口付近と、冷房が入るコンピュータ教室に設 置しました。いずれも土足禁止でした。また、相談 スペースでの相談が一段落すると、体育館内を回っ て、何か困りごとがないか声掛けを行いました。体 育館には、段ボールベッドと仕切りのカーテンが設 置されていましたが、冷房器具は扇風機だけでした。 相談件数は、20件でした。

相談内容としては、倉敷市真備町が住宅地である こともあり、自然災害債務整理ガイドラインに関す る相談が多くありました。また、不動産が多数の共 有状態になっている問題や、相続登記がされていな いことの問題など、今後の公費解体や処分の前提に 関する相談も多くありました。その他、災害弔慰金 や、生活再建支援金等、今後の生活再建に向けての 制度の相談が多かった印象です。

# 5 終わりに

岡山弁護士会では、被災した自治体と災害協定を 結んでいたこともあり、法律相談の共催ができ、速 やかに役所での法律相談会を実施することが出来ま した。しかし、当時は、一部の自治体との間で災害 協定を締結できておらず、相談会の実施ができな かったことがありました。そこで、岡山弁護士会は、 岡山県内の各自治体との災害協定締結を進め、令和 3年11月24日、岡山県内全27市町村との間で災害時 における法律相談業務等に関する協定を締結するに 至りました。

適切な情報を適時に被災者に提供することは、そ の後の生活再建を行う上で、極めて重要であり、そ のためには、被災自治体との間で災害協定を締結し ていることが必要であると言えます。そういう意味 では、倉敷市立薗小学校の避難所での出張相談会は、 情報提供のタイミングとしても、また、被災者のい る場所に赴くというアウトリーチ型という方法とし ても、非常に適切なものであったものと思います。

また、令和4年1月14日には、岡山県被災者支援 士業連絡協議会を設立しました。今後は、他士業と 連携し、ワンストップで対応できるような、相談会 の質の向上も図っていきます。



避難所(園小学校)での出張相談会の様子(8月10日)

# 真備支所での相談会について

# 1 はじめに

当会と倉敷市は、平成29年3月に、地震等による 災害時の被災者等を対象とした法律相談の実施について、「災害時における法律相談業務に関する協定」 を結んでいます。当会は、同協定に基づき、平成30 年7月26日より平成30年7月豪雨災害に関する無料 法律相談会を行ってきました。真備支所での相談会 は、平成31年4月12日から令和5年7月26日まで合 計66回(13時から17時まで)行い、延べ265件の相 談に対応しました。私は、唯一、すべての真備支所 での相談会に相談担当者として参加しました。

# 2 真備支所での相談会について

#### (1) 相談内容など

相談者からの相談内容は多岐にわたるもので した。相談内容の傾向等については、すでに当 会と中国地方弁護士会連合会及び広島弁護士会 と共同で、平成30年7月豪雨において岡山弁護 士会と広島弁護士会が行った被災者のための無 料法律相談の相談情報の詳細な分析がなされて おり、「平成30年7月豪雨 無料法律相談 相談 データ集計及び分析結果」において確認できま すので、そちらをご覧ください。私の印象で も、真備支所での相談会が始まって1年ほどは、 「自然災害による被災者の債務整理に関するガ イドライン」(被災ローン減免制度)に関する 相談などの既往の借入金に関する相談や公費解 体などの不動産に関する相談、公的支援制度に 関する相談が多くあったように思います。その 後は、復興の過程で、用地取得、契約問題、建 築トラブル、災害リバースモーゲージ、相隣関 係、相続や離婚などの家族間の問題、不動産登 記や税金の問題などの相談がありました。

#### (2) 相談会を担当して

相談会が始まった当初は、被災ローン減免制 度に関する相談など即答できる場面は少なく、

#### 環境保全・災害対策委員会 委員 原 幸徳

持参した文献等を調べるなどし、わからない場合には、後日電話で回答するなどしてできる限り丁寧に対応することを心掛けました。また、相談者は被災された本人や家族であることがほとんどでしたので、いろいろとご苦労された話を聞くなどして、被災者へ寄り添うことに努めました。おかげで、いつも同じ先生がいてくれるから安心して相談できるとリピーターで何度も来てくださった方などがいました。甚だ微力ではありますが、被災者の不安解消の一助となれたのであれば、幸いです。

被災者支援活動としての被災地相談を継続して担当することができ、私自身かけがえのない 経験となりました。



真備災害相談会の会場前で撮影

# 自然災害債務整理ガイドラインによる 被災者支援

自然災害債務整理ガイドラインPT 座長 森 智幸

# 1. 自然災害債務整理ガイドライン

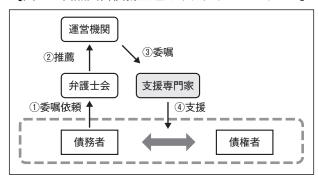
西日本豪雨では、岡山県内の住宅につき全壊4,830 棟、半壊3,364棟の被害が発生しました。特に、大 規模な浸水被害があった倉敷市真備町は、全半壊 5,492棟と大きな被害を受けており、築年数の浅い 住宅が多数存在していたために住宅ローンを抱えて 被災した世帯が多数に上りました。

このような状況下、被災により住宅が使用できないにもかかわらず住宅ローンの支払いが残っている 多くの被災者について、住宅ローンの支払いをどう するかが大きな課題となりました。

この点、自然災害の影響によって住宅ローン等を 弁済できなくなった個人の債務者について、一定の 条件を満たせば500万円までの預貯金と公的支援金 などを手元に残した上で債権者の了解のもと債務の 減免を得ることを認める「自然災害による被災者の 債務整理に関するガイドライン」(以下「ガイドラ イン」といいます。)があります。ガイドラインは、 ①信用情報機関に登録されずに債務整理ができる、 ②相当額の資産を残すことができる、③支援専門家 の手続支援を無料で受けられる、④原則として保証 人に請求されないという点で被災者の生活再建に資 する制度であり、被災者の住宅ローン等の債務を整 理するにあたっては最も有効な方法です。

ガイドラインの利用を希望する被災者は、住宅ローン債権者等に利用の申出を行い、債権者の手続着手の同意を得た上で、弁護士会に支援専門家委嘱依頼を行います。弁護士会は一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関に弁護士を推薦し、同運営機関は推薦のあった弁護士を支援専門家として委嘱します。支援専門家は債務者と債権者の協議を支援し、協議がまとまれば簡易裁判所の特定調停により債務整理が成立します(【図1】参照)。

【図1 自然災害債務整理ガイドラインのスキーム】



# 2. 当会の体制

当会では、災害発生直後に災害対策本部を設置しましたが、住宅ローンの相談が相談全体の3割強を占めたこと、ガイドラインの運用には専門的知見が必要であること、金融機関、裁判所等の渉外対応が必要となるなど活動が多岐にわたることから、災害対策本部とは別組織として自然災害債務整理ガイドラインPTを設置することとし、平成30年8月の常議員会でPTの設置が正式に承認されました。

# 3. 登録支援専門家

当会では、平成28年4月に発生した熊本地震におけるガイドラインの利用に対応するため登録支援専門家として24名が登録していましたが、多数の住宅被害の状況からすれば、明らかに登録者数が不足していました。

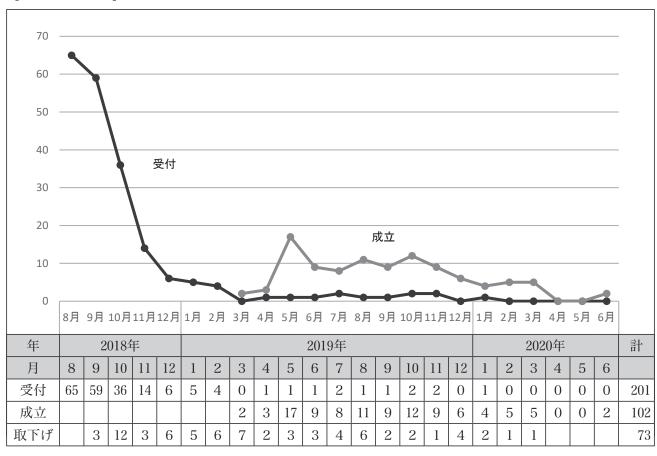
そこで、平成30年7月18日、当会会員宛に支援専門家登録の依頼文を発出し、また、7月19日に開催されたガイドラインの研修会においても、支援専門家登録のお願いをしました。その結果、7月中に45名の方に登録申請を頂き、常議員会の議決を経て正式に登録頂きました。その後も、多くの方に登録申請を頂き、103名の方に支援専門家として登録頂きました。

# 4. 案件状況

会内の体制整備を進めながら、平成30年8月1日より委嘱依頼の受付を始めました。令和2年6月末時点で201件の委嘱依頼を受け付けています(「コロナ特則」の案件をのぞく。)。平成31年3月に初めて

調停が成立したのを皮切りに、登録支援専門家の尽力のもと順次調停が成立しています。他方、返済比率が低かったり、資産超過であったりするなどして、取下げで終了した案件も多くあります。案件の推移は【図2】のとおりです。なお、取下げの理由は【図3】をご参照ください。

## 【図2 案件推移】



#### 【図3 取下げの理由】

取り下げ理由	件数	備考	
年収・返済比率基準 不充足	17	<ul> <li>【年収・返済比率ともに不充足と判断された事例】</li> <li>・年収1000万円 返済比率19%</li> <li>・年収900万円 返済比率21%</li> <li>【返済比率が不充足(特段の事情も認められない)と判断された事例】</li> <li>・年収700万円 返済比率24%</li> <li>・年収670万円 返済比率26%</li> <li>・年収690万円 返済比率31%</li> </ul>	
資産超過	8		
その他	11	・自己都合で取り下げ ・既にリフォームに着手しており、追加融資を急いだため ・保証人の資産調査を求められたため ・債権者1社は応じてくれたが、別の1社が特段の事情はないと主張	

(岡山弁護士会/支援専門家の終了報告集計より)

# 5. 自然災害債務整理ガイドラインPT の活動

PTの活動をご紹介します(詳細は【図4】参照)。

#### (1) 支援専門家フォロー

当会では、熊本地震の際に支援専門家として活動した1名以外はガイドラインの経験がなかったため、案件を担当頂く支援専門家のフォローが喫緊の課題でした。そこで、PTでは支援専門家のフォローとして以下の取組を行いました。

#### ① 研修

8月30日、熊本県弁護士会の渡辺裕介弁護士、 榎崇文弁護士を講師としてお招きし、ガイドラインの研修を行いました。この研修では、ガイドラインの基礎的な内容から支援専門家として の活動に至るまで幅広く講義頂きました。なお、 研修前の時間に、PTメンバーと講師との意見 交換会を行い、ガイドラインの運用面について も示唆に富むアドバイスを多数頂き、熊本会の 運用を大変参考にさせて頂きました。

#### 【図4 自然災害債務整理ガイドラインPT活動一覧】

E	日付	活動内容		
2018	7/30	金融機関との意見交換会(第1回)		
	8/2	自然災害債務整理ガイドライン運営機関との意見交換会(第1回)		
	8/2	個別金融機関勉強会		
	8/9	記者レク		
	8/10	個別金融機関面談		
	8/16	個別金融機関面談		
	8/20	日弁連テレビ会議		
	8/21	個別金融機関との意見交換会		
	8 / 24	不動産鑑定士協会との意見交換会(第1回)		
	8 / 29	簡易裁判所との意見交換会(第1回)		
	8/30	熊本県弁護士会PTとの意見交換会 自然災害債務整理ガイドライン研修(熊本会:渡辺裕介弁護士、榎崇文弁護士)		
	9/5	自然災害債務整理ガイドライン運営機関との意見交換会(第2回)		
	9/26	不動産鑑定士協会との意見交換会(第2回)		
	10/10	簡易裁判所との意見交換会(第2回)		
	10/22	不動産鑑定士協会との意見交換会 (第3回)		
	10/22	金融機関との意見交換会(第2回)		
	11/5	簡易裁判所との意見交換会(第3回)		
	11/6	自然災害債務整理ガイドライン運営機関との意見交換会(第3回)		
	12/4	不動産鑑定士協会との意見交換会(第4回)		
	12/18	簡易裁判所との意見交換会(第4回)		
2019	1 /23	個別金融機関との意見交換		
	1/31	報告会兼勉強会		
	2/5	不動産鑑定士との意見交換会(第5回)		
	2/13	金融機関との意見交換会(第3回)		
	2/28	岡山地方裁判所委員会オブザーバー参加		
	3/28	不動産鑑定士との意見交換会(第6回)		
	4/5	記者会見(GL成立報告)		
	4/10	簡易裁判所との意見交換会(第5回)		
	5/20	金融機関との意見交換会(第4回)		

#### ② 支援専門家メーリングリスト

担当案件に関する質問・相談、関連情報周知の場として、支援専門家が登録するメーリングリストを作りました。研修講師をはじめ複数の熊本弁護士会所属の皆様に無理を言ってメーリングリストに登録頂き、多くの貴重なアドバイスを頂いています。

#### ③ 報告会兼勉強会

平成31年1月31日に、報告会兼勉強会を行いました。進行中の案件について各担当者から紹介頂き、案件や処理方法の共有化を図りました。

#### ④ 班長制

ガイドラインの利用に関しては、毎月の業務報告書の提出、債務整理開始の申出書提出後原則3か月以内の調停条項案提出等、案件の進捗管理にあたって諸々の留意点があります。そのため、案件の大まかな進捗状況を把握しておく必要があると考え、班長制を採用して10名の班長がそれぞれ進捗状況を確認することとしました。班長が確認した進捗状況はPT内で共有し、全体の状況と個別案件の状況の把握に努めました。なお、大多数の案件が終了したことにより、班長制は終了しました。

#### (2) 金融機関対応

ガイドラインは、被災者が金融機関に利用申出 を行い、金融機関の着手同意を受けて開始するこ と、金融機関との合意に基づき債務を整理するこ とから金融機関の理解を得る必要がありました。 そこで、中国財務局岡山事務所に金融機関との意 見交換会の実施を依頼したところ、平成30年7月 30日、県内に営業店を持つ金融機関等32社、財務 事務所、銀行協会、弁護士会が一堂に会した意見 交換会が開かれました。この意見交換会において、 ガイドラインの概要説明に加え、被災者への広 報・周知の徹底、手続着手への同意、被災者の生 活再建に繋がる柔軟な処理、弁護士会との協働・ 連携について依頼しました。早期に意見交換会が 実施できたため、安定的かつ統一的なガイドライ ンの運用に一定程度効果があったのではないかと 思います。

#### (3) その他関係機関との対応

これ以外にも、特定調停の運用に関し岡山簡易 裁判所と、不動産評価に関し不動産鑑定士協会と、 それぞれ複数回意見交換を実施し、ガイドライン の適正かつ迅速な運用の実現に向けて活動しました。

## 6. 今後に向けて

西日本豪雨後も全国で大規模な自然災害が頻発しています。当会で得られた知見、ノウハウをもとに、 今後の被災者支援、ひいては被災地の復興に繋がる 活動をしていきたいと思います。

# 岡山仲裁センターの災害ADR

# 1 岡山仲裁センターについて

「市民に関わる法的紛争が飛躍的に増大し、かつ 複雑化している今日の社会において、法律相談から 紛争解決までを視野に入れた、市民にとって身近で 利用しやすい紛争解決手続が強く求められている。 岡山弁護士会は、このような市民の期待に応えるた め、弁護士を中心とした各分野の専門家が互いに協 力し、当事者の主張に公正な立場で真摯に耳を傾け、 当事者の自律的な紛争解決能力を最大限に尊重する ことによって、迅速で納得のゆく解決を図ることを 目的とする『岡山仲裁センター』を、ここに開設す る。」

これは、岡山仲裁センターに関する会規の前文です。会規に前文が設けられることは珍しく、設立時の熱意が伝わってきます。岡山仲裁センターは、岡山弁護士会が設置・運営するADR(Alternative Dispute Resolution:裁判外紛争解決手続)機関として、会規前文に掲げられた意義、手法、目的を根幹にして、平成9年の設立以後20年以上にわたり、多数の紛争解決に寄与してきました。

# 2 災害ADRについて

平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震などにおいて、災害に関連して生じる紛争の解決手段として、各地の弁護士会が設置したADR機関が活用され、「人間関係の復興」の一助となってきました。当会の仲裁センター運営委員会でも、先行する弁護士会の経験や知見を参考に、大規模な自然災害の発生に備え、災害時のADR体制について検討を行っていましたが、平成30年豪雨災害の発生を機に急ピッチで制度設計や準備を進め、平成30年8月の常議員会で「災害時における岡山仲裁センターの手続等に関する規則」が制定されました。

具体的な内容としては、被災者の手続負担をできる限り軽減するため、①申立てを通常よりも簡易な手続で可能とする(申立時の紹介状や必要書類の添

仲裁センター運営委員会 元委員長 菅 真彦

付を不要とするなど)とともに、必要に応じて「申立サポート弁護士」の援助を受けられるようにする、②経済的な負担の軽減として、申立手数料及び期日手数料を免除すること、成立手数料を2分の1に減額すること、が定められています。また、岡山仲裁センターでは、平時から、必要に応じて紛争当事者の居住地や紛争現場へ仲裁人が出向いて期日を開催する運用を行っていますが、災害時においても、被災した当事者の移動の負担を軽減するため、地方自治体等の協力も得て、当事者の近傍の市町村役場等での期日開催を通常に増して積極的に行うこととしました。

上記規則は、平成30年豪雨災害を直接の契機として制定されましたが、適用対象は平成30年豪雨災害に限られておらず、大規模な災害が発生した際、会長と仲裁センター運営委員会委員長が協議し、当該災害に起因する紛争につき災害ADRを適用するかを決定することとしています。平成30年豪雨災害については、上記規則の制定と同時に適用が決定され、平成30年8月10日から運用がスタートしました。規則上は1年ごとに適用を継続するか判断することになっており、令和5年現在、継続して適用対象となっています。

# 3 災害ADRの運用状況

- (1) 運用開始に前後して、記者会見、「岡山弁護士会ニュース」への掲載、チラシ配布など、災害ADRを被災者に知ってもらう活動を行いました。また、会員向けの説明会を開催し、法律相談からADRへの誘導、災害ADRにおける仲裁人候補者の登録等について説明、協力依頼を行いました。
- (2) 平成30年豪雨災害に係る災害ADRの申立等 の件数は以下のとおりです。
  - ・申立件数:17件(平成30年度:9件、平成31 (令和元)年度:6件、令和2年度:2件)
  - ・申立サポート対応件数:17件(サポート後に

申立てがあった件数:11件、サポート後に申立てに至らなかった件数:6件)

- ・応諾(手続に参加して話し合いのテーブルに 着いた)件数:14件(申立件数の82.3%)
- ・和解成立件数: 9件(事実上の解決含む)(申立件数の52.9%、応諾件数の64.3%)
- ・申立事件の類型の内訳等

土砂崩れによる原状回復、損害賠償請求関

係:8件

請負関係(修理、建物再建等): 3件

賃貸借関係: 3件

その他損害賠償請求: 2件

保険金請求:1件

# 4 所感、今後に向けて

災害ADRの規則制定は、平成30年より前から検討はしていたものの、「岡山は大丈夫だろう」という根拠のない思い込みもあり、なかなか進んでいませんでした。そのような中での豪雨災害の発生を受け、実質的には発災後約1か月という短い期間で付け焼き刃的に規則制定を行い、並行して様々な準備を行うこととなってしまいました。仮に、災害発生前に規則が制定されていれば、もっと早くに運用開始ができ、広報もより充実したものができたと思われます。言い古されたことですが、平時における災害への備えの重要性を痛感させられることになりました。

しかし、仲裁センター運営委員会の委員、弁護士会執行部・事務局、仲裁人や申立サポート弁護士、法律相談を担当していただいた会員の皆様の協力のもと、運用開始後は大きな混乱なく災害ADRを実施することができたと考えています。

申立件数としては17件と、想定していたよりも少ない件数となりました。広報が十分でなかったのか、災害の性質によるのか(主に倉敷市真備町で多数発生した、いわゆる二重ローン問題は、ADRではなく自然災害債務整理ガイドラインで解決が図られたことなど)、その原因について仲裁センター運営委員会において精密な検討はできておりませんが、たとえ件数が多くなかったとしても、災害に起因して生じた紛争がADRを通じて解決が図られ、被災者の生活再建、被災地の復興に少しでも寄与できたとすれば、活動の意義があったものと考えます。なお、

運用状況で目を引く点として、応諾率が申立件数に対して82.3%と高かったことが挙げられます(申立件数17件のうち、相手方に応諾を求める前に申立人が取下げた件が2件あり、それらを除けば、15件中14件(93.3%)が応諾されています)。当事者(特に相手方となった方)の紛争解決への意向の強さがうかがわれるところであり、両当事者が、多くの場合いずれも被災者であり、大きく言えば災害からの復興という同じ方向を向いている、という災害ADRの特徴の一端が表れているものと思われます。

また、上記規則が平成30年豪雨災害を契機に制定されたことで、災害ADRに関する一定の枠組みができていたことから、新型コロナウイルス感染症対応については、比較的スムーズに災害ADRの運用ができました(令和2年6月以降、新型コロナウイルス感染症に起因して生じる紛争についても、災害ADRが適用されることが決定されています)。

今後、不幸にもまた災害が生じた場合には、より 多くの方に災害ADRを知っていただき、広く活用 されるよう、広報(対外的、対内的とも)や地方自 治体との連携に一層力を入れ、平時のうちから取り 組んでいきたいと考えています。





# 岡山弁護士会における被災者支援のための 自治体・弁連・他団体との連携体制について

岡山弁護士会環境保全・災害対策委員会 前委員長 大山 知康

# 1 はじめに

平成30年7月豪雨災害の際に、日本弁護士連合会 (以下「日弁連」といいます。)、中国地方弁護士会 連合会(以下「中弁連」といいます。) や各地の弁 護士会からサポートを受けて岡山県内の被災者支援 を行うことができました。

また、岡山弁護士会では、平成30年7月豪雨災害の前から取り組んでいた岡山県内の全市町村との災害時協力協定の締結を令和3年11月に完了しました。令和4年1月には、岡山県被災者支援士業連絡協議会の設立をして、様々な団体と連携した被災者支援体制が実現しましたので、岡山弁護士会環境保全・災害対策委員会委員長(令和3年3月まで)として私が関わっていたことから以下報告します。

### 2

#### (1) 日弁連からのサポート

日弁連災害復興支援委員会の津久井進委員長 (当時)には発災の1週間後に研修講師としてお 越しいただき、他士業の専門家や支援団体にもご 参加いただいたこともあり、岡山弁護士会館の大 会議室がほぼ満席(約200名)となり多くの支援 者に被災者支援に必要な勇気と知識を与えていた だきました。

日弁連から義援金をいただき相談担当弁護士の 日当や交通費を賄うことができました。(義援金 については日弁連以外にも各都道府県の弁護士会 からも合わせて1100万円を超える金額の義援金を いただきありがとうございました。)

電話相談について、発災後しばらくは岡山弁護士会の担当者だけで対応できる件数を超えていたので、日弁連で主に東京3会の先生方に転送した電話を受けていただき、鳴り続ける電話相談に対応することができました。

発災の翌月に、菊地裕太郎日弁連会長(当時) に現地視察にお越しいただき、伊東香織倉敷市長 と面談が実現し、倉敷市長から弁護士会の相談会 開催に倉敷市として協力するというお言葉をいた だくことができその後5年間100回を超える現地 相談の開催につながりました。



発災当時の菊地日弁連会長と倉敷市長の面談の様子

日弁連からは、様々な助言をいただきながら被 災者支援を行いましたが、一番大きなものとして は、発災直後から特定非常災害特別措置法の適用 を地元選出の国会議員を通じて政府に呼び掛ける ようにご助言いただき、岡山弁護士会の会員でも ある山下貴司衆議院議員から政府にご進言いただ き、特定非常災害特別措置法が平成30年7月豪雨 災害に適用されることになりました。これは、特 定非常災害特別措置法が豪雨災害に初めて適用さ れる先例となりその後の令和2年7月豪雨災害な どへの同法の適用につながりました。なお、山下 議員には、岡山市での相談会開催にもご尽力いた だき、岡山市内でも無料の被災者法律相談会を開 催することができました。この場をお借りして山 下議員に感謝と敬意を表します。

日弁連の嘱託弁護士である鈴木秀昌弁護士に担当していただき「平成30年7月豪雨災害無料法律相談データ分析結果」を作ることができ、今後の災害への教訓を残すことができました。

最後に忘れてはならないのは、日弁連が作成していた「被災者生活再建ノート」を1万部印刷していただいて、2か月程度で9000部以上配ることができました。(残ったものもその後の豪雨災害

の被災地に送りました。)発災直後は情報がまと まっている資料がなかったので被災者や支援者に とても喜ばれました。

## (2) 中弁連からのサポート

平成30年7月豪雨災害の直前に、中弁連で災害 復興支援基金を設置していたので、義援金を早期 に中弁連から受け取ることができました。

豪雨災害の経験があり平成30年7月豪雨災害でも大きな被害のあった広島弁護士会の活動を中弁連災害復興支援に関する委員会の会議やメーリングリストを通して知ることができ、岡山弁護士会が何をすべきかを知ることができました。

日弁連による「平成30年7月豪雨災害無料法律相談データ分析結果」の対象期間が約4カ月のものであったので、約1年3カ月を対象期間とする法律相談分析を中弁連から鈴木弁護士にお願いをして、さらに内容を拡充した「平成30年7月豪雨災害無料法律相談データ分析結果」を作成することができ、その後の豪雨災害時の弁護士会の相談会の参考になったと考えます。同分析結果は、岡山弁護士会ウェブページからご覧いただけます。

## (3) 各地の弁護士会からのサポート

兵庫県弁護士会からは、発災当初の相談会に多くの相談担当弁護士を派遣していただきました。 会内で被災者支援の経験がないのに相談会を開催 しても対応できるのかという声に「兵庫県弁護士 会に応援に来てもらえます」と答えることができ、 迅速な相談会の開催につながりました。同じ中国 地方の鳥取県弁護士会からは、岡城直幸弁護士に 相談担当として来ていただきました。

熊本県弁護士会には、自然災害債務整理ガイドラインの運用を行った先進弁護士会として多くのご助言をいただくことができ、岡山弁護士会が200件を超える手続着手の申出に対して登録支援専門家による手続き支援を行うことができました。

徳島弁護士会の堀井秀知弁護士には中弁連と四 国弁護士会連合会の災害時協力協定に基づき、岡 山弁護士会の情報発信(弁護士会ニュースなど) の内容に誤りがないかの確認など多くのご助言を いただきました。 3

## (1) 岡山県内の全市町村との災害時協力協定締結 完了

岡山弁護士会は令和3年11月に岡山県和気町と「災害時の法律相談等に関する協定」(以下「災害時協力協定」といいます。)を締結し、県内の全27市町村と災害時協力協定を締結することができました。私は、岡山弁護士会環境保全・災害対策委員会委員長として協定締結に関わりました。協定締結に関わってくださった歴代岡山弁護士会執行部の皆さま、岡山弁護士会環境保全・災害対策委員会の委員の皆さま、そして市町村の皆さまありがとうございました。



県下27市町村との協定締結となった和気町での調印式

都道府県内の全市町村と災害時協力協定を締結した弁護士会は、和歌山弁護士会に続いて全国2例目で、中四国初となります。平成28年12月の赤磐市との災害時協力協定の締結から、平成30年7月豪雨災害を経ての約5年での悲願達成となりました。これで、岡山県内の全ての地域で災害発生後、直ちに被災者のための法律相談会を開催することができるようになりました。

岡山県は災害が少ないので平成30年7月豪雨災害の前は協定が災害時に実行されることはおそらくないだろうなと思っていましたが、災害時協力協定を締結することで自治体と弁護士会が協定を締結することにより安心感を市民に与えられればと考えて協定締結を進めていました。

14市と災害時協力協定を締結した段階で、平成 30年7月豪雨災害が発生しました。被害の大き かった倉敷市や総社市では協定締結済みだったの で、災害後の早い段階から相談会を現地で開催す ることができました。「協定を締結していたので 市としても早く法律相談会を開催したいと考えて いた。」「協定を締結しているので相談場所の確保 も庁内でしやすかった。」などと自治体職員の方 に言っていただき、迅速な法律相談をするのに協 定が役立ったことを実感しました。逆に、協定を 締結していない自治体に法律相談会の開催を提案 したところ、法律相談ニーズがないなどと言われ て開催することができず悔しい経験もしました。

この反省から岡山弁護士会では平成30年7月豪 雨災害の支援が落ち着いた頃から、県内全市町村 との協定締結を目標に、残りの13市町村と災害時 協力協定を締結していきました。平成30年7月豪 雨災害後は、岡山弁護士会が1800件を超える被災 者からの法律相談を受けた実績や、協定を締結し ていない自治体で法律相談会ができなかったお話 をすることで協定の必要性を理解していただけた ので、どの自治体も積極的に岡山弁護士会と協定 を締結してくださいました。

また、平成30年7月豪雨災害の前の災害時協力協定には災害ADR(災害時における仲裁手続)を入れていなかったので、災害ADRを被災地で開催する際に少し手間取った反省から(最終的には被災地で開催できました)、後半の自治体との協定では災害ADRも協定の内容に追加しました。平成30年7月豪雨災害前に協定を締結していた自治体との協定には災害ADRに関する条項が無かったので、災害ADRを組み込む改定を進め、令和5年10月に全自治体と改定が完了しました。

(2) 岡山県被災者支援士業連絡協議会設立について 令和4年1月に、岡山弁護士会も呼びかけ会と して準備を進めていた岡山県被災者支援士業連絡 協議会が設立されました。

岡山県被災者支援士業連絡協議会は、岡山県で の災害時における被災者・被災地支援活動及び平 時における被災者・被災地支援に関する情報共有 等を参加団体が相互に協力して行うことを目的に 7つの士業団体が立ち上げました。なお、私は岡 山県被災者支援士業連絡協議会の事務局長になり ました。

発足時の岡山県被災者支援士業連絡協議会の参加団体は、岡山弁護士会、岡山県司法書士会、岡山県土地家屋調査士会、公益社団法人岡山県不動産鑑定士協会、公益社団法人岡山県社会福祉士会、



岡山県被災者支援士業連絡協議会調印式での記念撮影

公益社団法人日本技術士会中国本部岡山県支部、 及び一般社団法人岡山県建築士会です。

このように参加団体は、法律系、福祉系及び技術系の士業団体が設立時の参加団体となっているので、対応できる専門分野が広い点が岡山県被災者支援士業連絡協議会の強みと考えます。

具体的には、災害時において一度に様々な専門家に相談できるワンストップの相談会の迅速かつ継続的な開催が可能になります。また、平時においても防災・減災を目的とする活動でのそれぞれの専門分野を活かした連携が可能となります。

以前から、広島県における士業連携をお手本にしたいと考えていましたが、岡山県被災者支援士業連絡協議会の設立を行動に移すきっかけとなったことは、平成30年7月豪雨災害において士業連携の準備ができていなかった経験です。そのような状況でも、岡山弁護士会の法律相談に日本技術士会中国本部岡山県支部から相談員を派遣していただいたり、岡山弁護士会と岡山県司法書士会の電話相談の受付時間が重複しないように岡山県司法書士会に配慮いただいたりするなどの連携は見られました。

しかし、平成30年7月豪雨災害において組織的に迅速かつ継続的な士業連携をすることはできていませんでした。私の経験としても、被災地での法律相談で多くの方から、「被災家屋をリフォームすべきか、建て直すべきか」について聞かれましたが、答えることができず岡山県建築士会の相談窓口を紹介したり、仲間の大工さんが来てくれる別の日時の相談会にもう一度来てもらったりするなど、被災された方に負担をかけることが多くありました。この経験から、岡山県内の被災者・

被災地支援に関する士業連携のための協議会を設立することは岡山弁護士会環境保全・災害対策委員会の悲願でしたのでとても嬉しいです。

現時点で災害が起こると自治体などからの相談 員などの派遣要請は、弁護士会などそれぞれの団 体に入ると思います。しかし、将来的には、自治 体などが、災害の翌日くらいには岡山県被災者支 援士業連絡協議会に連絡をすれば、早期に法律、 福祉及び技術のそれぞれの専門の相談員を被災地 に派遣できる体制を構築したいです。

令和5年9月には岡山県精神保健福祉士協会が8番目の団体として岡山県被災者支援士業連絡協議会に参加してくださいました。今後も参加団体を増やしてさらに広い分野の課題に対応できるようにしていきたいです。いずれは、医師、看護師、保健師などの「師」業とも連携を広げられればと考えています。また、現在(令和5年10月)、岡山県と岡山県被災者支援士業連絡協議会との協定締結の話も進んでいますので、本記録集が発刊される頃までに協定が締結できているように頑張ります。

## (3) まとめ

このような岡山弁護士会と県内全市町村との災害時協力協定や岡山県被災者支援士業連絡協議会の設立は、被災された方一人ひとりにオーダーメイドの支援を継続的に行う災害ケースマネジメントの実現に大きな力になると考えます。具体的には、自治体との連携により、自治体による被災者支援において法律家の知見を活かすことができます。また、様々な士業が被災地で相談会を開催することで、被災者がワンストップで相談ができることは、オーダーメイドの支援を可能とすると考えます。さらに、自治体や様々な士業が被災者の復興の各団体でそれぞれの強みを活かして支援することも災害ケースマネジメントの実現に寄与すると考えます。

今後はこの体制の維持とその中身を充実させ、 災害時に一人も取り残さない岡山県を実現するように頑張ります。

# 地域支え合いセンターとの連携について

## 地域支え合いセンター(倉敷)との 連携について

弁護士 井上 雅雄

## 1 はじめに

私は、弁護士法人岡山パブリック法律事務所所属 の弁護士です。

私は、岡山県内の福祉関係者と共同で相談会を行 うなど顔の見える信頼関係を構築してきました。他 方、一般社団法人居住支援全国ネットワークを設立 し、同団体のメンバーと共に、東日本大震災の被災 地や熊本地震の被災地訪問を行い、同団体のメン バーが関与した被災者支援活動を垣間見てきました。

平成30年西日本豪雨災害の発災、特に、倉敷市真 備町の被災状況に衝撃を受けました。全く予想も準 備もしておらず、経験や人間関係を活かすことがで きませんでした。

発災後、相談会や情報交換会に参加していました が、個人情報や個人のニーズを受け止めることが難 しい状態が続きました。自ら相談に来ることのでき ない、どこに相談してよいか、何を相談してよいか わからない被災者がいるのではないか?自分にでき ることはないのか?自分がいま入っていくことがか えって迷惑になるのではないか?と自問自答する日 が続きました。

## 2 地域支え合いセンターの設置

倉敷市は、全国ネットの仲間である仙台のパーソ ナルサポートセンター等から、東日本大震災後の支 援対応等について教示を受け、戸別訪問を継続する ことの重要性を学び、真備支所内に地域支え合いセ ンターを設置しました。私と旧知の間柄である倉敷 市社会福祉協議会の佐賀さんがセンター長に選任さ れました。同センターは、避難所の対応・全国各地 から集まるボランティアの対応などに追われながら、 同センターが委嘱した訪問相談員からの情報を集約 し、必要に応じて支援会議を行っていたようです (参加できていないので実態は不明です)。

地域支え合いセンターは、個人情報に配慮しなが ら活動していました。倉敷市内の福祉関係2団体に

協力要請し、必要に応じて福祉的支援を始めました。

## 3 連携のきっかけ(支所開設)

令和2年1月、弁護士法人岡山パブリック法律事 務所倉敷支所を開設し、私が支所長として赴任しま した。支所開設の目的は、岡山県南東部地域の成年 後見対応と、真備町の被災対応でした。

開設後、旧知の佐賀センター長に挨拶しました。 倉敷支所ができて真備まで近くなり動きやすくなっ たので、遠慮なく、なんでも相談して欲しいと伝え ました。その後、私にアドバイザーの話がありまし た。私は、喜んで引き受けました。同じ頃、岡山県 から、私が理事長をしているおかやま入居支援セン ターに仮設住宅からの転居支援協力要請があり、こ れも引き受けました。私は、このようにアドバイ ザーと転居支援という二つの立場で被災者支援にか かわることになりました。

## 4 アドバイザーとしての活動

私は、2か月に1回くらいのペースで、スタッフ や他のアドバイザー(建築士・ファイナンシャルプ ランナー) との勉強会に出席し、テーマについて少 しお話ししたあとで、困りごとなどの相談を受けま した。

その他、詐欺的な請負契約や負債整理などの個別 支援案件にも対応しました。

そのほとんどは、普通の法律相談と同じような内 容でしたが、家族全体の支援が必要であったり、福 祉関係者と一緒に支援する必要があったり、家族間 の意見の相違がありました。

関係者と一緒にフットワーク軽く動くことと、そ れぞれの想いに寄り添い続けることが求められると 感じました。

## 5 今後の課題

倉敷で行われた被災者支援については、関係者が 集まって、1年かけて振り返り、取りまとめを行い ました。私は、発災直後からアドバイザーとして会 議の末席に座らせていてくれると、もう少し、お役 に立てたのではないかと思うと発表しました。選 任にあたった担当者から、「誰に依頼するか人選に 迷った。」という話がありました。結局、私に声が かかったのは、倉敷という近さと、お互いに人とな りを知っていたということだったのではないかと感 じています。

今後も必ず災害が起こります。岡山弁護士会とし て、早い段階でアドバイザーを派遣できる体制を作 るためには、派遣の仕組みを整備することに加えて、 行政機関や福祉関係者と地域において一緒に活動す る弁護士を意識的に増やしていくことが必要です。 そういう意味で、岡山県内には、地域ネット懇が複 数誕生しており、いずれにも複数の弁護士が関与し ています。これら弁護士たちの活動について、被災 者支援にも意欲のある若手の弁護士にも参加しても らって、人となりを知ってもらうような関係づくり を平時において進めることを提案したいです。一見 すると、真備は、かなり復興しました。地域支え合 いセンターも解散しました。しかし、この災害で取 り返しのつかない被害が生じています。災害に備え るために、弁護士会としてできることを一つずつ地 道に取り組んでいきたいと考えています。皆様のご 協力をお願いいたします。

## 平成30年7月豪雨災害への 法テラス岡山の対応

## 1 はじめに

平成30年7月豪雨災害の発災当時、岡山弁護士会の自然災害の対応をする委員会の委員長は大山知康会員(以下、「大山会員」)でしたが、実は、私は大山会員の前任の委員長でした。

私が委員長に就任した当時には、岡山弁護士会には自然災害に対応する委員会はなく、私が委員長に就任したのは、元々、公害対策と環境保全をその目的とする委員会でした。

私が委員長に就任した後に、自然災害の対応もすることとなりましたが、岡山はそれまで自然災害とは縁のない地域でしたので、とりあえず、岡山県下の自治体や法テラス岡山と災害協定を結ぶ作業をすることにしました。

この災害協定について、一番熱心に活動していた のが大山会員でした。

大山会員の熱心な活動を見ていたことから、後任 の委員長に大山会員を推薦し、私は委員会の職務か ら離れました。

発生した災害は最悪なものでしたが、大山会員が 委員長として存在していたことは不幸中の幸いだっ たと思っています。

## 2 被災者支援について

熊本地震の時に、熊本から岡山に引っ越ししてき た被災者がいました。

当時、私が、自然災害に対応する委員会の委員長だったことから、私が自然災害ガイドラインを利用して被災者を支援しました。

岡山県下における熊本地震の時の自然災害ガイド ラインの利用はこの1件だけでした。

私は、水没した真備町の様子を見て、被災者の支援のメインは自然災害ガイドラインになるものと予想し、できるだけ多くの被災者を自然災害ガイドラインの利用へ導くことが必要だと思いました。

ただ、自然災害ガイドラインは、当時、岡山県下

法テラス岡山地方事務所 副所長 佐々木 正有

では知名度ゼロに近い状態でしたので、法律相談 (電話相談を含む)を実施することで、被災者の方 を自然災害ガイドラインへ導く必要があると思いま した。

ただ、法テラス岡山には人的な資源はほとんどありませんし、災害支援のノウハウもありませんでした。

この点、大山会員は、ニュースレターのようなものを作って広く被災者に広報をしてくれましたし、 巡回相談にほぼ毎回参加して被災者の方に寄り添った支援をしてくれました。大変感謝しています。

## 3 法テラス本部からの支援

発災当時、法テラス岡山の事務局長は、いわゆる 普通の事務局長でしたが、法テラス岡山に人的な資源が乏しいことから、法テラス本部は、急遽、災害 対応ができる事務局長(保理江 均氏)を派遣して くれました。

保理江氏は、東北地震の時に法テラス岩手の事務 局長として災害対応の経験がある方です。

## 4 法テラス岡山の活動

法テラス岡山には実働部隊がいませんので、岡山 弁護士会の被災者支援活動を側面から支援すること しかできませんでした。

幸い、私と大山会員とは自然災害の対応委員会で 人的つながりがありましたし、法テラス岡山の事務 局長は、自然災害の対応についてノウハウがありま したので、特に定期的な会議などはしていませんが、 法テラス岡山と岡山弁護士会との意思疎通は十分に できたと思っています。

法テラス岡山は、岡山弁護士会に企画していただいた巡回相談を全部で21回実施しています。

## 5 最後に

平成30年以降、毎年、日本のどこかで豪雨災害が 発生しています。

災害を予防することが一番大事ですが、災害が発生した場合の被災者支援も重要な課題です。

過去の災害対応を教訓に、被災者支援がより一層 広まることを祈念しています。

## 赤磐市役所での災害対応について

環境保全・災害対策委員会 副委員長 (元赤磐市役所職員) 津田 真臣

## 1 はじめに

西日本豪雨当時、私は赤磐市役所で任期付職員として働いていました。当時、赤磐市役所には、山田 敏之先生(現在、広島弁護士会)も勤務されていま した。その後、堤大地先生(現在、広島弁護士会)、 嶋崎禎紀先生(現在、第二東京弁護士会)も勤務さ れ、現在は、信剛志先生が勤務されています。

7月5日から、赤磐市に大雨洪水警報が発令されることとなり、防災担当課の職員は市役所に緊急招集されて災害対応の指揮を執り、防災対策班に所属する職員(任期付職員等を除く大半の職員)も、3交代制で災害対応に当たることとなり、避難所の開設・運営や、道路陥没等への対応を、昼夜を問わず行いました。赤磐市内においても道路陥没や斜面の崩落が複数発生したほか、赤磐市内を流れる砂川が氾濫するおそれも極めて高い状況となり、実際に、赤磐市から10kmも離れていない岡山市東区平島で堤防が破堤し、2000棟を超える建物が浸水するといった被害が生じました。

西日本豪雨は、多くの被害をもたらしましたが、 岡山県内では、特に倉敷市等の被害が深刻でした。 そのため、他の自治体は、被害が特に深刻であった 自治体に職員を派遣し、業務の支援を行うこととな りました。このような協力のスキームは、西日本豪 雨発生前から設けられていたものであり、赤磐市か らは、岡山県からの要請による避難所運営支援、岡 山県下消防相互応援協定、保健師派遣、日本水道協 会からの派遣要請といった複数のルートにより、職 員が倉敷市に派遣されることになりました。私のよ うな一般の職員は主に避難所運営支援に従事しまし たが、環境部署の職員がパッカー車(いわゆるゴミ 収集車)を用いて災害ごみの回収を行うなど、様々 な部署の職員が、専門性を活かして支援活動を行い ました。避難所支援に直接携わる以外にも、物資の 融通、派遣職員の取りまとめ等、市役所内のかなり の人員が、協力業務に携わりました。

この活動は、西日本豪雨発生直後の7月9日から

10月31日まで継続され、赤磐市から倉敷市へは、延べ438人が派遣されました。

## 2 活動内容

## (1) 吉備路クリーンセンターでの業務

## ア 8月2日の派遣

私は、8月2日午後8時半から8月3日午前8時半にかけて、吉備路クリーンセンター(倉敷市真備町箭田481)に派遣されました。

吉備路クリーンセンターは、ごみ処理施設として設置された施設であり、西日本豪雨発生前は、避難所として指定されてはいませんでした。しかし、多くの方が避難されたことから、臨時避難所として指定されました。8月2日時点では、災害発生から1か月近く経過していましたが、150人以上の方が生活していました。

私のように他の市町村から派遣された職員は、 作業着を着用し、「岡山県」と書いたビブスを つけ、倉敷市の職員の指示に従いながら、作業 を行いました。夜間の業務でしたので、冷蔵庫、 冷凍庫への飲料水や氷の補充、避難者同士のト ラブル(生活音が原因のもの等)への対応、支 援物資の搬入、ごみ捨てといった作業を行いま した。

避難所の食事については、深夜に、コンビニエンスストアから支援物資が大量に届き、それらを決まった時刻に配布し、一定時間が経過すると廃棄する、といったものでした。いわゆるコンビニ弁当や菓子パン類が大半であり、炭水化物中心で野菜類が不足していることは素人目にも明らかでした。果物等の生鮮食料品は、食中毒防止の観点から差し入れ等もお断りすることとなっていたようであり、栄養バランスの問題は、避難所生活が長期化するにつれ、深刻になっているようでした。

後で調べたところ、国や自治体においても、 栄養士による栄養指導や栄養バランスに配慮し た弁当の要請等、対応を行っていたとのことで す。

## イ 9月12日の派遣

9月12日にも、午前8時半から午後8時半にかけて、吉備路クリーンセンターに派遣されました。災害発生から2か月以上経過していた上、避難所で生活されている方の中には、日中は仕事や自宅の片づけ等で避難所を離れている方が多くいたため、吉備路クリーンセンター内は、前回の派遣時よりも避難者の方が相当少なくなっていました。

私の業務としては、今回は日中の業務でした ので、支援物資の配布や、支援物資倉庫から避 難所への支援物資の運搬等が主なものでした。

全国から大量の支援物資が届いたおかげで、 吉備路クリーンセンターにも大量の飲料水等が 確保できました。自宅の片づけをされている方 が、作業に来てくれたボランティアの方々に ペットボトル飲料を配りたいと申し出てこられ たとき、吉備路クリーンセンターの入り口には ペットボトル飲料の段ボールが何十箱も積みあ がっていたことから、段ボール1箱分を渡すこ とができました。

災害時に限らず、人の生存に必要な物資が届けられることは本当に大切であると、昨今の紛争等のニュースを見聞きするたびに強く感じます。

## (2) 薗小学校での業務

9月28日に、午前8時半から午後8時半にかけて、薗小学校(岡山県倉敷市真備町市場4338)に派遣されました。

災害発生から2か月半以上経過していましたが、小学校の体育館内には、多くの人が、パーテーションで区切られた段ボールベッドで生活していました。9月下旬でまだ暑い日が続いていましたが、搬入されたクーラーが稼働しており、体育館内は一定の温度に保たれていました。

私の業務としては、薗小学校から倉敷市真備支 所に移動し、全国からの支援物資の仕分け、市民 の方への配布作業に従事しました。主には、倉庫 内で支援物資の衣服をサイズ別に分類し、配布場 所へ持っていく、といった作業でした。

このとき、真備支所に隣接する真備保健福祉会館では、弁護士会の無料相談が行われており、多

くの相談者が利用されていました。

## 3 まとめ

私は、西日本豪雨当時、赤磐市役所職員として勤務していましたので、避難所での業務に携わることになりました。この経験は、弁護士業務上も有益なものとなりました。

また、避難所においては、避難所運営の職員は被 災者支援制度の全体像を必ずしも把握できていませ んし、避難者の方同士のトラブルも発生することが あります。そのような被災者支援又は紛争解決等々 において、弁護士会の法律相談は非常に有効である と感じました。

## 岡山弁護士会会長声明からみる 被災者支援制度の課題

環境保全・災害対策委員会 前委員長 大山 知康

1 岡山弁護士会では、平成30年7月豪雨災害において、法律相談などで知った被災者の声などを基に10本の会長声明(会長談話と要望書を含む。令和5年10月現在)を発出してきました。

本稿では、10本の会長声明で求めた被災者支援制度の改善点のうち実現していない点を紹介します。今後の災害において支援をされる際には、これらの点が課題として残っており被災者支援活動の障害になりうることを知っておいていただければ、先回りをして国や自治体に制度改善を求めることも可能になるのではないかと考えます。また各会長声明について災害からの時期も記載していますので、災害からの期間と問題となってくる点についての参考にもなると考えます。

なお、これらの会長声明全文については、本記 録集の巻末にまとめて掲載されていますので、そ ちらをお読みいただければ幸いです。

2 災害から約10カ月が経過した令和元年5月20日 に発出した「被災者生活再建支援金支給申請期間 延長及び被災者生活再建支援法改正を求める会長 声明」のうち、①半壊家屋、一部損壊家屋も支援 対象とすることについては、半壊家屋のうち損壊 率が30%以上から40%未満について「中規模半 壊」家屋として被災者生活再建支援金が支給され るようになりました。しかし、30%未満の半壊や 一部損壊には被災者生活再建支援金が支給されな いので、さらなる支給対象の拡大を国に求めます。 また、同会長声明で求めた生業に必要不可欠な

事業用資産に被害を受けた場合も支援対象とすること、支援金額を大幅に増額すること、や国による支援金の補助の割合を大幅に増加することについても改善がなされてないので合わせて改善を求めます。

3 令和元年6月27日に発出した「平成30年7月豪 雨から1年を迎えるにあたっての会長声明」のう ち、申請主義を採っている被災者支援制度につい て職権による被災者支援制度利用を可能とする法 改正がなされていません。しかし、国の防災基本 計画に災害ケースマネジメントが組み込まれたこ とから申請を待ってからの支援では災害ケースマ ネジメントは実施できないので、申請主義につい ての制度改善も期待ができます。

同会長声明で求めた災害時に個人情報を民間支援団体と共有するための条例改正についても全国的に見れば改善している条例もあるかもしれませんが、少なくとも岡山県内でこの点の改善を条例で行った情報を目にしていません。災害時には様々な工夫をして自治体と支援団体とで被災者の被災に関する個人情報を共有する取り組みが行われていますが、平時から条例で準備しておくことが情報共有からの迅速な支援につながるので災害時に個人情報を民間支援団体と共有するための条例改正を全国で行っていただきたいです。

4 災害から約1年2カ月経過した令和元年9月24日に発出した「平成30年7月豪雨における住宅支援に関する会長声明」のうち被災者に対する住宅支援政策の柔軟化については改善がなされていません。



平成30年7月豪雨における住宅支援に関する会長声明記者会見

私の印象では、最近の豪雨災害では、コロナ禍の影響もあり、避難所に避難者が集まりにくい状況が続いたため、避難所が短期間で閉鎖され、仮

設住宅についても公営住宅の空き物件を転用する 程度に留まり、建設型仮設住宅や借り上げ型仮設 住宅が用意されない災害が増えている印象です。 柔軟化の前提となる住宅支援の基本である避難所 →仮設住宅→災害公営住宅という流れをまずは実 施していただくお願いをする必要がある状況に なってしまっており、同会長声明を発出した時期 より状況が後退しているように感じています。

同会長声明では、平成30年7月豪雨災害には、 倉敷市などが行った住宅建設にかかる利子補給金 と同様の住宅建設にかかる利子補給金制度の創設 を国に求めましたがまだ実現していないので、利 子補給金制度の創設を求めます。

5 令和2年7月10日に発出した「平成30年7月豪雨から2年を迎えるにあたっての会長声明」のうち、避難所の個室の確保については、熱海市伊豆山土石流災害において地域の特性を生かした熱海市におけるホテルや旅館の借り上げ避難所や、コロナ禍の避難所でのテント設置など改善の流れはありますが、全国一律に実施されているところまでは至っていないので全国的に避難所の個室の確保が普及することを願います。

同会長声明で求めた被災者生活再建支援金の国 内全ての災害における支給についても実現されて いません。本年(令和5年)の全国各地で頻発し た豪雨災害においても、被災生活再建支援金の支 給の対象となる災害とならない災害があり、不平 等な状況が発生しています。



平成30年7月豪雨から2年を迎えるにあたっての 会長声明記者会見

6 令和4年7月19日に発出した「平成30年7月豪 雨から4年を迎えての会長声明」のうち、避難行 動要支援者個別避難計画の作成について取組みが 加速している状況ではないと考えます。この点に ついては、国や都道府県でも避難行動要支援者個 別避難計画の作成について推進する活動はされて いますが、この実現には市町村だけでなく、各地 域住民の協力が必要となるので、非常に負担の重 い課題であると考えます。しかし、命に直結して くる課題ですので、弁護士会としても自治体や各 地域と協力して避難行動要支援者個別避難計画の 作成の推進に協力できればと考えています。

- 7 災害から4年3カ月が経過した令和4年10月24日に発出した「被災者生活再建支援金制度における加算支援金未申請世帯への適切な支援と加算支援金申請期限の延長を求める会長声明」のうち、国に対し自治体が建物の再建等の事実を確認できた場合には、申請なく加算支援金が支給できるよう制度を改正すること、及びこのような制度に改正されるまでの間、基礎支援金の申請と建物の再建が確認できた場合には加算支援金の申請があったものとみなす「みなし申請」の運用を直ちに開始することという点が実現されていません。これは本稿の第3項で指摘した「被災者支援制度について職権による被災者支援制度利用を可能とする法改正」の具体的な解決策を提言したものですので、早急な改善を期待します。
- 8 以上、被災者支援に関する岡山弁護士会会長声明において、実現されていない点を見てきましたが、災害ケースマネジメントの推進や災害関連死の事例公表など実現した点もありますので、今後も平成30年7月豪雨災害を経験した弁護士会として、被災者支援制度について提言をしていきたいと考えています。

## 資 料 編



## 資料編 目次

1	. 新聞記事(岡山弁護士	亡会の活動)		•••••	•••••••••••••••••••••••••••••••••••••••	••••••	•••••	53
2	. 会長声明等							
	西日本における豪雨災害	<b>害に関する会長談話</b>	2	2018年	(平成30年)	7月9日		64
	要望書 (公費解体の申請	<b>青期限延長</b> )	2	2019年	(平成31年)	3月8日		65
	被災者生活再建支援金支被災者生活再建支援法改		:	2019年	(令和元年)	5月20日		68
	平成30年7月豪雨から1	年を迎えるにあたっての	)会長声明 2	2019年	(令和元年)	6月27日		72
	平成30年7月豪雨におけ	ける住宅支援に関する会長	声明 2	2019年	(令和元年)	9月24日		76
	平成30年7月豪雨から2	2年を迎えるにあたっての	)会長声明 2	2020年	(令和2年)	7月10日		79
	平成30年7月豪雨から3	3年を迎えての会長声明	2	2021年	(令和3年)	7月20日		86
	平成30年7月豪雨から4	1年を迎えての会長声明	4	2022年	(令和4年)	7月19日	•••••	88
		削度における加算支援金未 ☆申請期限の延長を求める		2022年	(令和4年)	10月24日		92
	平成30年7月豪雨から5	5年を迎えての会長声明		2023年	(令和5年)	7月18日		94
	岡山県内における罹災記 求める取扱いの是正を求	E明書申請の際に被災住家 さめる会長声明			(令和5年)	11月13日		98
3	. 岡山弁護士会ニュース	ζ						
	岡山弁護士会ニュース	第1号	2	2018年	(平成30年)	7月9日		101
	岡山弁護士会ニュース	第2号	2	2018年	(平成30年)	7月23日		102
	岡山弁護士会ニュース	第3号	2	2018年	(平成30年)	9月4日		103
	岡山弁護士会ニュース	第4号	2	2018年	(平成30年)	12月18日		105
4	. 被災地写真集(撮影:	荒木裕之)						106

## 新聞記事(岡山弁護士会の活動)

計31件の相談があっ

入による損害補償など 援などの概要や土砂流 た。このほかに公的支

## ローンや公的支援助言

弁護士会 玉島で無料相談会



災者を対象に岡山弁護 | 島支所 ( 同市玉島阿賀 | 西日本豪雨による被 | 士会は26日、 **倉敷市玉** 

> め、司法書士、社会福 宅ローンなどについて を行い、弁護士らが住 崎) で無料法律相談会 アドバイスを送った。 スを聞く被災者 弁護士6人をはじ でも住みたい。減免措 り、少し安心した」と おり「リフォームして 話していた。 置があることがわか ーンが20年以上残って う女性(51)は、住宅ロ 2階まで浸水したとい

などを質問。弁護士ら 借入先との折衝の方法 と被災者らが訪れ、住 られる「自然災害債務 宅ローンの減免措置や 後2時の開始から次々 祉士らが対応した。午 減額や免除を受け 所などでも計画してい 結んでおり、今回初め 談業務に関する協定を 大規模災害時の法律相 会が2017年3月に て開いた。今後、 倉敷市と岡山弁護士

> 続き。相手が承諾する さずに行われる和解手

と手続きが始まる。災

以内の話し合いで解決 の言い分を聞き、3回

を目指する

ADRは裁判所を介

る。弁護士が仲裁人と き)の受け付けを始め

して、関係する当事者

69) も9月30日まで 相談(正午~午後4時、 0120-888-7 による無料の災害法律 同弁護士会は、 (岩谷圭)

使うことなどを説明し

整理ガイドライン」を

2018年7月31日 倉敷総社版 24ページ

をはじめ、隣の土地か 地震の際も活用され る。 2011年の東日 常の半額に減額され 料となり、和解が成立 や開催の手数料が無 害ADRでは申し立て らの土砂流入、被災を 巡る大家とのトラブル 本大震災と16年の熊本 した際の手数料は通 災害で壊れた借家を

## 豪雨災害

真備町尾崎の自宅が

トラブル解決 きょうから受け付け

に対応する災害ADR て生じた民事トラブル (裁判外紛争解決手続 西日本豪雨に伴っ 雇い止めなどの問題 いは岡山弁護士会館 で利用できる。話し合 し合いの場を設ける予

(岡山市北区南方)で「裁センターの菅真彦・ 岡山弁護士会岡山仲  $^{-4401}_{-401}$ 士会(086-223

(柏谷和宏)

岡山弁護士会は10|きっかけとした解雇・|行う。 倉敷市内にも話 と話している。 ので、利用してほしい レス軽減にもつながる すると、被災者のスト 民事トラブルが解決

運営委員会副委員長は

2018年8月10日 朝刊 30ページ 山陽新聞

問い合わせは同弁護

西日本豪雨のような大規模災害で 被災して資金繰りが行き詰まった 際、住宅ローンなどの減免が受けら れる制度がある。被災ローン減免制 度(自然災害債務整理ガイドライン) だ。通常の債務整理よりも手元に残 せる財産が多く、金融機関のブラッ クリストにも登録されないのがメリ ット。制度利用を手助けする岡山弁 護士会は「新たな生活を始めるとき、 災害前からのローンの支払いは重い

## 西日本豪雨

負担になる。まずは相談して」 び掛けている。

同制度では、500万円までの預貯 金のほか、被災者生活再建支援金、 災害弔慰金、義援金などを手元に残 し、災害前からのローンの減額や免 除を受けられる。ブラックリストに 登録されず、新たにクレジットカ ドの利用申し込みもできる。

不動産だけでなく、車のローンや 個人事業主の事業に関するローンに も適用可能。自宅を残したい場合

は不動産評価額と同額を支払う必 要があるが、最長で5年間猶予され

手続きは、最も多額のローンを借 りている金融機関に申し出をするこ とで始まり、金融機関の同意を得て 簡易裁判所の特定調停により債務整 理が成立する。弁護士ら登録支援専 門家が無償で手続きをサポートす

同制度は2016年4月に設けられ、

## 岡山弁護士会呼び掛け

直後に発生した熊本地震では、これ までに700件を超える申し込みがあ った。岡山弁護士会によると、西日 本豪雨後に同会に寄せられた相談約 350件のうち、3割以上がローンに 関する相談といい、森智幸副会長は 「二重ローンへの不安の声は多く、 制度のニーズは高い。申し出先の金 融機関にも周知を図っていきたい」 と話している。問い合わせは同弁護 士会 (086-223-4401)。

> でいる大規模災害時の 市は20日、両者で結ん

大寺南)

で初めて開い

(東区西

山弁護士会と岡山

|にした無料法律 会を東区役所

協定に基づき、 西日本

(柏谷和宏)

申

や融

山陽新聞 2018年8月15日 夕刊 3ページ

弁護士 (左)ら (手前) の相談に応じる



地の土砂が 応すればい 近隣の施設 へ流れ込ん だ。どう対 から「所有 の技術士ら (広島市) ・人が対 被災者

請を受けた同会が弁護 2017年2月に締 を盛り込んだ内容で、 発生した際、市から要 話していた。 士を派遣することなど 協定は市内で災害が (木村俊雄

時の参考にしたい」 バイスを受けた。 よく確認するようアド が適切かどうか約款を が、保険会社の提示額 火災保険の対象になる 68 は 上浸水したパート男性 同東平島の自宅が床 「契約していた 交渉

せながら対処法などを はじめ、 助言していた。 える融資制度に関する 方法や住宅の修復に使 問があり、 保険金の申 資料を見

東区で相談会

山陽新聞 2018年8月21日 岡山版 24ページ

## 西日本豪雨

## 日本豪雨被災者の生 活再建を支援しよう 岡山弁護士会は、

介や自身の被災状況 | 判21公。自身や家族の と、公的支援制度の紹 | 再建ノート」で、 く冊子を作成し、 をまとめて記録してお|情報、住宅の損壊程度 -ムページで公開し|的な情報を記入する欄 ホ | 就業状況といった基本 冊子は「被災者生活 A 4 被災者

ている。 無料で利用で | があるほか、 「住まい」 再建に向けた情報 「仕事」「お金」など、 |大規模災害で被災して|金などを手元に残し、

収集や専門家への相談 | 生活再建に向けた悩み | 資金繰りが行き詰まっ | 災害前からのローンの を項目ごと た際、住宅ローンなど | 減額や免除を受けられ 給できる可 掲載してい 支援制度を 能性のある に分け、受

災ローン減免制度(自)登録されず、新たにクの減免が受けられる被)る。 ブラックリストに ライン)がある。通常申し込みもできる。 |金融機関のブラックリ| 業主の事業に関するロ の債務整理よりも手元 然災害債務整理ガイド に残せる財産が多く、 車のローンや個人事 レジットカードの利用 不動産だけでなく、

り債務整理が成立す

(柏谷和宏)

る。

被災者が

万円までの預貯金のほ 一士会が利用を呼び掛け のが利点で、岡山弁護 | 宅を残したい場合は不 ストにも登録されない 同制度では、500 長で5年間猶予され 動産評価額と同額を支 る。 払う必要があるが、最 ーンにも適用可能。自

一か、被災者生活再建支一 手続きは、最も多額

生活再建ノート 岡山弁護士会が作成した被災者

なく

きるだけで なく把握で 情報が漏れ 必要とする

ている。

## 生 活再建ノー #護士会 専門家相談に活用 ト公開

9年| う。 | 受けるたびに説明す| も無料で配布してい| 西| の際に活用してもら| 弁護士らによる相談を| 相談に訪れた被災者に

|る手間が省けるのがメ|る。 らの印刷に加え、法律 ては、日弁連が昨年末 した。ホームページか に公開した冊子を利用

|らいたい」としている。|は、これまでに700 免 (柏谷和宏) 件を超える申し込みが 重ローンへの不安の声 の森智幸副会長は「一 あった。岡山弁護士会

西日本豪雨のような | 援金、災害弔慰金、義援 | のローンを借りている | 融機関にも周知を図っ 制度の利用を呼び掛け |裁判所の特定調停によ|23-4401) 機関の同意を得て簡易 ることで始まり、金融 金融機関に申し出をす ていきたい」と話して 弁護士会(086-2 いる。問い合わせは同 は高い。申し出先の金 は多く、制度のニーズ

リット。作成に当たっ な状況把握ができる。 |多くの人に活用しても|に発生した熊本地震で を受ける側もスムーズ |軽減だけでなく、相談 |をサポートする。 に訪れた被災者の負担 同弁護士会は「相談 4月に設けられ、 専門家が無償で手続き る 同制度は2016年 弁護士ら登録支援 直後

ーン

減

27ページ

尚

山弁護士会

山陽新聞 2018年8月24日 朝刊

## 西日本豪雨からの生活再建に

向けて、既存の借金に復旧のた めの新たな借り入れが重なる 「二重ローン」に直面する被災 者が目立っている。被災前のロ ーンが減額か免除される「被災

ローン減免制度」はどのように 適用され、どんなメリットがあ るのか。岡山弁護士会の森智幸 副会長(37)に制度の概要や弁護 士会の取り組みを聞いた。

> 受理し、二重ローンに関する相談が全 相談を始め、2月末までに908件を

体の3分の1程度を占めた。 倉敷、総

社、岡山市での出張相談でも似たよう

を進め、現在は103人が支援専門家 が無料で受けられる。岡山弁護士会は

プロジェクトチームを立ち上げて準備 護士ら「登録支援専門家」のサポート から1年程度だろう。 手続きでは、 に要する期間は、熊本地震の例で半年 て債務整理が成立する仕組みだ。成立

に登録している。

一受け付け状況は。

な傾向だ。

(三宅信行)

の相談を受け付けている。

弁護士会では豪雨直後から被災者

得た上で簡易裁判所の特定調停によっ んでいる金融機関に申し出て、同意を

災害対策本部を設置して無料の電話

## 被災者目立つ「二

被災ローン減免制度のイメージ 災害救助法適用の自然災害で住宅 や事業所などが被災

住宅、自動車、教育、事業ローンなど の弁済が難しくなった個人

500万円までの預貯金のほか、支援 金・義援金などを手元に残した上で、 ローンの減免を受けられる

新たなローン借り入れを検討できる 弁護士など専門家の支援が受けられる

500万円までの預貯金のほか、被 被災ローン減免制度の利点は。

8カ月近く経過してもローンに関する かなどは分からない。ただ、豪雨から 満たされたのか、周知が十分でないの 恵が行き渡るよう支援を続けたい 相談は続いており、被災者に制度の恩 月以降は減少傾向にあるが、ニーズが 今月4日の時点で189件。

受け付けている。 3-4401) か電話相談のフリーダ わせは、岡山弁護士会(086-22 イヤル (0120-888769) 被災ローン減免制度に関する問い合



被災ローン減免制度の利 用を呼び掛ける森副会長

災者生活再建支援金、義援金など、

る程度の財産を残しつつ、災害前のロ

ガイドライン。最も多額のローンを組 が対象になる。 も可能。不動産だけでなく、債務全般 れやクレジットカード利用の申し込み クリストに登録されず、新たな借り入 ーンが減免される。金融機関のブラッ 制度の正式名称は自然災害債務整理 - どのような流れで進んでいくの

山陽新聞 2019年3月6日 朝刊 30ページ 産を残しつつ災害前の として、ある程度の財 する」と訴えている。 ースが少なからず存在 駆け込みで申請するケ か慎重に判断する前に

二重ローン問題対策

区を含む倉敷市で特に に見舞われた真備町地

一かといった相談があっ

ローンに関する相談

広範囲な浸水被害

トラブルや別の仮設住

宅に転居できるかどう

害債務整理 ガイドライ が受けられる「自然災 住宅ローンなどの減免 から、修繕可能かどう

ことを回避したい心理 費用が自己負担となる 迫る中で「解体・撤去 望書では、申請期限が までとなっている。要 が6月28日まで、残る

な被害を受けた倉敷市

目治体の多くが3月末

限は2月末現在、甚大

と、公費解体の申請期

同弁護士会による

受け付けている岡山、

内13市町に送付した。 **倉敷市、矢掛町など県** 

# 公費解体

岡山弁護士会県などに要望書

限の延長などを求める り、岡山弁護士会(安田 要望書を、県と申請を 寛会長)は8日、申請期 去する「公費解体」を巡 者に代わって解体・撤 た家屋を自治体が所有 西日本豪雨で被災し | ン」の利用申請189 | かの判断は困難 | とし | 件のうち、2月末時点 | て、被災者が十分に検 | 公費解体を申請すべき 一分からない段階では、 がないことにも言及。 |で手続きが完了した例|討できるよう申請期限 「債務が減免されるか | が決定した場合の早期 の柔軟な延長と、延長 公表を求めている。 (三宅信行)

2019年3月9日 朝刊 山陽新聞 29ページ

関する相談も目立っ 化から生活トラブルに 36件 (33・4%) に あり、住宅や車などの めた。岡山弁護士会に 入居といった環境の変 上った。仮設住宅への ローン関連が最多の4 は1171件の相談が 法律相談の内訳をまと 月末までに寄せられた 雨の被災者から昨年10 日弁連は、西日本豪 |公的支援制度(12·9 |問が多かったという。 | 免制度 | についての質 入れが加わる「二重ロ 間に生じた問題(14 される「被災ローン減 を巡っては、隣人との ・5%)、住宅関連の による近隣住民との 前の借金が減額か免除 ーン」の問題で、被災 存の借金に新たな借り 住宅再建などのため既 %) ―など。仮設住宅 4割を超えた。大半は、 ほかは、土砂の流入

> 供に努めたい」と話し ていく。適切な情報提

ーン関連最多3・4% 法律相談 京弁護士会) は「被 秀昌弁護士(第二束 分析に当たった鈴木 0-888-769 時、専用電話(012 までの正午~午後4 法律相談は6月29日

|割合が高く、全相談の

た。

2019年3月25日 25ページ 朝刊 山陽新聞

は今後さらに多様化し 災者の生活上の悩み

いる。

(太田孝一)

一で、無料で受け付けて

## 真備の女性 自 宅 全 壊 被災3県で初

性はローン残高の47%が免 裁で3月6日付で成立。女 との間の特定調停が岡山簡 適用が決まったと発表し 倉敷市真備町地区の女性 日本豪雨で自宅が全壊した で最初のケースという。 かった岡山、広島、愛媛県 除される。豪雨被害が大き けられる制度で、金融機関 前からのローンの減免を受 た。自然災害の被災者が以 (46)が利用を申請していた 「被災ローン減免制度」の 岡山弁護士会は5日、西 女性は築約4年の自宅

い」と語った。

同弁護士会によると、豪

| か電話相談のフリーダイヤ

86-223-4401)

9)で受け付けている。 ル (0120-88876

(太田孝一

|金融機関に減免制度の利用 を申請し、弁護士のサポー 00万円の資金は手元に残 れる内容。 義援金など約2 額の約470万円が免除さ 分割で支払い、完了時に残 額約530万円を8年間の こぎ着けた。 トを受けながら調停成立に 調停は土地・建物の評価

ンが残っており、昨年8月、一戻ることができてうれし一わせは、 岡山弁護士会(0 水。約1千万円の住宅ロー (平屋) が床上2 がまで浸 仮設住宅を退去する予定。 た。生まれ育った真備町に 困ることが目に見えてい 5日に岡山市内で記者会見 フォームが完了し、みなし し「制度がなければ生活に 女性は今月中に自宅のリ げ)。詳細は公表していな 利用申請は3月末現在で1 停が成立したという。 いが、女性の他に1件で調 89件(うち38件は取り下 雨に伴う岡山県内の制度の

減免制度に関する問い合

申請期間延長を 生活再建支援金 岡山弁護士会 会長声明発表

者生活再建支援金」の 者を対象にした「被災 日、西日本豪雨の被災 山弁護士会は20

として、県に対して申 長するよう求めた。

請期間をできる限り延

申請期間の延長などを | 宅も支援対象として加 半壊・一部損壊の住

求める会長声明を発表 | えることや、支給金額 | な支援が全ての人に行 |要望。20日に会見した|改善を求めたい」と述 の増額などについても | き届くよう、 抜本的な

などに送付した。 や県関係国会議員、 声明は安倍晋三首相

県

(太田孝一)

新築や補修といった再 円の「基礎支援金」 に応じて最大100万 支援金は、被害程度 小林裕彦会長は「必要一べた。

基礎支援金の申請期限 金」がある。声明では、 〇〇万円の「加算支援 建方法に応じて最大2

に相当長期間かかる」 再建のめどが立つまで ることを踏まえ「住宅 が8月7日に迫ってい

30ページ 山陽新聞 2019年4月6日 朝刊

> 2019年 5 月22日 山陽新聞 朝刊 29ページ

## 西日本豪雨から1年水め会長声明水め会長声明

護条例の改正により、 や県関係国会議員、 などに送付した。 発表し、安倍晋三首相 どを求める会長声明を 支援する仕組み作りな を迎えるのを前に、 の個人情報を自治体と 山弁護士会 声明は、個人情報保 間支援団体が共有 個別事情に応じて は 27 日、 (小林裕彦 被災者 県 畄 る。 と共有できるようにす これを前提に「一人 害ケースマネジメン 継続的に支援する『災 の支援計画を作成し、 る必要があると指摘。 を得ずに民間支援団体 を災害時は本人の同意 自治体が持つ個 化すべきだ」としてい 、の実情に応じた個別 の取り組みを制度 (三宅信行) 情

豪

雨

被

災者

0

住宅支援充実を

会長声明発表岡山弁護士会

裕彦会長)は24日、

西

岡山弁護士会

( 小 林

山陽新聞 2019年6月28日 朝刊 29ページ

90戸の建設を予定して 2年とする入居期限の 世帯に上り、住宅再建 三首相、 いる「災害公営住宅」 市が真備町地区で計 早期延長を要求。倉敷 多い現状に触れ、原則 のめどが立たない人も 者が今も約2500 で暮らす県内の被災 送付した。 声明を発表し、安倍晋 居期限延長など住宅支 らす「仮設住宅」の入 日本豪雨の被災者が暮 援の充実を求める会長 声明では、仮設住宅 県内自治体などに 県関係国会議 一述べた。 査し、 う訴えていきたい」と とにも言及し、 た。 る切実な問題に対し、 被災者に利子を補助す を建設するよう求 きめ細かく対応するよ 村での制度創設も要望 か導入されていないこ 県内の一部自治体でし 機関から融資を受けた についても、ニーズ調 る「利子補給制度」 被災者の生活に関わ 住宅再建のため金融 会見で小林会長 必要十分な戸数 (安部晃将 全市町 は

山陽新聞 2019年9月25日 朝刊 31ページ

# 被災者支援きめ細かく

## **ランハポ官民協働 必要性訴え**

|弁護士(広島弁護士会)|ついて、被害程度が半

た人たちの支援の在り 西日本豪雨で被災し 西日本豪雨

が26日、岡山市内で開 ム(岡山弁護士会主催) 方を考えるシンボジウ を訴えた。

委員長)と今田健太郎「生活再建支援制度」に かれた。災害関連法に 詳しい津久井進弁護士|た世帯に最大300万 (日弁連災害復興支援|円を支給する「被災者 然災害で住宅が被災し 津久井弁護士は、自

|個々の被災状況に応じ|対象から外れる規定 民協働で進める必要性 | 災害が相次ぐ中、対象 たきめ細かな支援を官 が既存制度を見直し、 |壊や|部損壊だと支援

|壊や一部損壊も復旧|を強調。 就労支援や心 の自治体から上がっ開する「災害ケースマ を問題視。全国で自然 ている現状に触れ「半 | ネジメント」の重要性 拡大を求める声が多く 情に合わせた支援を展 社会福祉士ら専門家が と弁護士、司法書士、

人が聴講した。 (安部晃将)

|連携し、一人一人の実|携わるNPO法人の職 た。 告もあった。 市民約50 |員や弁護士らの活動報 ことが大切だ」と述べ 県内で被災者支援に

た。 なく、いかに救うかと を切り捨てるのでは は多岐にわたるとし 費用は多大だ。被災者 | のケアなど必要な対応 をすべきだ」と指摘し | 日頃から関係者で対応 いう発想で制度設計 今田弁護士は自治体 を綿密に協議しておく な支援が行えるよう、 「いざという時に迅速

2020年 1 月27日 朝刊 21ページ 山陽新聞



西日本豪雨 是 また 災害から復興 步

> 者は「市全体で統一してい 他の自治体を含め「遺族か るわけではない」

れる恐れもある」と明かす。

ホームページ (HP) な

た総社市は、豪雨から約1

年後にHPと支援メニュー

認定されなかったら責めら 族に不確かな希望を与え、 判断できない。案内して遺 担当者は「職員は関連死を

もらえたが、倉敷市の担当 度を案内していない。

佐藤さんは職員に教えて

いるだろうか。 葉をどれだけの人が知って 災害関連死」という<br />
言 済制度を教えてくれたの Ć

は、不満を口にする。 の自営業佐藤功一さん(41) 被災した倉敷市真備町箭田 っといるのでは…」 教えてもらえたからよかっ 18年7月の西日本豪雨で たけど、そのことを知らず に申請していない遺族はも 同居していた祖母の次子 「自分の場合はたまたま 20 るにもかかわらず、制度が 各地で関連死が相次いでい るようになった。その後も、 十分に浸透していないのが 加えて、関連死でも遺族にから、災害による直接死に 「災害弔慰金」が支給され 1995年の阪神大震災

急変して入院先で亡くなっ 害で運よく一命を取り留め さん = 当時(9) = は豪雨災 たものの、10日後に容体が が、丁寧に周知していない 雨で関連死の認定に携わる のが要因の一つ。西日本豪 実態のようだ。 支給事務を担う自治体

えたシンポジウム

西日本豪雨被災者の支援の在り方について考

出した時、応対した職員が、 の死亡届を市役所の支所に 患化で亡くなる関連死の救 被災後にストレスや持病の 佐藤さんの場合は、祖母 に見市、矢掛町の岡山県内6日、倉敷、総社、高梁、新専門家の審査会がある岡 と直接対面する窓口では制 提出で役所を訪れた遺族ら 市町は、いずれも死亡届の

第2部 命の線引き

② 関連死の周知

亅寧さ欠き 浸透了

利用できた。 (,)

ら相談があれば応じる」ととを使った広報をみても、

こうのが基本スタンスらし 災害弔慰金に関連死が含ま

の冊子に「災害に関連して

た。担当者は「『災害弔慰 お亡くなりになられた方の

る。

れた事例まで掲載してい 自治体で関連死と認めら した松山市は、HPに他の 内した。西日本豪雨で被災 え、ちらしなどを配って案

金』とだけ書いても関連死

ご遺族」という文言を入れ

をイメージしにくいから」

くして大変な状況の被災者

災害に遭い、家族を亡

いるケースはあるだろう。 が関連死まで把握するのは

まだまだ埋もれて

れることを知らせる取り組

のかー。国や一部自治体の なぜ、窓口で対応しない みに温度差がある。 7人が関連死と認定され

西日本豪雨の被災者で退雑する倉敷市役所のロビー。岡山県内の自治体には、災害関連死の制度について、丁寧に周知していくことが求められている=2018年7月10日(本文と写真は関係ありません)

は、罹災証明書の発行や仮 では、多くの遺族が置き去関連死が多発した熊本市 ば対象としない。申請主義とりない。中間とはの成本地震で 足に加えて、申し出なけれ た被災者と接する機会を捉 設住宅の入居手続きといっ りにされかねない

た」と担当者。外部の指摘 子に文言を添えたという。 を機に今年2月になって冊 だろうとの思い込みがあっ なかった。「関連死は東日た高梁市は一切、触れてい と説明する。 給対象と市民も知っている 注目され、災害弔慰金の支 本大震災や熊本地震などで 方で、2人が認定され

摘する。 全壊した経験を踏まえて指 弁護士会の荒木裕之弁護士 る制度があっても、周知不 倉敷市真備町川辺の実家が 会委員)は、西日本豪雨で していくべきだ」と、 行政はもっと積極的に周知 (環境保全・災害対策委員 せっかく被災者を支援す 岡山

が班。ファクス086−803−81215、メー 〒700−8534、山陽新聞社「豪雨災害」取 〒700−8534、山陽新聞社「豪雨災害」取 ⊰gouu@sanyonews.jp

2020年3月22日 30ページ 山陽新聞 朝刊

## 西日本豪雨



させてもらった。事前の聞

- のケース会議に私も参加 する市災害支え合いセンタ 雨では、 被災者の見守りを

に新見市で起きた局地的豪

団体との連携が欠かせな ケースマネジメントの実践 況に合わせて支援する災害 には、行政と専門家の民間

知識や視点が加わること らだ。例えば弁護士の法的 それだけにとどまらないか れるが、被災者の困り事は が可能となる。 で、より実態に即した支援 祉的な視点を中心に進めら い。行政の被災者支援は福 2018年の西日本豪雨 入れなかった。 て支援の中身を検討する 際は個別に相談があった などの法律問題を把握した 支援を行う倉敷市真備支え えない状況にある。見守り が組み込まれたとまでは言 支援のプロセスに弁護士会 は進んだが、行政の被災者 が、被災者のニーズに応じ 合いセンターが二重ローン 「ケース会議」に弁護士は 行政と弁護士会との連携

③ 官民連携

の借金はないかなど、権利ンが残っているか、その他 関係からも被災者の状況を

になっているか、住宅ロー 持ち家の登記の名義が本人 加すれば、法的な視点を支

援に反映できる。例えば、

弁護士がケース会議に参

が甚大だった倉敷市真備町

などを行って自治体業務の おり、支援制度の情報提供 地区では現在も毎月開いて 相談会を開催できた。被害 どでスムーズに無料の法律 たので、倉敷市や総社市な 前に災害協定を締結してい では、弁護士会と行政が事

把握することができる。

終章 識者に聞く~伴走型支援 定着の鍵

一不可欠な専門家の視点

## 大山 知康氏 岡山弁護士会環境保全•災害対策委員長

り深く課題を探ることがで

にも同行できていたら、よ とができた。聞き取り調査 の項目を加えてもらい、弁 さ取り調査票にも権利関係

きたのではないかと考えて でなく、司法書士や建築士、 解決策もある。弁護士だけ

被災者の課題について支援策を協議する合敷市真備支え合い センターや民間団体のスタッフら。一人一人に寄り添うには 官民の連携が欠かせない=昨年11月、倉敷市(今中雄樹撮影) 用して実践していけば良い 国的にも進んでおり、 る。こうした取り組みは全 ケースマネジメントにも応

の連携も進めておく必要が 体だけでなく、民間団体間 ば、いざというときに即戦 定して民間団体同士で事前 ジメントに加わることを想 力になれる。行政と民間団 につながりをつくっておけ のではないかと考える。 さらに、災害ケースマネ

付くことができない課題や のだが、それだけでは気が 支援の中心になる重要なも 福祉的な視点は、被災者 スに参加してもらって、総 合的な支援を展開しなけれ ースマネジメントのプロセ 税理士といったさまざまな 民間の専門家団体も災害ケ

護士として意見を述べるこ

ば被災者の生活再建は進ま 待防止事業に関わってい 進める高齢者や障害者の虐 県内では既に、各自治体が このような専門家は岡山

ご意見、ご感想、体験談などをお寄せください。〒700-853 山陽新聞社「豪雨災害」取材班。ファクス086-803-8125、メ 〒700-8534、

の

災害

士。青山学院大国際政治経済学部卒。玉野市出身。43歳。の代表理事でもある。ゆずりは新見法律事務所代表弁護 援委員会幹事を務め、西日本豪雨の復興支援に取り組む 公益財団法人「みんなでつくる財団おかやま」

山陽新聞 2020年6月14日 朝刊 30ページ

## 雨被災者の住居確保な 住宅で暮らす西日本豪 健二会長)は10日、仮設 豪雨 住宅確保求める とを求める会長声明を 岡山弁護士会長声明 岡 山弁護士会 被災者

発表し、国や県、県内自 (猪木 ないよう支援してい は「被災者に寄り添い 人も取り残すことの 記者会見で猪木会長 と話した。 (福本尚純

求めた。 死」を判定する審査会 悪化による「災害関 を要求。被災後の体調 れた世帯も、 の内容や過程の公表も れるよう建設数の増加 する災害公営住宅 同市真備町地区に新設 治体などに送付した。 声明では、 の入居の抽選に 地区に 倉敷市 戻 連 91

2020年7月11日 朝刊 29ページ 山陽新聞

## 豪雨被災者の法律相談

## 関連3分の

(三宅信行)

||県内の被災者から寄せられた主な相談(%)

住宅・車などのローン 36.6 近隣住民との間に生じた問題 15.3 公的支援制度 13.6 不動産所有権 9.7

新たな融資 5.6 保険 5.3 親族間の問題 2.8

岡山弁護士会では電話と を体の36・6%に上り、う を体の36・6%に上り、う 被災家屋の借金に 建

同じく愛雨で被災した広 問じく愛雨で被災した広 地方弁護士会連合会と共に 地方弁護士会連合会と共に 地方弁護士会連合会と共に 地方弁護士会連合会と共に 地方弁護士会連合会と共に 地方弁護士会連合会と共に 地方弁護士会が の鈴木秀昌弁護士が協力 した。水書に関して長期間 にわたる法律相談を分析す う。

岡山弁護士会は16日、倉敷 市真備町箭田の市真備保健福 社会館で、西日本豪雨の被災 者を対象にした無料の法律相 談会を開く。午後1時~5時 で予約不要。

## 真備で16日無料相談会

住宅の再建に伴う「二重ローン」やリフォーム業者とのトラブル、被災後に体調悪化でごくなる「災害関連死」の 窓定申請といったさまざまな相談に弁護士が応じる。 問い合わせは同会(086-223-4401) 4401) ~

の3分の1超を占めた一方、時間の経過ととも 真備町地区を中心に大規模な浸水被害を受け せられた法律相談の内訳をまとめた。倉敷市雨の後、昨年9月までに県内の被災者から寄 た影響で、住宅や車などのローン関連が全体 岡山弁護士会は、2018年7月の西日本豪 間経過で悩 品み変化が

## を捉えたきめ細かい支援がなお求められそうた。豪雨は発生から2年余り。被災者のニーズに課題や悩みが変化していく状況もうかがえ 岡山弁護士会分析

変接制度(3・6%)ーな要解体といった公的では、1・3%)、罹災証明を 近隣住民との間に生じた問近隣住民との間に生じた問 かった。 ローン」に関する相談が多

重 ・7%に低下する一方、離 た ーン関連は34・8%から15 にそれぞれ上昇。 被災者が 資は4・5%から7・9% ていた。 抱える課題の比重が変わっ から10・1%に、新たな融 婚や子どもとの関係悪化な ど親族間の問題は1・3%

年了~9月と1年後の19年

な借り入れが加わる「二重 て替えや修繕のための新た

相談内容を被災直後の18

ŧ

山陽新聞 2020年10月14日 朝刊 29ページ

## 西日本豪雨きょう2年半

2018年7月の西日本豪雨を教訓に、岡山県内の弁護士や建築 士といった「士業」の専門家が集い、被災者の支援に当たる新 たなネットワークを立ち上げる。被災者が抱えるそれぞれの課 題に「その道のプロ」が対応することで、より効率的に生活再 建を進められるようにするのが目的。同様の取り組みは中国地 方では広島県に次いで2例目という。(三宅信行)=1面関連

## 弁護士、建築士、社会福祉士…

なくない。

ら2年半が経過した今も苦 の被災者が直面し、被災か な支援を要する問題に多く 心身の不調といった専門的

しみ続けているケースが少

福祉士会、日本技術士会中昨年、県建築士会や県社会 受ける中でこんなニーズを 雨の被災者から法律相談を

感じ取った岡山弁護士会が

国本部県支部といった士業

全国の被災地で個々の課題被災者支援を巡っては、

山県内では現在、行政を主 への導入が広がっている。岡 一 まいの確保といった福祉分 おり、支援は健康問題や住 体に取り組みが進められて に応じた支援を提供する

エ る関係者らから組織の仕組 広島県で活動を展開してい 成島県で活動を展開している 議会」の準備会を発足。こ みや実践上の課題について 「県被災者支援士業連絡協

アドバイスを受けた。 の専門家団体に呼び掛け、 早ければ7月にも正式に

三県 「士業」連絡協発足・

組みになる」と話す



事務局を担う岡山弁護士

被

災者がワンストップで各種 専門家につながれば生活再 専門家につながれば生活再 きる」と必要性を強調した とで、「災害ケースマネジ りもらべ メントに士業団体が加わる 立ち上げに向けて準備を進被災者支援のネットワーク める大山弁護士 より実効ある取り

西日本豪雨では、住宅再 野田日本豪雨では、住宅再 野田 本豪雨では、住宅再 野田 大変はじ め、土地の境界や相続を巡 広め、土地の境界や相続を巡 広め、土地の境界では、住宅再 野田 日本豪雨では、住宅再 野田 日本豪雨では、住宅再 野田 日本豪雨では、住宅再 野田 日本豪雨では、住宅再 野田 日本豪雨では、住宅再 野田 日本豪雨では、 寸 や建築など幅広い分野に対 野が中心となっている。 援

要ではないか」。西日本豪応できる総合的な窓口が必

大の特徴で、見守りスタッフが被災世帯を戸別訪問し、 る側から積極的に被災者にアプローチして 災害ケースマネジメント 行政や民間同

図体が導入して以降、全国の被災地に広がり、18年の西日本豪雨で被 が制たケアする字法。2011年の月本大震災で、部自治体を提出を作って継 大の特徴で、現守カスタップが被災地でを用助部因し、健康状態や生 大の特徴で、現守カスタップが被災地でで、部自治体を提出を作って継 第1上の傾みないを囲き取り、個々の実情に応じて支援計画を作って継 が、18年の大田を取り、個々の実情に応じて支援計画を作って継 害を受けた倉敷、総社市もこの手法で支援に当たっている。

に加わることを視野に、 協議会を立ち上げ、 政との連携を模索していく ースマネジメントの枠組み

山陽新聞 2021年1月6日 朝刊 26ページ

## 61

# 災害関連死事例公表増を

## 3豪 年雨 岡山弁護士会が声明

3年を迎えたのを受 死の事例を多く集積し う国に求めている。 事例の公表を増やすよ を防ぐ教訓を得るため 連死」について、再発 化などによる「災害関 活のストレスや体調悪 明を発表した。避難生 武透会長)は20日、 生した西日本豪雨から 声明では「災害関連 2018年7月に発 岡山弁護士会 (<u>則</u> 声 を集め、 役立つ」と主張。 死と認定されている。 からまずは500事例 対して「全国の自治体 278人のうち、81人 愛媛3県で亡くなった 求める」と訴えた。 ていくことが、予防に 死に当たるか審査され 国は4月、豪雨の関連 一岡山県34人)が関連 豪雨では岡山、広島、 分析と公開を 国に

指摘した。 は ついて年齢や亡くなっ た経緯を事例集で公 様に審査された8人に 限定的な公開」 それに対し、声明 全国の災害で同

にくい『ブラックボ が岡山市内で会見を開 員などに送られた。 復興庁や県選出国会議 クス化』してはいけな 組む大山知康弁護士が この日、 関連死を過程が見え と述べた。 被災者支援に取り 則武会長ら 声明は

山陽新聞 2021年7月21日 朝刊 32ページ

(石井聡)

**被災者支援土業連絡協議会設立式** 

## 被災者の生活再建

## \_業7団体 連絡協発足 岡山で設立式 体的支援目指す

携組織「県被災者支援 の士業7団体による連 や県建築士会など県内 工業連絡協議会」が14 際に被災者の生活再建 地震や豪雨が起きた | 8年の西日本豪雨を教 岡山弁護士会 建築、福祉など多岐に きる体制の整備を目指 指し、一体的に対応で 幅広い課題の解決を目 訓に、被災者が抱える 西日本豪雨で法律や ストップの相談会を開 | 2年前から準備を進め |を痛感した各団体が約 |総合的な窓口の必要性 てきた。災害時にワン

発足した。 201 わたる分野に対応する | 関する啓発活動などを |遣やメーリングリスト での情報共有、防災に くほか、相互の講師派

携して対応することが 災者の相談は多様で、 設立式には7団体の代 それぞれの専門家が連 県建築士会会長は「被 長に就任した塩飽繁樹 表ら約20人が出席。 岡山市内で開かれた 会

祉士会、日本技術士 司法書士会、県土地家 中国本部県支部。 鑑定士協会、県社会福 屋調査士会、県不動 他の構成団体は、 県

— 被災者支援に向け、 士業7団体で発足した協議会の設立式 述べた。 上にも貢献したい」 重要。地域の防災力向 مے

2022年1月15日 朝刊 25ページ 山陽新聞

大橋洋平

個別避難計 西 弁護士会長 成 |日本豪雨4年で 推進 声 を 画 . 明

声明では、

る会長 4 県 内 声 市 明 町 村に を発表し 求 8 制度設立といった

岡山弁 高齢者らが犠牲となっ 作成済みなのは2市町 た一方、県内で計画を 真備町地区では多くの 水被害を受けた倉敷市 (浅口市、久米南町)

甚大な浸 町村の計画作成に直接 している。 関与する支援」を要望

剛会長)

は 24 日、

岡山弁護士会

市

|日本豪雨

求めた。 登記の周知啓発なども 土地解消に向けた相続 理計画策定、 町村での災害廃棄物処 支障となる所有者不明 このほか、 、復興への 県内全市

山陽新聞 2022年7月20日 朝刊 26ページ

声明は同日、

県と各

村などに送付

避難

 $\mathcal{O}$ 

難し

い高齢者

にとどまると指摘。

や障害者らの避難手順

をまとめた「個別避難

の作成推進を県

県には人材派遣や補助

た。 市町

成を求めるとともに、 町村に対して早急な作 は19日、災害時に自力

護士会(近藤剛会長)

ったのを受け、

日本豪雨から4年とな

2018年7月の西

期限延長求める 生活再建支援金 岡山弁護士会長声明 〔近藤 西日 る。 金を申請していない世 806世帯にとどま 住宅を得る世帯が対象 築や賃借などで新たに 世帯に上った一方、 金 声 「加算支援金」 明では「 0 申請が5477 「加算支援 ー は 4

害程度に応じて最初に 声明を発表した。 期限延長を求める会長 政に申請のサポートと 世帯がいるとして、 金」を申請していない 敷市では9月末時点 文給される「基礎支援 った世帯に支給される ても、住宅に被害のあ 本豪雨から4年余り経 被災者生活再建支援 被害の大きかった倉 支援金のうち、被 行 帯は、 対し、 指摘。 らに声明を送付した。 握と支援、申請期限(来 いなどの問題を抱えて いる可能性が高い 長などを求めている。 年8月4日) 弁護士会は同市や 県選出の国会議員 未申請世帯の把 同市や県、 方法が分からな ) の1年延 国に

山陽新聞 2022年10月25日 朝刊 24ページ

## 西日本における豪雨災害に関する会長談話

本年7月6日から8日にかけて、西日本を中心とした集中豪雨により、各地で大規模な 災害が発生しました。新聞報道によれば、被害の全容はまだ判っていないものの、本日正 午現在、死者は105人と多数にのぼり、安否不明者も多数おられ、今後も更に被害が拡 大するおそれがあります。

岡山県も例外ではなく、特に倉敷市真備町の冠水被害は、県下において過去に例を見ないほど甚大なものになっております。

これらの災害によりお亡くなりになられた方々や、被災された方々に対し、心からお悔 やみとお見舞いを申し上げます。

当会においては、本日、災害対策本部を設置し、被災者支援のための情報発信として岡 山弁護士会ニュースを発行するとともに、弁護士による無料の電話相談や面談相談を開始 することとしました。

今後も、日本弁護士連合会や被災地を含む他の弁護士会とも情報を共有しながら、県内 被災者はもとより、全国各地の被災者の支援に取り組んでまいります。

2018年(平成30年)7月9日

岡山弁護士会 会長 安 田 寛

2019年(平成31年)3月8日

自治体 各位

岡山弁護士会

会長 安 田 寛(公印省略)

## 要望書

## 1 要望の趣旨

平成30年7月豪雨の被災者が被災した家屋を解体するか修繕するかを十分に検討できるよう、公費解体の申請期限を柔軟に延長し、延長した旨を早期に公表していただくことを要望します。

## 2 要望の理由

平成30年7月豪雨の被災者は、現在、避難所での生活から仮設住宅などでの 生活に移り、自宅の再建等に向けて動き出し始めています。

そのような中、岡山弁護士会においては、平成30年7月豪雨発生直後から災害電話無料相談や被災地での出張法律相談を行い、合計1000件を越える相談を受けておりますが、被災者から、生活再建、とりわけ被災した自宅に関する相談が数多く寄せられています。これらの相談のうち、修繕等を希望するものに対しては、当会としても、法律専門家として、公的支援の情報提供や、自然災害債務整理ガイドラインや各種貸付制度の紹介に努めていますが、被災者の中には、これらの情報を短期間で十分に理解し、利用を決断することが難しい方も多く存在します。

こうした中、被災地の各自治体が実施されている公費による家屋解体の申請期限が迫っています。

具体的には、平成31年2月末日時点で、倉敷市が同年6月末を、その他の岡

山県内の多くの自治体が同年3月末を公費解体の申請期限としており、その地域の被災者は、自宅を取り壊すかどうかという大きな決断を、災害が発生してから1年以内にしなければなりません。

そして、公費解体の申請期限が迫ってきている状況においては、被災者が解体・ 撤去の費用が自己負担となることを回避したい心理から、修繕可能かどうかを慎 重に判断する前に、駆け込みで公費解体の申請を余儀なくされるケースが、少な からず存在するものと危惧しております。

また、いわゆる二重ローン問題(災害前の住宅のローンと、新たなローンとの 二重の負担が発生することや、新たなローンが組めなくなることにより、生活の 再建が困難になる問題)を未然に防ぐために災害前の被災者の債務を減額・免除 する、自然災害債務整理ガイドライン手続の申込者が岡山県内には本年2月末日 現在で189名います。このうち、本年2月末日時点で手続が完了して金融機関 と債務の減額・免除の合意まで至った利用者はおらず、本年3月末時点では10 0名を越える申込者について、また、倉敷市の申請期限である本年6月末でも相 当数の申込者について、手続が終了していないと予想されています。債務が減額・ 免除されるか分からない手続の途中では、被災者にとって公費解体の申請をすべ きか判断することが困難であるだけでなく、抵当権者である金融機関にとっても、 解体に同意すべきか判断することが困難です。したがって、申込者が、解体の要 否について、十分に制度を理解し、検討できるだけの時間的猶予を設けることが、 災害からの復興のため必要不可欠といえます。

公費解体の申請期限を延長することで、被災者には自宅を取り壊すか修繕するか熟慮する時間が得られます。その結果、一人でも多くの被災者が自宅に戻って生活できるようになるのであれば、本来必要がない公的資金の公費解体への投入を避けることや、住民の流出による地域のコミュニティーの喪失を回避することにも繋がります。また、解体工事の着工時期が来年度のものも多数見込まれている現状を考えると、延長を認めたとしても、特段、行政事務上の混乱は生じない

ものと思われます。

岡山弁護士会に寄せられる相談の多くが自宅の再建に関するものであり、平成30年7月豪雨災害において、岡山県内では水没被害が多かったため、土地、住宅の基礎部分、柱や屋根などが損壊していない住宅も多く、リフォームも重要な選択肢であることから、土地や基礎部分も損壊することが多い地震の場合と比べてもさらに公費解体するか判断が難しいケースが多いと考えます。

よって、公費解体の要否につき、被災者が十分に検討する時間的猶予を設ける ため、前例にとらわれることなく公費解体の申請期限を柔軟に延長していただき、 申請期限延長が決定した旨を早期に公表していただきますよう要望します。

以上

被災者生活再建支援金支給申請期間延長及び被災者生活再建支援法改正を求める 会長声明

1 岡山県において、被災者生活再建支援法(以下「法」という。)に基づく被災者 生活再建支援金(以下「支援金」という。)の支給申請期間の延長(法施行令4 条4項)を行うことを要請する。

また、国において、法を以下のとおり改正し、改正法を平成30年7月豪雨による被災の場合にも適用することを要望する。

- (1) 半壊家屋,一部損壊家屋も支援対象とすること(法2条2号改正)。
- (2) 生業に必要不可欠な事業用資産に被害を受けた場合も支援対象とすること (新設)。
- (3) 支援金額を大幅に増額すること(法3条改正)。
- (4) 国による支援金の補助の割合を大幅に増加すること(法18条改正)。

なお,2011年(平成23年)7月29日に日本弁護士連合会より本声明と 同趣旨の内容を含む「被災者生活再建支援法改正及び運用改善に関する意見書」 が出されているが、十分な法改正等がなされているとはいえないため、平成30 年7月豪雨災害の被災地弁護士会として本声明を行うものである。

## 2 支給申請期間の延長

法施行令4条では、基礎支援金の支給申請期間を自然災害が発生した日から13か月(同条1項)、加算支援金の支給申請期間を自然災害が発生した日から37か月(同条2項)としている。これにより、平成30年7月豪雨における倉敷市の場合は、基礎支援金については令和元年8月4日、加算支援金については、令和3年8月4日が支給申請期限となる。他方、同条4項において、都道府県による期間延長の余地があることが規定されている。平成23年の東日本大震災や、平成28年の熊本地震においては、同条項に基づき支給金の申請期間が延長されている。

内閣府の資料によれば、平成30年7月豪雨においては、岡山県内で全壊4828棟、半壊3302棟の合計8130棟の被害が生じている(平成31年1月9日現在)。また基礎支援金の申請は、岡山県全体で5782件となっている(平成31年2月28日現在)。

半壊でも解体すれば基礎支援金及び加算支援金を受け取ることができるところ、半壊で解体ではなく、リフォームを決めた世帯も一定数あると思われるが、上記の被災件数と申請件数からすると2000以上の被災世帯が申請をしていない状況である。

岡山県内では、自然災害債務整理ガイドライン手続き中の被災者が148名いること(平成31年4月23日現在)、今後の復興計画の実施にも時間かかることなどから、住宅再建の目途が立つまでに相当長期間かかると考えられる上、期限が迫ることによる心理的圧迫は被災者にとって大きな負荷となる。

そこで、岡山県においては、同条4項を積極的に適用して、被災者が十分な支援を受け得るために、柔軟に、かつ、できる限り長期間にわたって支援金の支給申請期間を延長するよう、要望する。

## 3 被災者生活再建支援法の改正について

## (1) 半壊家屋、一部損壊家屋への支援対象の拡大

法2条2号は、「全壊」(同号イ)、「解体」(同号ロ)、「長期避難」(同号ハ)、「大規模半壊」(同号ニ)を被災世帯と定め、支援金を支給している。しかし、大規模に至らない半壊や一部損壊であっても、高額な補修費用がかかるのが通常であり、支援対象を大規模半壊以上に限定する合理性は乏しい。「大規模」に至らない半壊世帯や一部損壊世帯であっても、長期間の避難生活を送らざるを得ない点では、全壊世帯、大規模半壊世帯と変わるところがない。また、岡山県内で平成30年7月豪雨によって多数発生した浸水被害においては、浸水深で損壊の程度を判断するので、大規模半壊と半壊や一部損壊とで実際の損壊状況に大差はない。そこで、同号を改正し、半壊世帯や一部損壊世帯も

「被災世帯」として支援対象に含めるよう、要望する。

## (2) 生業に必要不可欠な事業用資産への支援対象の拡大

法2条2号は、支援対象を「住宅」に限っている。したがって、工場、漁船、農地、店舗建物等、個人事業者の生業にとって必要不可欠な資産に被害を受けたとしても、支援対象とはならない。しかし、生業に必要不可欠な事業用資産は、まさに被災者の生活の基盤であり、これらの再建なくして、被災者の生活再建立を目的としている(法1条)ことからすれば、住宅に限定する必要はない。そこで、法2条2号の「被災世帯」に「農業、漁業その他の産業又は商業に従事することによって生計を維持しており、当該自然災害によりその生活基盤である主たる事業用資産を喪失し又は著しい被害を受けた世帯」を加え、同条3号として「被災事業用資産」の定義規定を新設し、災害によって生業に必要不可欠な資産に被害を受けた世帯を支援対象に含めるとともに、支援金についても、事業用資産に被害を受けた世帯の状況に応じた支援基準及び支援金額を定めるよう、要望する。

## (3) 基礎支援金・加算支援金の増額

法3条によれば、支援金の最高額は、基礎支援金と加算支援金を合計して300万円である。しかし、現在の支給額は、家の再建ができる金額ではなく、被災者の生活再建にとって十分な額とはいえない。そこで、支援金の支給額を最低でも500万円以上に増額するよう、要望する。

## (4) 国による補助の増加

支援金の財源は、都道府県が拠出した基金を活用しつつ(法9条)、その2 分の1に相当する額は国が補助するものとされている(法18条)。しかし、 都道府県による基金の積立てをベースとする仕組みでは、必ずしも盤石の財 源を確保できない。東日本大震災では、国の補助割合を8割とする特別立法がなされたが、それ以外の災害では従前のまま、国の補助割合は2分の1にとどまっている。今後も平成30年7月豪雨と同様の水害の発生や南海トラフ地震など大震災の発生が予想されており、他方、被災者の生活再建における法の役割が大きくなってきていることからすれば、端的に、国の責任割合を拡大するのが相当である。そこで、法18条を改正し、国の補助割合を、8割以上とするよう、要望する。

以上

2019年(令和元年)5月20日

岡山弁護士会 会長 小 林 裕 彦

## 平成30年7月豪雨から1年を迎えるにあたっての会長声明

## 1 はじめに

まもなく、平成30年7月豪雨から1年を迎えようとしている。

2019年(令和元年)5月末時点で,なお2912戸・7572人の被災者が仮設住宅で暮らし,多くの在宅避難者も被災したままの自宅で暮らしているなど,多くの被災者はいまだ生活再建・復興の途上にある。

当会においては、被災者支援の一端を担うべく、災害発生直後より、無料電話相談、法律相談センターでの災害相談無料化及び被災地での出張無料相談会を実施しており、被災者から1400件を超える相談を受けている。また、自然災害債務整理ガイドラインに係る登録支援専門家弁護士の委嘱依頼を191件受け、弁護士の推薦を行っている。災害ADR(災害に起因する紛争の和解あっせん)も実施しており、11件の申立てを受けている。

当会は、今後も、災害無料相談、自然債務整理ガイドライン及び災害 ADR を中心に、被災者支援に継続して取り組んでいく所存である。

2 被災者の個別事情を踏まえた継続的支援(災害ケースマネジメント)を行うべきこと

前述のとおり多くの被災者がいまだ生活再建、復興の途上にあるところ、経済的ないし社会的に自力再建をするのが困難な被災者ほど復興から取り残されていくことは、過去の災害からも明らかである。そして、発災からの時間が経過するにつれ、被災者一人ひとりの置かれる経済的ないし社会的環境も様々なものとなる。そのため、被災者の抱える生活再建に向けての課題も様々なものとなる。しかるに、現在の被災者の生活再建支援を目的とする制度は、住家の被害の程度や再建方法によって金額が定まる被災者生活再建支援金が中心となっている。

そこで、被災者の生活再建につき、住家の被害のみで判断するのではなく、 生活基盤全体の被害状況をきめ細やかに個別把握し、一人ひとりの実情に応 じ様々な支援策を組み合わせた個別の支援計画を作成し、被災者が平時の日 常を取り戻すまで、金銭的援助にとどまらない人的支援も含め継続的に支援 する「災害ケースマネジメント」の取り組みが提唱され、一部の自治体では既 に実行されている。

以下に詳しく述べるとおり、当会は、国及び地方自治体に対し、この災害ケースマネジメントを、今般の平成30年7月豪雨による被災者の生活再建支援にあたって広く実施するとともに、法令による災害ケースマネジメントの制度化を求める。また、そのために必要となる法令の改正として、災害時に個人情報を民間支援団体と共有するための条例改正、及び被災者支援制度において職権による制度適用を可能とする法改正を求める。

- 3 被災者支援の官民連携の実施及び災害ケースマネジメントの法律等による 制度化
  - (1) 被災者一人ひとりの個別事情に応じた支援である災害ケースマネジメントを,継続的にかつ有効に実施するためには,被災者支援に関わる自治体・民間支援団体・個人ボランティアが個別に活動するのではなく,それぞれの持つ専門知識やノウハウを共有し,連携し一致団結して,被災者支援に取り組む必要がある。

たとえば岡山県内においても、岡山市では、 NP0 法人岡山 NP0 センターに委託をして、災害から約2ヶ月後に、床上浸水被害以上の約1800世帯の調査を行ったり、災害から約8ヶ月後には、支援制度を利用していなかった約300世帯を訪問し、約200世帯に支援制度の申請を促したりするという災害ケースマネジメントの先進的事例も行われている。しかし、全県的に見れば、そのような取り組みは限られたものにすぎない。

そこで、岡山県内の地方自治体に対し、平成30年7月豪雨及び今後の災害時において、より積極的にNP0法人、ボランティア団体及び士業団体などの民間支援団体と連携して被災者支援を行い、継続的に災害ケースマネジメントを実施することを要望する。

(2) 災害ケースマネジメントを円滑に行うためには、法令による制度化が望ましいところ、2016年(平成28年)に鳥取中部地震に見舞われた鳥取県は、2018年(平成30年)に「鳥取県防災と危機管理に関する基本条例」の一部を改正し、「被災者の生活復興支援体制の構築」を明文化し、災害ケースマネジメントを条例により制度化している。

国においては、これまでの各地での災害ケースマネジメントの先進的事例

を集約検討した上で、今後の災害時に、全国の被災地で、官民が連携して災害ケースマネジメントによる継続的かつ充実した被災者支援を円滑に行う ことができるよう、法律による制度化を行うべきである。

また、岡山県内の地方自治体においても、災害ケースマネジメントの実施 主体として、法律による制度化に先立って、早急に条例による制度化が行わ れるべきである。

## 4 災害時に個人情報を民間支援団体と共有するための条例改正

現在、被災地域を離れ、みなし仮設住宅で暮らす被災者が多く、民間支援団体は個々の被災者に支援を届けることに苦労している。また、倉敷市では被災者見守り・相談支援事業を行い、仮設住宅の被災者の生活状況等を把握しているが、その情報は倉敷市又はその委託を受けた団体しか共有することができず、ほとんどの民間支援団体と情報共有がなされていない。災害ケースマネジメントの実現には、官民のネットワークの構築が不可欠であり、その前提として、ネットワーク内での個人情報の共有が必要となる。

そこで,災害ケースマネジメントを実現するために,災害時に個人情報を自 治体と民間支援団体とで共有できる仕組み作りが必要である。具体的には,災 害のために別個の個人情報保護に関する条例を制定するか,現在の個人情報 保護条例を改正して,自治体が保有する被災者の個人情報について,災害時 (復興期を含む)に本人同意がなくても被災者支援のために民間支援団体と 共有できるようにすべきである。

現状であっても、岡山県内の多くの自治体の個人情報保護条例において、市民の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるときや、実施機関が個人情報保護審査会の意見を聴いて必要と認めたときには、自治体が外部の民間団体と情報を共有することは認められている。しかし、災害時に上記例外要件に当たるか否かの判断を現場の担当者に求めることは困難であるし、民間支援団体に開示が必要になる度に、外部有識者委員を中心に組織される個人情報保護審査会を開催することは極めて難しい。さらに、災害発生からしばらく時間が経過したいわゆる復興期には、「緊急」や「やむを得ない場合」といった要件を満たさないと判断される可能性もある。

したがって, 現状の規定では十分とは言いがたく, 災害のために別個の個人

情報保護に関する条例を制定するか、現在の個人情報保護条例を改正して、明確に災害時(復興期も含む)において、被災者支援のために、自治体が本人の同意なくして民間支援団体と本人の個人情報を共有できる旨の規定を設けておくことが必要であると考えられる。

## 5 職権による被災者支援制度利用を可能とする法改正

被災者支援の制度の多くは申請主義をとっており、自治体が制度の対象となる被災者の存在を把握していても、被災者自身の申請がなければ、制度が利用できない仕組みとなっている。自治体が被災者に情報提供をして、申請を促すべきことは当然であるが、働きかけにも限界があり、支援の必要性が高いにもかかわらず支援が受けられない被災者も生じうる。「災害ケースマネジメント」の実現のためには、被災者の申請を待つのではなく自治体が積極的に支援をする必要がある。

そこで、各種被災者支援制度において、被災者が制度を利用することが可能であり、かつその必要があるのに、当該支援制度の利用申請をしない場合には、措置などにより自治体が職権で被災者の制度利用を可能とする仕組みを設ける法改正を、国に要望する。

## 6 最後に

当会は、平成30年7月豪雨から1年を迎えるにあたり、改めて法律家として「法は人を救うためにある」ことを心に刻み、被災者一人ひとりが真の生活再建・復興を成し遂げられるよう支援活動を行うことを誓い、それと共に、被災者支援の活動を続けている自治体及び支援団体との連携を強固にすることで、将来に向かって一人も取り残さない被災者支援活動を継続していく所存である。

以上

2019年(令和元年)6月27日

岡山弁護士会 会長 小 林 裕 彦 平成30年7月豪雨における住宅支援に関する会長声明

## 1 はじめに

当会は、平成30年7月豪雨災害の被災者に対し、発災直後から、無料電話相談、現地での無料法律相談会や県内各地の法律相談センターでの無料法律相談を実施し、1600件を超える法律相談を受けている。その中で、最も多いものが住宅に関する相談であることからも、住宅支援が被災者支援の要になることは明らかである。

そこで、当会は、国及び岡山県、岡山県内の各市町村に対し、以下のとおり ①住宅建設にかかる利子補給金制度の創設、②仮設住宅の供与期間の延長、③ 災害公営住宅の建設戸数の増加、④被災者に対する住宅支援政策の柔軟化、を 要望する。

## 2 住宅建設・購入にかかる利子補給金制度の創設について

岡山県において、金融機関からの融資を受けて住宅の復旧を行う被災者に対し市町村が利子補給を行えるよう、県がその費用の一部を補助する「平成30年7月豪雨に係る岡山県災害復興住宅建設資金等利子補給補助制度」が創設された。これにより、各市町村において、災害時の災害復旧のための利子補給制度が創設しやすくなった。

現在のところ、倉敷市が、「住宅災害復旧等資金利子補給金」の対象を、平成30年7月豪雨で被災した住宅に代わる住宅の建設・購入にも拡大しており、また、岡山市でも同様の制度を開始する計画であると報道がなされている。しかし、岡山県内のそれ以外の市町村では、現時点で住宅建設・購入に当たっての融資に利子補給を行う制度は設けられていない。住宅建設・購入に当たっての融資に利子補給を行うことは、住宅の復旧が必要な被災者の財政的負担を軽減し、復興への支援となるものである。各市町村においては、早急に、岡山県の上記制度を活用し、金融機関からの融資を受けて住宅の復旧を行う被災者に対し市町村が利子補給を行う制度を創設されるよう要望する。

## 3 仮設住宅の供与期間の延長について

仮設住宅の供与期間は2年とされているところ,現在,約2500世帯が仮設住宅に入居しており,災害公営住宅は工事の着工にすら至っていない。当会

の災害無料相談にも、仮設住宅に入居しているが、まったく自宅の再建のめどが立っていない被災者から、将来の住宅に関する相談が多く寄せられている。 最近では、仮設住宅の供与期間が残り1年を切ったことで、その後の住宅の不安に対する相談が増えている。

平成30年7月豪雨災害は、「特定非常災害」に指定されているので、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第8条によりみなし仮設住宅の供与期間の延長をすることが可能である。

このような状況があることから、岡山県が、仮設住宅の供与期間の延長について国との協議を始めたとの報道もあった。

したがって、岡山県に対し、仮設住宅の供与期間の延長について国との協議を継続し、早急に、仮設住宅の供与期間を延長するよう要望する。また、国に対し、被災地である岡山県からの要望を尊重し、被災者の住宅への不安を緩和するため、早急に、仮設住宅の供与期間の延長を認めるよう要望する。

加えて、岡山県に対し、仮設住宅の供与期間を延長した場合にはその旨を早期に公表するよう要望する。

### 4 災害公営住宅の建設戸数について

現時点で、平成30年7月豪雨で被災された約2500世帯が仮設住宅に 入居されている中で、災害公営住宅の建設予定戸数が倉敷市で90戸と発表 されている。

しかし、東日本大震災において、岩手県が全壊戸数の約3割、宮城県が全壊戸数の約2割の災害公営住宅を建設したことと比較すると、全壊戸数が約4600戸ある倉敷市において、90戸のみの建設(全壊戸数の約2パーセント)では少なすぎる懸念がある。

また、建設戸数の決定にあたっては、被災者の現状やニーズを丁寧に調査する必要がある。そして、被害者のニーズ調査に当たっては、東日本大震災における釜石市での調査結果によると、公的借家を望む世帯は2011年夏には13.6%と少なかったのに対し、2012年夏には43.7%、2013年冬には39.3%と変化していることから、一度のニーズ調査で判断するのではなく、継続したニーズ調査を行うべきである。

ついては、被災者のニーズを丁寧に調査した上で、必要十分な戸数の災害公営住宅を建設すべきである。

さらに、建設型の仮設住宅が少なく、多くの被災者がみなし仮設住宅に入居したことで地元を離れたことにより、地域のコミュニティが失われつつある現状がある。真の災害の復興には、地域のコミュニティの存在が極めて重要であるから、これらをできる限り維持するため、まとまった戸数の災害公営住宅を各コミュニティに建設すべきである。

上記の倉敷市のほか、総社市においても、災害公営住宅の建設が発表されているが、両市に対しては、以上のとおり、被災者のニーズにあった戸数の災害公営住宅を、各コミュニティのまとまりに配慮しながら建設するよう要望する。

加えて、岡山県並びに被災者の多い岡山市、高梁市、笠岡市及び矢掛町に対しても、災害公営住宅の建設を要望する。

### 5 被災者に対する住宅支援政策の柔軟化

現在の被災者に対する公的住宅支援政策は、避難所(又は避難先)から仮設住宅、仮設住宅から災害公営住宅の流れが原則となっている。すなわち、避難所になじめず被災直後から被災した自宅で生活していた場合や、仮設住宅に馴染めず被災したままの自宅に戻った場合など、一度自宅に戻ってしまうと、その後自宅での生活が困難となっても、仮設住宅や災害公営住宅に住むことは原則としてできない。

そこで,国に対して,一度自宅に戻っても,仮設住宅や災害公営住宅に住む ことができるようにするなど,被災者の実態に即した柔軟な住宅支援ができ るよう,運用の改善を要望する。

なお、現状の法制度の中で、岡山県が、倉敷市の要望に基づき倉敷市真備地区の被災世帯につき、真備地区外のみなし仮設住宅から、真備地区にある建設型仮設住宅への転居を認める柔軟な取り扱いを開始したことは、被災者の生活再建に資する画期的かつ重要な支援である。

そこで、岡山県及び岡山県内の市町村に対しては、上記の事例のように、被 災者に対する住宅支援の柔軟な取り扱いをより積極的に行うよう要望する。

以上

2019年(令和元年)9月24日

岡山弁護士会 会長 小 林 裕 彦

### 平成30年7月豪雨から2年を迎えるにあたっての会長声明

### 1 はじめに

平成30年7月豪雨の発生から2年を迎えた。岡山県内では、2020年(令和2年)5月末時点で、1386戸・2953人の被災者が今なお仮設住宅で暮らし、多くの在宅避難者も被災したままの自宅で暮らしているなど、多くの被災者はいまだ生活再建・復興の途上にある。

当会は、被災者支援の一端を担うべく、災害発生直後より、無料電話相談、法律相談センターでの災害相談無料化及び被災地での出張無料相談会を実施し、被災者から1700件を超える相談を受けてきた。また、自然災害債務整理ガイドラインに係る登録支援専門家弁護士の委嘱依頼を201件受け、弁護士の推薦を行っている。災害 ADR(災害に起因する紛争の和解あっせん)も実施しており、15件の申立てを受けている。

当会は、災害時の被災者一人ひとりの「個人の尊重・自己決定権」(憲法13条)、「健康で文化的な最低限度の生活」(憲法25条)、及び「法の下の平等」(憲法14条)を確保することが弁護士会及び弁護士の使命と考えており、今後も、被災者支援に継続して取り組んでいく所存である。

他方,上記の被災者支援活動を通じて,①仮設住宅に入居中の被災者 のための住居の確保,②災害関連死の分析と分析結果の公表,③避難所 の個室の確保,④被災者生活再建支援金の国内全ての災害における支給, 以上4点が平成30年7月豪雨からの復興のみならず今後の災害にお ける被災者支援のためにも必要であると痛感したことから,国,岡山県 及び倉敷市をはじめとする関係市町村に対し,要望を行うものである。

### 2 仮設住宅に入居中の被災者のための住居の確保を

倉敷市においては、2020年(令和2年)5月末現在で1290世帯がいまだ仮設住宅に入居中であるところ、先日災害公営住宅の入居者募集が行われ、約170件の申込みがあったが、105戸しか災害公営住宅(新設される災害公営住宅91戸及び改修される市営住宅14戸)の整備が予定されていないため、抽選に外れる約70世帯には倉敷市が賃料の補助を行い民間賃貸住宅への入居となる見込みである旨の報道があった。災害公営住宅は真備町内の各地域に建設予定であるが、被災者が民間賃貸住宅を被災前に住んでいた地域で確保できる保証はなく、多くの被災者が被災前に住んでいた地域で確保できる保証はなく、

当会としては、被災者が真備町内で以前暮らしていた地域に戻れるように、災害公営住宅の建設数の増加を再度倉敷市に対して要望する(当会は、2019年(令和元年)9月24日付「平成30年7月豪雨における住宅支援に関する会長声明」を発出して、災害公営住宅の建設数の増加を求めている。)。

被災から2年が経過してもなお,上記のとおり3000人近い被災者がいまだ仮設住宅に入居中であるが,このうち,災害公営住宅に申込みをしていない多数の世帯については,自力での自宅の再建等が可能であるのかも不明である。岡山県に対して,倉敷市以外の被災者も含めた,

仮設住宅に入居中の被災者に対し、今後の住宅に関する聞き取り調査を行うことを要望するとともに、岡山県及び関係市町に対し、県と市町との協力の下、申請を待つのではなくいわゆるアウトリーチの方法で、被災者の意向が実現するように支援(自己決定権(憲法13条)の実現)し、意向が実現困難であったり、意向を決めかねていたりする被災者には、その原因を把握し解消するために、1人ひとりに必要な支援を行う災害ケースマネジメントを実施するよう、要望する。

その中で、被災者本人は意向を決めかねているが、災害公営住宅に入居することが本人の福祉に資するケースも出てくると思われるので、関係市町には、今回の災害公営住宅への申込者以外のためにも災害公営住宅の確保の必要が生じる可能性もあることを考慮して、いまだ設備等が充分とはいえない仮設住宅で暮らす被災者に対する住宅支援を進めることを要望する(健康で文化的な最低限度の生活(憲法25条)の実現)。

### 3 災害関連死の分析と分析結果の公表を

平成30年7月豪雨災害以前から災害関連死の防止の重要性は理解され、岡山県内の自治体においても災害関連死の防止に努力していたはずであるが、現在、平成30年7月豪雨災害における岡山県内の災害関連死として28名が認定されている。

平成30年7月豪雨災害を含めたこれまでの災害において,災害関連 死を審査する災害弔慰金等審査会の審査内容や審査過程が公開されて いないため,災害関連死の実態を知るには,報道された事例か,数少な い公開裁判例によるしかない。多くの災害関連死の事例の内容を知るこ とができず、これらの事例における反省を活かすことができていないことが、災害が起こる毎に多くの災害関連死が生じてしまう原因の1つであると考える。

そこで、国は、将来の災害関連死を減らすために、災害関連死の事例を全国の地方自治体から集め、医師、弁護士、福祉の専門家など多様な分野の専門家をもって構成される調査機関を設置し、「どうすればその命を救うことができたのか」という視点から、死亡原因、死亡に至る経過、今後の課題等を個別の事例ごとに十分に分析するとともに、分析結果を匿名化して公表すべきである。このことは、被災者がどのように避難しどのように災害発生後の生活を送っていくか自己決定(憲法13条)していくことにも資する。また、分析結果を遺族が知ることができれば、被災した家族の死が災害関連死に該当する可能性があるか判断する際や、災害弔慰金の申請資料を作成する際の参考にもなる。

なお、同様の提言を日本弁護士連合会が2018年(平成30年)8 月23日付「災害関連死の事例の集積、分析、公表を求める意見書」に おいて行っているが、当会は平成30年7月豪雨の被災地の弁護士会と して改めて提言する。

また、岡山県に対し、今後も発生が予想される豪雨災害における災害 関連死の防止に役立つよう、平成30年7月豪雨災害に関して災害弔慰 金等審査会を設置した各自治体から、災害関連死の事例を集積し、プラ イバシーに充分配慮した状態で、公表することを要望する。

あわせて, 今後の災害において, 自治体と, 医療, 福祉, 法律等の専

門家が連携して、寄り添いボランティアなど市民活動と歩調を合わせて、 災害関連死を防ぐ体制がとれるよう岡山県を中心に体制作りをすると ともに、災害関連死の認定基準や災害弔慰金制度の存在を周知すること で、万一の際に遺族が災害弔慰金を受け取ることができることとするよ う、岡山県及び各市町村に要望する。

### 4 避難所に個室の確保を

当会は、平成30年7月豪雨災害の際には、真備町内の避難所となっている小学校でも無料法律相談会を開催した。新型コロナウイルスがまん延している現在から、当時の避難所を振り返ってみると避難所の状態はいわゆる「3密」といえるものといえ、健康で文化的な最低限度の生活(憲法25条)を確保できている状態とは言いがたい。

今年も、台風や大雨により避難所への避難がなされることが予想される。避難所の3密状態を避けるために、小学校の体育館などの仕切りのない一箇所に大勢を集めるのではなく、個室の多くある避難所を早急に確保するよう、災害救助法第3条に「都道府県知事又は救助実施市の長は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。」と規定されていることを根拠に、岡山県及び各市町村に対し要望する。個室を確保するためには、例えば、合宿施設を避難所に指定したり、トレーラーハウスを準備したり、民間のホテルや旅館などの宿泊施設を避難所として借り上げる協定を締結しておくことなどが考えられる。次善の策としては、テントなど隔離スペースを作ることができ

る設備を整える,ある程度の遮蔽と床からの粉じんを吸い込む量を軽減 できる段ボールベッドを準備するといったことも考えられる。

### 5 被災者生活再建支援金を国内全ての災害において支給を

当会では、2019年(令和元年)5月20日付「被災者生活再建支援金支給申請期間延長及び被災者生活再建支援法改正を求める会長声明」において、半壊家屋及び一部損壊家屋も支援対象とすること、支援金額を大幅に増額することや国による支援金の補助の割合を大幅に増加することなどを要望しているところであるが、平成30年7月豪雨から2回目の大雨の季節を迎えるにあたって、新たに、被災者生活再建支援金を国内全ての災害において支給することを国に対して要望する。

昨年9月、岡山県新見市において、集中豪雨災害が発生し、同災害は 局地激甚災害に指定されたが、新見市内において全壊した住宅が10戸 に満たない等の事情により、被災者生活再建支援法の要件を満たさず、 被災者に同法に基づく被災者生活再建支援金が支給されなかった。同市 においては、前年の平成30年7月豪雨災害では同法に基づく被災者生 活再建支援金が被災者に支給されていたために、災害の規模によって被 災者に不公平が生じること(法の下の平等(憲法14条)が実現してい ないこと)を当会としても法律相談などの支援を行う中で痛感した。他 にも被害を受けた住宅が多いか少ないか等の、自らでは左右できない事 情により、被災者が被災者生活再建支援金の給付を受けられるか否かが 決まるのは不合理と言わざるを得ない。

財政的にみても、被災者生活再建支援金は過去22年間での総支給額

が約4800億円(原則国庫負担は2分の1)であり、東日本大震災の 10年間の復興予算約32兆円の1.5%に過ぎず、大災害に至らない 災害についても支給範囲を広げることは十分可能である。

そこで、当会としては、被災者生活再建支援法を改正し、国内で発生 する全ての災害において被災者生活再建支援金が支給されることとす るよう、国に要望する。

### 6 最後に

当会は、平成30年7月豪雨の発生から2年を経て、改めて法律家として「法は人を救うためにある」ことを心に刻み、平成30年7月豪雨のみならず、現在及び将来において発生する災害にあっても、被災者一人ひとりの「個人の尊重・自己決定権」(憲法13条)、「健康で文化的な最低限度の生活」(憲法25条)及び「法の下の平等」(憲法14条)を確保することが成し遂げられるよう、日本弁護士連合会、中国地方弁護士会連合会及び全国の単位弁護士会と協力して支援活動を行うことを誓い、それと共に、被災者支援の活動を続けている自治体及び支援団体との連携を強固にすることで、一人も取り残さない被災者支援活動を継続していく所存である。

以上

2020年(令和2年)7月10日

岡山弁護士会

会長 猪 木 健 二

### 平成30年7月豪雨から3年を迎えての会長声明

### 1 はじめに

平成30年7月豪雨の発生から3年を迎えた。岡山県内では、2021年(令和3年)6月末時点で、279戸・665人の被災者が今なお仮設住宅で暮らし生活再建の途上にあり、住宅再建ができ地元に戻れた被災者も元の生活やコミュニティを取り戻すべく復興の途上にある。

当会は、被災者支援の一端を担うべく、発災直後より、無料電話相談、法律相談センターでの災害相談無料化及び被災地での出張無料相談会を実施し、被災者から1700件を超える相談を受けてきた。また、自然災害債務整理ガイドラインに係る登録支援専門家弁護士の委嘱依頼を203件受け、弁護士の推薦を行っている。災害ADR(災害に起因する紛争の和解あっせん)も実施しており、17件の申立を受けている。

さらに、当会は、中国地方弁護士会連合会及び広島弁護士会と共同で令和2年10月2日に「平成30年7月豪雨 無料法律相談 相談データ集計及び分析結果」の公表をした。我が国で初めての大規模な豪雨災害における法律相談データの分析結果の公表となり、豪雨災害における被災者のニーズや被災者がかかえるトラブルを明らかにすることができ、弁護士に限らず自治体や民間支援団体の今後の災害時の被災者支援の参考になるものである。

他方、上記の被災者支援活動を通じて、①仮設住宅に入居中の被災者のための住宅の確保と災害ケースマネジメントの実践、及び②災害関連死の事例をさらに公表することが、3年を迎えた岡山県内の被災地に残る課題の解決と今後の災害での人的被害を少なくするために必要であると痛感したことから、国、岡山県及び倉敷市に対し、以下の要望を行うものである。

2 仮設住宅に入居中の被災者のための住宅の確保と災害ケースマネジメントの実践 当会は、2019年(令和元年)9月24日付「平成30年7月豪雨における住宅 支援に関する会長声明」を発出して、災害公営住宅の建設数の増加を求めた。

また、2020年(令和2年)7月10日にも「平成30年7月豪雨から2年を迎えるにあたっての会長声明」を発出して、被災者の住宅確保のための災害公営住宅の建設戸数が少なく入居者希望者の応募の数が募集の数を上回り、多くの被災者が住宅確保の目処がたっていないことから、災害公営住宅の建設戸数の増加を倉敷市に求めた。しかし、その後も災害公営住宅の建設戸数は増やされておらず、今なお、279戸(令和3年6月時点)の被災世帯が仮設住宅で暮らしている。

そこで, 再度, 災害公営住宅の建設戸数を増やすことを倉敷市に求める。

また,災害公営住宅の建設や別の方法による住宅確保には時間がかかることから,仮設住宅の入居期限の延長要件である「自己の都合によらない真にやむを得ない理由により,供与期間内に仮設住宅を退去できないこと」を柔軟に解釈して,仮設住宅から転居できない被災者の仮設住宅の入居期限の延長を認め,住宅の確保をすることを岡山県に求める。

現在,仮設住宅に入居する被災世帯のうち,住宅の再建の目処が立っている世帯もある一方,住宅再建の目処が立っていない世帯も多くいると思われる。そのような世帯に対しては被災者の抱える問題について異なる分野の専門家(例えば福祉の専門家と法律の専門家)がチームを組んで訪問相談を行い、その結果をふまえ自治体職員、社協職員や弁護士を含めた様々な分野の専門家が参加するケース会議で1人ひとりの被災者に必要な支援をオーダーメイドで作っていくこと(災害ケースマネジメント)も倉敷市に提案する。

### 3 災害関連死の事例をさらに公表すること

前出の2020年(令和2年)7月10日に発出した「平成30年7月豪雨から2年を迎えるにあたっての会長声明」において、今後の災害における災害関連死の防止に役立つよう死亡原因、死亡に至る経過、今後の課題等を個別の事例ごとに十分に分析するとともに、分析結果を匿名化して公表すべきことを国等に求めていた。

本年4月に「災害関連死事例集」が内閣府から公開されたのは大きな成果であるが、令和元年度に災害関連死として審査された事例を中心に、災害関連死と認められた事例が73事例、災害関連死と認められなかった事例が25事例の合計98事例しか公開されなかった。災害関連死は、現時点で公表済みの人数で、東日本大震災では全体で3774名、熊本地震の熊本県では218名、平成30年7月豪雨の岡山県では34名が認定されていることからしても98事例がいかに限定的な公開であるかが分かる。

災害関連死の事例を多く集積していくことが、災害関連死の予防に役立ち、災害関連死の認定においても公開されている先例が多ければ多いほど認定が地域毎にばらつきがでることを防げるのであるから、国に対しては、全国の自治体から災害関連死の事例をまずは500事例を集め、分析と公開を求める。

### 4 おわりに

国、岡山県及び倉敷市に対し、以上の要望を行うとともに、岡山弁護士会では、被災者を誰も取り残さないことを実現するために1人ひとりの状況に応じた支援を行う災害ケースマネジメントを実現するべく、行政との連携強化のために「災害時における法律相談に関する協定」を全ての市と5町(合計20市町)と締結しているが、未締結の岡山県及び県内7町村とも早期の協定締結を目指す。

また、平成30年7月豪雨では十分に準備できていなかった士業連携を実現すべく、現在、当会は、岡山県被災者支援士業連絡協議会準備会に参加しているが、本年度中に岡山県被災者支援士業連絡協議会を発足させ、平成30年7月豪雨の被災者だけでなく、今後の災害の被災者に対しても、ワンストップで様々な専門家の支援が得られる体制を構築することを決意する。

2021年(令和3年)7月20日

岡山弁護士会 会長 則 武 透

### 平成30年7月豪雨から4年を迎えての会長声明

### 1 はじめに

平成30年7月豪雨災害の発生から4年を迎えた。岡山県内では、公共施設等の復旧はほとんど終了したが、令和4年7月6日時点で、10戸・24人の被災者が今なお仮設住宅で暮らし生活再建の途上にある。また、地元で住宅再建ができた被災者は元の生活を取り戻すべく、新たな地で住宅再建をした被災者は新たな生活を作り上げるべく復興の途上にある。

当会は、被災者支援の一端を担うべく、発災直後より、無料電話相談、法律相談センターでの災害相談無料化及び被災地での出張無料相談会を実施し、被災者から約1800件の相談を受けてきた。また、当会は、平成30年7月豪雨災害における自然災害債務整理ガイドラインに係る登録支援専門家弁護士の委嘱依頼を207件受け、弁護士の推薦を行っている。災害ADR(災害に起因する紛争の和解あっせん)も実施しており、17件の申立を受けている。

昨年11月、当会では、災害時における自治体との連携強化のために「災害時における法律相談に関する協定」を岡山県内全ての市町村と締結した。また、当会が呼びかけ会となり本年1月に法律、福祉及び技術の分野をまたぐ7つの士業団体が参加する岡山県被災者支援士業連絡協議会を発足させた。

当会は、上記の被災者支援活動を通じて、①不動産における相続登記の未了が 公費解体の妨げになるなど復興の障害になったこと、②平成30年7月豪雨災害 において、高齢者等の避難における支援が必要となる方(以下「避難行動要支援 者」という。)の被害が多かったこと、③公費解体を含めた災害廃棄物処理が復興 の始まりとして重要であることを痛感したことから、岡山県及び岡山県内各市町 村に対し、以下の要望を行うものである。

### 2 不動産の相続登記未了問題解消の推進

当会は、平成30年7月豪雨災害発災直後より現在まで被災地において法律相談を継続する中で、「相続登記が未了であるため公費解体ができない。」、「隣の空家が災害時のままで困っている。登記をとってみたが亡くなっている方の名義のままのようで、相続された方と対応を話し合うことすらできていない。」など、相続登記が行われていないことに関する相談が多数寄せられた(詳しくは「平成30年7月豪雨 無料法律相談 相談データ集計及び分析結果」参照。https://www.okaben.or.jp/news/2477/)。

令和3年4月に相続登記の義務化を内容とする不動産登記法の改正が為されたが(令和6年4月1日施行)、現状では、市民に相続登記の義務化や、相続登記の 重要性が周知されているとはいい難い。

当会は、市民に公的情報を周知するのは自治体の責務であることから、岡山県内の自治体に対し、平時は空き家問題の解消、災害時には被災地の復興に役立つものとして、積極的に相続登記の必要性や義務化されたことを周知することを要望する。また、平成30年7月豪雨災害で被害の大きかった倉敷市や総社市に対しては、相続登記が未了であったことにより公費解体業務等に支障が出たことを全国の自治体に周知することを要望する。

### 3 避難行動要支援者個別避難計画の作成

平成30年7月豪雨災害において、倉敷市真備町では被災により亡くなられた 方の約8割が70歳以上の高齢者となっており、亡くなられた方に占める高齢者 の割合が非常に高い。これに関し、岡山県内全ての自治体が、避難に支援が必要 な高齢者や障がい者を災害前に把握しておく避難行動要支援者名簿を作成してい ることは評価できる。

ただ、避難行動要支援者の名簿を作成しただけで、実際にどのように避難を支援するか決まっていないのであれば、名簿を作った意味が半減する。岡山県内では避難行動要支援者個別避難計画(以下「個別避難計画」という。)の作成を終えている市町村は、2つの市町にとどまっており、全国の市町村でも約8%しか個別避難計画の作成を終えている市町村はない(令和4年1月消防庁調べ)。

このような状況を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするために、令和3年に災害対策基本法が改正され、個別避難計画の作成が市町村に努力義務化された(同法第49条の14)。内閣府による令和3年度個別避難計画作成モデル事業が行われ岡山市も対象となるなど、個別避難計画の作成を推進する取り組みは見られる。

しかし、個別避難計画の作成を終えている市町村は、岡山県内では2つの市町しかないという現状を考えると、個々の自治体の取り組みだけでは解消することのできない問題、例えばノウハウや人的資源の問題も存在するものと思われる。そこで、岡山県が中心となり、研修の実施だけにとどまらず、作成が完了した市町のノウハウを未作成の市町村が習得できるよう、計画作成のための人材を県から市町村に派遣したり、市町村がNPO団体など外部組織の専門的かつ継続的な支援を受けられるよう補助金を設立したりするなど、市町村による個別避難計画の作成に岡山県が直接関与する支援が必要であると考える。特に、岡山県におい

ては平成30年7月豪雨災害を経験している各市町村の社会福祉協議会やNPO 団体等が多く存在している強みを活かして、全国に先駆けて早急な個別避難計画 の作成をすべきである。近年、全国各地で、毎年豪雨災害が発生していることを 考えると、時間的な猶予はない。

当会は、岡山県内の個別避難計画作成未了の市町村に対してハザードマップ等で災害発生の可能性が高いとされる地域の個別避難計画の作成を本年度中に完了することを求め、岡山県に対して各市町村の個別避難計画の作成に直接関与する支援を要望する。

### 4 岡山県内の全市町村における災害廃棄物処理計画の策定

都道府県に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、災害廃棄物処理計画を策定することが義務付けられているが(同法第5条の5第2項第5号)、市町村については策定が義務付けられていない。

しかし、災害廃棄物を処理することは復興への最初の第一歩であるため、市町村は災害廃棄物処理計画を策定しておくべきと考える。一言に災害廃棄物の処理といっても、災害救助法に基づく処理や廃棄物処理法に基づく処理など様々な法令を根拠に行われており、実際に作業をする自衛隊、民間業者やボランティアの協力を得るなど連携も必要になることから、災害前から綿密な計画を立てておく必要がある。

当会は、昨年11月の中国地方弁護士大会において、「公費解体の適切な実施と 災害廃棄物処理計画の策定を求めるとともに、自費での解体を行った被災者を救 済する条例制定を求める決議」を提案し、採択されたところである。

平成30年7月豪雨災害前、岡山県内の多くの市町村は、災害廃棄物処理計画を策定していなかった。この豪雨の経験から災害廃棄物処理計画の必要性が理解され、現在では23の市町が災害廃棄物処理計画を策定しているが、4つの市町村(1市1町2村)においては未策定である。

当会は、災害廃棄物処理計画が未策定の4つの市町村に対し、早期の災害廃棄物処理計画の策定を要望する。また、岡山県に対しては、4つの市町村が早期に 災害廃棄物処理計画の策定ができるよう支援することを要望する。

### 5 おわりに

上記の相続登記は弁護士、司法書士、土地家屋調査士及び不動産鑑定士など多くの士業が関わる分野であり、円滑に推進するためには自治体と士業の連携が必要となる。また、上記の個別避難計画の作成には、どこにどのように避難するの

が安全かという技術的な視点のみならず、避難行動要支援者の生活状況などを適切に把握するために福祉的な視点も必要であり、個人情報が含まれる個別避難計画についてそれを管理するためには法的な視点も必要となってくる。そこで、自治体が、相続登記の推進や個別避難計画の作成において、技術・福祉・法律の士業団体で構成される岡山県被災者支援士業連絡協議会との連携を図っていくことが重要と考える。

最後に、当会は、上記の3点を岡山県及び県内各市町村に要望するとともに、 平成30年7月豪雨災害の被災者支援について倉敷市真備町での無料法律相談会 を継続して行うことを中心に一人ひとりの被災状況や生活状況に応じて必要な支 援を行う災害ケースマネジメントを実践し、昨年度構築できた自治体及び他の士 業団体との連携体制をより一層強化することで、岡山県を災害に強く早期に災害 からの復興が実現できる地域にするべく活動していくことを平成30年7月豪雨 災害から4年を迎えてあらたに決意する。

2022年(令和4年)7月19日

岡山弁護士会 会長 近 藤 剛 被災者生活再建支援金制度における加算支援金未申請世帯への適切な支援と加算支援金申請期限の延長を求める会長声明

平成30年7月豪雨災害から4年が経過した。被災された方で生活を再建された方、また再建に向かって日々前進されている方、そして被災された方を日々支援されている方々に敬意を表する。

当会も、発災直後から現在まで無料法律相談会を倉敷市真備町で開催することを中心に被災者支援を行ってきた。今後も、岡山県を災害に強く早期に災害からの復興が実現できる地域にするべく活動していく所存である。

さて、被災された方の生活再建を支援するため、被災者生活再建支援金制度が存在しており、一定の要件を充たした場合、住宅の被害を受けた世帯を支援するための基礎支援金と新たに住宅を建設・購入や賃借、補修した場合には加算支援金が支給される。

このうち加算支援金(50万円から200万円)の申請期限は、災害発生日から37ヶ月とされているが、平成30年7月豪雨災害においては、2度にわたって申請期限が延長された結果、現在の申請期限は令和5年8月4日までとなっている。

しかし、令和4年8月末現在、倉敷市内で加算支援金の支給対象となったのは4803世帯であるのに対し、倉敷市内で基礎支援金の支給対象となったのは5477世帯であり、その差が600世帯以上ある。

また、令和4年7月末の時点で加算支援金の支給対象となったのは4801世帯であり、同年8月までの1ヶ月間で加算支援金の支給対象世帯はわずか2世帯しか増えていない。

確かに、公営住宅に入居した場合、加算支援金の支給要件を満たさないが、 平成30年7月豪雨災害後、災害公営住宅は100軒強しか作られていない。 家族の家に同居するようになった方など自宅再建等の要件を満たさない世帯が いるであろうことを考えても、数百世帯は加算支援金の支給要件を満たしてい るにもかかわらずなお申請がなされずに支給を受けられていないのではないか と思われる。

そこで、当会は、このような加算支援金の未申請世帯に対して適切な支援を するため、倉敷市、国、岡山県に対して以下のとおり要望する。

まず、倉敷市に対しては、①早期にアンケートを実施するなどして加算支援金の支給要件を満たさない世帯数を把握し、加算支援金の支給要件を満たしているのに支給がされていない未申請世帯数を公表すること、及び②倉敷市では、加算支援金の申請用紙を未申請世帯に送るなどの対応をしているとのことであるが、それでもなお申請がされていない世帯は、申請方法が分からない、精神

的に申請する余裕がないなどの問題を抱えている可能性が高い世帯と考えられるため、一人ひとりにオーダーメイドの支援を行う災害ケースマネジメントの一環として、全戸訪問を実施し、訪問世帯が問題を抱えるのであればその問題の解決を支援し、支給要件を満たす全世帯に対し加算支援金の支給が実現することを要望する。

次に国に対しては、①被災者が基礎支援金を申請した時点で被災者生活再建 支援金を受給する意思を自治体が把握できている以上、被災者から加算支援金 の申請がなくとも、自治体が建物の再建等の事実を確認できた場合には、申請 なく加算支援金が支給できるよう制度を改正すること、及び②上記のような制 度に改正されるまでの間、基礎支援金の申請と建物の再建が確認できた場合に は加算支援金の申請があったものとみなす「みなし申請」の運用を直ちに開始 できるよう、運用を変更することを要望する。

最後に、岡山県に対しては、上記した倉敷市による未申請世帯へのサポートや国による制度改正、運用変更には一定の時間がかかることが見込まれるため、加算支援金の申請期限を現在の令和5年8月4日からさらに1年間延長することを要望する。

2022年(令和4年)10月24日

岡山弁護士会 会長 近 藤 剛

### 平成30年7月豪雨から5年を迎えての会長声明

### 1 はじめに

平成30年7月豪雨災害の発生から5年を迎えた。岡山県内では、公共施設等の復旧はほぼ完了し、仮設住宅に入居する被災世帯も今月5日までにゼロとなり、被災地の復興も進んでいる。

当会は、被災者支援の一端を担うべく、発災直後より、無料電話相談、法律相談センターでの災害相談無料化を行ったほか、被災地での出張無料相談会を100回以上開催し、被災者から1800件を超える相談を受けてきた。また、当会は、平成30年7月豪雨災害における自然災害債務整理ガイドラインに係る登録支援専門家弁護士の委嘱依頼を205件受け、推薦を行うとともに、災害ADR(災害に起因する紛争の和解あっせん)も実施し、17件の申立てを受けてそれらに対応してきた。

これらの支援活動を通じて把握した課題について、当会は発災からこの5年を迎えるまでに、被災者支援に関する会長声明を8回発出してきた。しかしながら、これまでの声明で未だ実現されていない課題もあり、その中でも特に重要な、①被災者生活再建支援金を国内すべての災害の被災者に支給するための法改正及び条例の制定、②被災者に対する住宅支援政策の柔軟化、③避難所での個室の確保、④平成30年7月豪雨における加算支援金の申請期限の1年間延長の4点を5年というこの節目に再度要望する。

2 被災者生活再建支援金を国内すべての災害の被災者に支給するための法改正及 び条例の制定

当会は、「平成30年7月豪雨から2年を迎えるにあたっての会長声明」(令和2年7月10日発出)において、被災者生活再建支援金の国内すべての災害における支給についての法整備を国に求めたが、未だ実現に至っていない。

被災者生活再建支援法が適用されなかった令和4年台風第11号による被害を 受けた世帯は、自宅が全壊した世帯であっても被災者生活再建支援金は支給され ない。それから1か月も経たずに発生した令和4年台風第15号により被災者生活再建支援法が適用された静岡市内においては、自宅が半壊以上の被害を受けた被災世帯に対して被災者生活再建支援金が支給されるのであり、台風によって同程度の被害を受けている被災者であるにもかかわらず、公平性を欠き、酷な結果となっている。

平成30年7月豪雨において、被災者生活再建支援金が支給されることで自宅 再建の目途が立った多くの被災者を目にしてきた当会としては、国に対し再度、 被災者生活再建支援金を国内すべての災害の被災者に支給できるよう法改正を要 望する。

また、岡山県内の各自治体に対しては、上記の法改正がなされるまでは、被災者生活再建支援金の支給がない比較的小規模の災害において、被災者間の公平性を欠くことがないよう、被災者生活再建支援金と同程度の支援金を各自治体が独自に被災者に支給できることを内容とする条例の制定を要望する。

### 3 被災者に対する住宅支援政策の柔軟化

当会は、「平成30年7月豪雨における住宅支援に関する会長声明」(令和元年9月24日発出)において、国に対して、一度自宅に戻っても仮設住宅や災害公営住宅に住むことができるようにするなど、被災者の実態に即した柔軟な住宅支援ができるような運用の改善を要望したが、未だ実現していない。

現在の被災者に対する公的住宅支援政策は、避難所(又は避難先)から仮設住宅、仮設住宅から災害公営住宅への流れが原則となっている。すなわち、仮設住宅などから一度自宅に戻ってしまうと、その後自宅での生活が困難となっても、仮設住宅や災害公営住宅に再度住むことは原則としてできない状況が続いている。再建できていない自宅での不自由で不衛生な生活を強いられている被災者が生まれていることから、実態に即した柔軟な住宅支援ができるよう、運用の改善を国に要望する。

### 4 避難所での個室の確保

「平成30年7月豪雨から2年を迎えるにあたっての会長声明」(令和2年7月10日発出)において、避難所のいわゆる3密状態を避けるために、小学校の体育館などの仕切りのない一箇所に大勢を集めるのではなく、個室の多くある避難所を早急に確保することを岡山県内の各自治体に求めた。

同声明を発出して以降、幸いにも岡山県内において大規模災害は発生していないが、全国に目を向けてみると令和3年7月静岡県熱海市土石流災害において地域の特色を活かして地元のホテルや旅館を避難所にする取り組みが見られたり、コロナ禍ということで避難所にテントが置かれたりしている報道も目にすることが増えた。しかし、全国的に恒久的な取り組みにまでは至っていない。

そこで、避難所における感染症の伝染を予防し、ひいては災害関連死を防ぐために、再度、岡山県及び県内各自治体に対して、多くの個室を備えた避難所を各自治体が早急に確保できる恒久的体制作りを岡山県が主導し、県内各自治体と協力して進めることを要望する。

### 5 平成30年7月豪雨における加算支援金の申請期限の1年間の延長

「被災者生活再建支援金制度における加算支援金未申請世帯への適切な支援と加算支援金申請期限の延長を求める会長声明」(令和4年10月24日発出)において、加算支援金の申請期限を現在の令和5年8月4日からさらに1年間延長することを要望したが、未だ申請期限が延長されたとの情報はない。

昨年8月末現在、倉敷市内で加算支援金の支給対象となったのは4803世帯であったが、本年5月31日時点では、4845世帯が対象となっている。約9か月で42世帯が増加しており、発災から4年が経過した時点でも加算支援金を申請できるのにしていなかった世帯がいたことがわかる。また、本年5月31日時点で、自宅を再建(賃借を含む。)すれば加算支援金の支給対象となる基礎支援金の支給を受けている世帯が5477世帯となっており、加算支援金の支給を受けている世帯が5477世帯となっており、加算支援金の支給を受けている世帯が5477世帯となっており、加算支援金の支給を受けている世帯と600世帯以上の差がある。この600世帯以上の中には自宅再建を諦めて親族宅に身を寄せたり、支給対象となっていない公営住宅へ入居し

たりした世帯があるとしても、未だに数百世帯は加算支援金の支給を受けること ができるにもかかわらず申請していないものと考えられる。

そこで、当会は、再度、岡山県に対して、加算支援金の申請期限を現在の令和 5年8月4日からさらに1年間延長することを要望する。

### 6 終わりに

平成30年7月豪雨災害の発生から5年間、被災地の復興に尽力された自治体、 支援団体、ボランティアなど多くの支援者の方々に心から敬意を表したい。

ただ、5年が経過したことで復興が終わったわけではない。今後は、将来の災害に備え、災害が起こってしまった場合に被害を最小限度にし、円滑な復興を実現することを考えながら街づくりを考える「事前復興」の考えと、被災者一人ひとりの生活再建を連携して支援していく「災害ケースマネジメント」を岡山県内の支援者で共有することが重要と考える。

また、岡山弁護士会は、最後の一人まで取り残さないよう被災者支援を継続していくことをここに改めて決意する。

2023年(令和5年)7月18日

岡山弁護士会 会長 竹 内 俊 一 岡山県内における罹災証明書申請の際に被災住家の写真の提出を求める取扱い の是正を求める会長声明

1 平成30年7月豪雨災害から5年が経過した。本年(令和5年)の夏も各地で 豪雨災害が発生したが、このような災害発生時に被災者がまずすべきことは、市 町村に罹災(りさい)証明書を申請することである。

現在の被災者支援制度では、住家の被害の程度に応じて受けられる支援(被災者生活再建支援金の支給、住宅の応急修理、応急仮設住宅への入居等)が規定されていることから、罹災証明書はこれらの被災者支援制度を利用するために欠かせないものであり、「復興へのパスポート」と言われるほど重要なものである。

罹災証明書について定めた災害対策基本法90条の2には、「市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面(第4項において「罹災証明書」という。)を交付しなければならない。」と規定されている。この規定には、どこにも被災住家の写真を申請の必要書類とする旨は記載されておらず、被災者が被害状況を証明するのではなく、市町村が住家の被害状況を調査して、遅滞なく罹災証明書を交付することが定められている。

2 岡山県内の市町村を調査したところ、市町村のウェブサイト(オンラインで確認できる条例を含む)において、県内27市町村のうち16市町村で罹災証明書に関する記載が確認できた。

このうち、玉野市のみ、罹災証明書の申請にあたって写真を必要書類とせず、「被害状況がわかるもの(写真など)があれば添付してください。」と適切な記載がなされていた。

その他、岡山市など7市町においては、必要書類(1町においては添付書類) と記載されながら、写真が無くても申請できる場合がある、ないしは提出できる 旨の記載があり、改善の余地はあるものの、概ね制度趣旨に沿った記載がなされ ていた。

しかし、罹災証明書についての記載が確認できた16市町村のうちの8市町村では、「被災状況が分かる写真」が罹災証明書申請の必要書類と記載されており、 上記のような写真が無くても提出できる旨の記載も無かった。

この点につき、内閣府は、令和2年7月6日付事務連絡において、(自己判定方式という例外的取扱い以外の場合には)罹災証明書の「申請時に写真の添付は必

須ではありませんので、念のため申し添えます。」と罹災証明書の申請に写真が不要であることを全国の市町村に周知しているところである。

3 近年、スマートフォンの普及によって写真を撮ることは容易にはなっているが、被災によりスマートフォンを失ったり、充電が無くなったりするなど、被災状況によっては写真を撮ることができない被災者が発生することは起こりうる。また、撮影ができた場合の提出方法として、スマートフォン画面上での掲示でも良いとする市町も存在するものの、申請書類として提出するためには、写真を印刷する必要がある。しかし、地域の写真店が被災している場合や自家用車の浸水や道路の通行止めにより印刷可能な場所への交通手段がない場合などは、書類を準備することも困難である。そうなると、写真が無いので罹災証明書を申請できないと諦めてしまう被災者が出るおそれがある。

当然ながら、写真は被災直後の被害状況の保全としての意味があるため、玉野市の記載のように、有用な参考資料として可能であれば写真の提出を求めることは良いと考える。しかし、写真を申請の必要書類とすることは、被災住家の被害の程度を遅滞なく証明するという罹災証明書の趣旨に反している。

申請や調査の遅れは、被災者支援の遅れに直結する。自宅が被災したにもかかわらず、罹災証明書が未交付のため仮設住宅への入居ができないことも考えられるほか、各市町村における被災状況の把握を困難にし、復興支援に支障を来すおそれもある。

このような事態は、被災者支援を早期に開始し、被災者支援を全うするという 災害対策基本法90条の2の趣旨を没却することになる。

令和5年7月15日からの梅雨前線による大雨災害で大きな被害のあった秋田市では、罹災証明書の申請に写真を必要書類としていたことから、窓口が混乱しているとの報道がなされていた。

罹災証明書の申請において被災住家の写真を必要書類としている問題は、全国的な喫緊の問題であり、日本弁護士連合会も令和5年9月15日に「罹災証明書交付申請において、被災住家の写真の提出を求める等の取扱いの是正を求める意見書」を発出しているところである。

4 罹災証明書は、被災者の生活再建の入口である。岡山県内において、罹災証明書の申請に写真を必要とする取扱いが早急に是正されるために、岡山県に対しては、県内各市町村に罹災証明書の申請に被災住家の写真を必要としない取扱いとするよう助言することを求める。また、岡山県内の各市町村に対しては、罹災証

明書の申請に被災住家の写真を必要としない取扱いに変更し、その旨を各市町村 の住民に対しウェブサイト等で周知するよう求める。

以上

2023年(令和5年)11月13日

岡山弁護士会 会長 竹 内 俊 一



## 岡山弁護士会ニュース 第1号

## ~豪雨災害の被災者のみなさまへ~(2018.7.9発行)

岡山の豪雨災害により、お困りのこと(住宅、借金、保険、相続、契約、公的支援等)がありましたら、 何でも弁護士にご相談下さい。

- ★弁護士会に無料電話相談ダイヤルを開設します(本年7月11日(水)から同月末まで) 土日祝日を含め毎日 12 時~16 時 ☎0120 — 888-769
- ★<u>面談相談</u>をご希望の方は、岡山県内各法律相談センター(岡山・倉敷・井笠・高梁・新見・真庭・津山・勝英・東備)及び土日・夜間相談において、豪雨災害関連の無料相談(40 分以内)を実施しています。事前にご予約のお電話をお願いします。

予約受付時間 平日: 9時~17時

予約受付金086-234-5888

# Q1 罹災 (り災) 証明書の発行を受ける必要がありますか?

罹災(り災)証明書は、住宅などの損壊の程度について自治体が発行する証明書です。**各市町村で証明を受けることができます**。

行政・民間を問わず、各種の補助や負担の減免を受けるために必要とされることが多いですので、ぜひ 発行を受けて下さい。

建物の損壊や損傷については、その**状況の写真が** 必要です。携帯電話・スマートフォンのカメラで撮影されたものを証明受付の窓口に持参されてもかまいません。今後の補助・補償、保険の給付などのためにも、建物の損害については、安全を確保しつつ、可能な限り内部・外部・敷地・地盤なども含めて、写真を多く残しておくことをおすすめします。

罹災証明以外にも罹災届出証明書や被災証明書を 発行してくれる自治体もあります。

### **Q2** 火災保険・生命保険などから保険 金が受けられますか?

火災保険など建物の保険については、水災について 保険の対象となっているかどうか、建物の損壊・損 傷の程度によって、保険金が支払われるか、どの程 度まで支払われるかが、異なります。

生命保険などについても、その契約の内容によって 異なります。まずは、保険の内容を保険会社や代理 店に確認してください。

# Q3 半壊した建物を急いで修理したいのですが、公的支援はありますか?

災害救助法が適用される市町村では同法に定める 「救助」の一つとして、「被災した住宅の応急修理」 があります。災害により住宅が半壊し、自ら修理す る資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、 台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を 応急的に修理するものです。業者への委託は、被災 者からではなく、各市町村から行う必要があります。 応急修理が必要な場合には、自ら業者に依頼する前 に、各市町村の窓口にご相談下さい。なお、修理を してしまうと仮設住宅に入居できない場合があるた めご注意下さい。

# Q4 自分の家の敷地内に流れ着いている他人の物(木、家具、自動車)を勝手に処分してもよいでしょうか?

価値のあるものについては、落とし物と同じですので、原則として警察署に届け出て下さい。価値があるかの判断に悩んだときは、どうぞ無料電話相談ダイヤルにお電話ください。

# **Q5** 自動車が水没してしまったのですが自動車保険で補償されますか?

自動車保険については、一般に水害に対応している ものが多いですが、契約の内容によって保障内容は 異なりますので、まずは、保険の内容を保険会社や 代理店に確認して下さい。

岡山弁護士会は、今後も本ニュースの発行等を通じ、被災者のみなさまへ情報を発信いたします。岡山弁護士会のホームページでも情報提供を行っておりますので、ご覧ください。

http://www.okaben.or.jp/(『岡山弁護士会』で検索可能です)

本ニュースに関するお問い合わせは、発行者である岡山弁護士会(TEL <u>086-223-4401</u>)までお願いいたします。 本ニュースは、発行日時点の状況及び制度を元に作成しております。最新の情報や個別の事情についてご確認・ご相談をされたいときは、上記の無料電話相談ダイヤルにおたずねください。



## 岡山弁護士会ニュース 第2号

## ~豪雨災害の被災者のみなさまへ~(2018.7.23発行)

平成30年7月豪雨災害により、お困りのこと(住宅、借金、保険、相続、契約、公的支援等)がありましたら、何でも弁護士にご相談下さい。

★【平成30年7月豪雨災害に関する無料法律相談会@倉敷市】

日時: 平成30年7月26日(木)14時から18時まで(予約不要)

場所:**倉敷市役所玉島支所5階大会議室** 

★弁護士会に無料電話相談ダイヤルを開設します(本年9月末まで。延長可能性あり。)

土日祝日を含め毎日 12 時~16 時 20120 - 888-769

★<u>面談相談</u>をご希望の方は、岡山県内各法律相談センター(岡山・倉敷・井笠・高梁・新見・真庭・津山・勝英・東備)及び土日・夜間相談において、豪雨災害関連の無料相談(40 分以内)を実施しています。事前にご予約のお電話をお願いします。

予約受付時間 平日: 9時~17時

予約受付金086-234-5888

# Q1 被災者生活再建支援金について教えてください。

平成30年7月豪雨災害については岡山県内全域に被災者生活再建支援法が適用されることが決まりましたので、下記のとおり、住宅の被害程度に応じて、最大300万円の支援金が受けられます(但し、単身世帯は支給額が4分の3になります。)。なお、賃貸物件にお住まいの方も支援金を受け取ることができます。基礎支援金の支給が始まっている市もありますが、支給開始時期等は市町村にお問い合わせください。住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金については、建物購入の契約書など資料が必要となりますので、詳細は市町村にお問い合わせください。市町村で独自支援策ができる場合があります。

●基礎支援金(住宅の被害程度に応じて支給)

●					
被害	全壊	解体※	長期避難	大規模	
程度				半壊	
支給	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円	
額					

※半壊・敷地被害でやむを得ず解体した場合

●加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給)

再建方法	建設、購	補修	賃借 (公営住
	入		宅以外)
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

Q2 家が全壊してしまいました。まだ住 宅ローンが残っているのですが家を建て 直すために住宅ローンを組みたいです。 良い方法はありますか。

平成30年7月豪雨災害で、住宅ローンなどの債務の支払いが困難になった方は、自然災害債務整理ガイドライン(以下「ガイドライン」といいます。)を利用して、500万円までの財産を手元に残しながら、災害前の借金について減額や免除を受けることができます。被災者生活再建支援金、災害弔慰金・災害障害見舞金及び義援金については、500万円とは別に手元に残せますので、ガイドラインを使った債務整理を検討してはどうでしょうか。

ガイドラインを使って債務整理をすれば、個人信用情報(ブラックリスト)に登録されないので、債務整理の後も、クレジットカードなどの利用申込みもでき、住宅ローンなどの生活に必要なローンも申し込めます。債務整理の対象には、住宅ローンだけでなく、自動車ローンや個人事業主の方の事業資金のための借入れも含まれます。また、弁護士による手続支援も無料で受けられます。

なお、収入が一定額以下であることやメインバン クの同意が必要となることなどいくつか条件があ りますので、まずは、メインバンクや上記の岡山弁 護士会の相談窓口にご相談ください。

岡山弁護士会は、今後も本ニュースの発行等を通じ、被災者のみなさまへ情報を発信いたします。岡山弁護士会のホームページでも情報提供を行っております。http://www.okaben.or.jp/(『岡山弁護士会』で検索可能です)

本ニュースに関するお問い合わせは、発行者である岡山弁護士会(TEL 086-223-4401)までお願いいたします。

本ニュースは、発行日時点の状況及び制度を元に作成しております。最新の情報や個別の事情についてご確認・ご相談をされたいときは、上記の無料電話相談ダイヤルにおたずねください。



## 岡山弁護士会ニュース 第3号

~豪雨災害の被災者のみなさまへ~ (2018.9.4 発行)

平成30年7月豪雨災害により、お困りのこと(住宅、借金、保険、相続、契約、公的支援等)がありましたら、何でも弁護士にご相談下さい。

★弁護士会に無料電話相談ダイヤルを開設します(本年7月11日から12月28日まで)

土日祝日を含め毎日 12 時~16 時 20120 - 888-769

★<u>面談相談</u>をご希望の方は、岡山県内各法律相談センター(岡山・倉敷・井笠・高梁・新見・真庭・津山・勝英・東備)及び土日・夜間相談において、豪雨災害関連の無料相談(40 分以内)を実施しています。事前にご予約のお電話をお願いします。

予約受付時間 平日: 9時~17時

予約受付金086-234-5888

# Q1 災害ADRという制度が開始されたと聞いたのですが?

災害ADRは、平成30年7月豪雨によって生じた紛争を話し合いにより解決するための制度です。

災害ADRの申し立てがなされると、仲裁人という中立の立場の弁護士を間に入れた話し合いでの紛争解決が目指されます。また、必要があれば、建築士や不動産鑑定士などの各種専門家も仲裁人に選任されることがあります。

災害ADRには、①弁護士等の中立の立場の専門家が間に入ることで、冷静な話し合いが実現できること、②岡山市内だけでなく現地で話し合いの期日を開催することが可能であること、③場合により土日・夜間も期日を開催するなど、早期の解決が期待できること、④後記のとおり費用が安いこと、などの特徴があります。

## Q2 どのような紛争に災害ADRを利用することができますか?

例えば以下の様な紛争での利用が考えられます。

- ・ 自分の敷地内に流れ込んできた隣地の土砂を、 どちらが撤去費用を負担するか話し合いたい。
- ・ 浸水したアパートの貸主から立退きを迫られているが、出て行きたくない。

上記以外にも、<u>平成30年7月豪雨を原因とする</u> <u>紛争であれば</u>、災害ADRの利用が可能です。積極 的な申立を検討してみてください。

### Q3 費用はどうなりますか?

申立手数料や期日手数料は無料です。ただ、話し合いにより紛争が解決した場合には、一定の手数料 (成立手数料)をお支払い頂くことになります。

成立手数料の算定方法については、裏面中程の「災害ADRに関する費用」をご参照ください。

### Q4 申立方法を教えて下さい

以下の3種類の方法があります。①弁護士に依頼して、弁護士に申し立てをしてもらう、②弁護士に相談して紹介状を書いてもらい、自分で申し立てを行う、③裏面の申込書に必要事項を記載して、弁護士会にFAXする若しくは弁護士会に電話する。(裏面もご参照ください)。

③の方法を取る場合、後日弁護士から紛争の詳細 を確認するための電話がかかってきますので、その 際に紛争の要点を伝えて下さい。

申立方法について不明な点がある場合には、08 6-223-4401までお電話ください。

### Q5 必ず紛争が解決できるのですか?

災害ADRは話し合いによる紛争解決を目指すものですので、紛争の相手方が話し合いの場に出席されない場合や、話し合いの結果合意が出来ない場合には、ADRでの紛争の解決は困難となります。

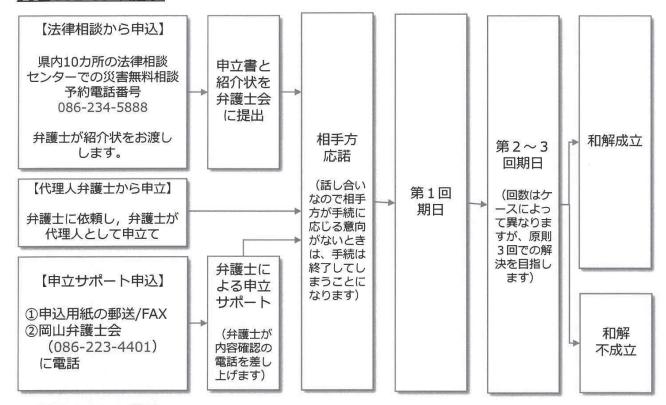
ただ、この場合には、当事者の方に費用の負担は 発生しません。

岡山弁護士会は、今後も本ニュースの発行等を通じ、被災者のみなさまへ情報を発信いたします。岡山弁護士会のホームページでも情報提供を行っておりますので、ご覧ください。

http://www.okaben.or.jp/(『岡山弁護士会』で検索可能です)

本ニュースに関するお問い合わせは、発行者である岡山弁護士会(TEL <u>086-223-4401</u>)までお願いいたします。 本ニュースは、発行日時点の状況及び制度を元に作成しております。最新の情報や個別の事情についてご確認・ご相談をされたいときは、上記の無料電話相談ダイヤルにおたずねください。

## 災害ADRの流れ



## 災害ADRの費用

- □申立手数料(通常10,800円),期日手数料(通常5,400円)は、いずれも無料です。
- □ 成立手数料として、下記の基準での金額の半額を当事者折半でご負担頂きますが、事情によって は減額又は免除となる場合もあります。

和解による解決金の額	成立手数料の算出基準	
100万円以下	8 %	
100万円超~300万円以下	5%+ 3万円	
300万円超~3000万円以下	1%+15万円	
300万円超	0.5%+30万円	
	(別途消費税が加算されます)	

岡山弁護士会 岡山仲裁センター 御中(FAX: 086-223-6566)

災害ADR申込用紙 (申込人の連絡先は、平日・日中に連絡可能な電話番号をご記入ください。)

ı ı	氏 名 (会社名及び代表者名)	(ふりがな)	
申込人	住 所	₸	
	連絡先	TEL	携
	氏 名	(ふりがな)	
相手	(会社名及び代表者名)		
手方	住 所	₹	
	連絡先	TEL	携
紛争 類型	□雇用関係 □借地借家 □	近隣問題 口建物やマンションの修繕	口損害賠償 口その他( )



# 岡山弁護士会ニュース 第4号

## ~豪雨災害の被災者のみなさまへ~(2018, 12, 18 発行)

平成30年7月豪雨災害により、お困りのこと(住宅、借金、保険、相続、契約、公的支援等)がありましたら、何でも弁護士にご相談下さい。なお、12月29日から1月6日はお休みいたします。

★弁護士会に無料電話相談ダイヤルを開設します(平成31年3月30日まで)

平日及び土曜日 12 時~16 時 20120 - 888-769

# **Q1** 高齢の被災者が利用できる融資があると聞いたのですが?

災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例・リバースモーゲージともいわれます。)や災害擁護資金貸付があります。いずれも災害で住宅や世帯主などに被害が発生した場合に住宅建設等の資金を融資する制度です。前者は独立行政法人住宅金融支援機構が、後者は各自治体が窓口となります。

# **Q2** 災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例)はどのような場合に利用できるのでしょうか?

高齢者向け返済特例は、

1 全壊、大規模半壊、半壊(補修に関しては一部損壊も含む。)のり災証明書の交付を受けていること 2 満60歳以上のいずれも満たしている必要があります。

なお、貸付を受ける目的によって必要なり災証明 の内容も異なりますので詳細は同機構の窓口 (0120-086-353) へご相談ください。

### Q3 融資の特徴を教えてもらえますか?

月々の返済は利息のみ(平成30年12月中の申し込みは年2.06%での計算)となりますので、月々の支払いを低額に抑えることが可能です。

なお、保証人を用意する必要はありませんが、融 資の対象不動産に第1順位の抵当権を設定する必要 があります。

### Q4 元金はいつ返済するのでしょうか?

元金は申込人(連帯債務者をつけていればその人も含め)全員が亡くなったときに一括で返済することになります。実際には、相続人の方が自らの資金による残債務の支払か、住宅及び土地の売却等による支払を行うこととなります。

### Q5 相続人に迷惑をかけるのではないで しょうか?

Q4のとおり、相続人は手元金や対象不動産の売却などにより元金を一括で支払いますが、全額の返済ができない場合、相続人が残債務を返済する必要はありません。

そのため、この融資の利用により相続人の方も過 大な負担をかけることはありません。なお、相続人 が不足額をあわせて一括返済することにより対象不 動産を今後も所有することは可能です。

## **Q6** 災害援護資金貸付はどのような人を対象にしていますか?

倉敷市を例にすると、次のいずれにも該当する人 が対象です。

- ①被災日時点で、倉敷市内に居住の世帯
- ②平成30年7月豪雨で、世帯主の負傷(療養期間がおおむね1か月以上)、家財の1/3以上の損害、住宅の半壊、大規模半壊又は全壊のうち、いずれかの被害を受けたこと
- ③世帯所得が一定額未満であること (例えば4人家族で,前年の所得金額が730万円以下)

## Q7 貸付条件や融資額を教えてもらえますか?

最大で350万円の貸付を受けることが可能ですが、連帯保証人を1名用意する必要があります。

返済は、3年又は5年の据置期間を含め10年以内に行う必要があり、年3%の利息も発生します。もっとも、利息は利子補給金の給付が可能であることが多いため、実質的に利息の負担なく借入を受けることが可能です。なお、申し込みには期限がありますので、居住されていた自治体へ早めにご相談されることをおすすめします。

本ニュースに関するお問い合わせは、発行者である岡山弁護士会(TEL <u>086-223-4401</u>)までお願いいたします。 本ニュースは、発行日時点の状況及び制度を元に作成しております。最新の情報や個別の事情についてご確認・ご相談をされたいときは、上記の無料電話相談ダイヤルにおたずねください。

## 被災地写真集



二万橋から見た真備町内が浸水している様子(7月7日)



末政川の決壊点① (7月12日)



消防団がボートで救助に行く様子とその奥に見える井原鉄道の高架(7月7日)



末政川の決壊点②(7月12日)



真備町内の様子①(7月12日)



真備町内の様子②(7月12日)



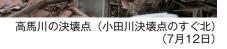
浸水により爆発したアルミ工場(7月12日)



アルミ工場の爆発で被災した下原地区(7月14日)



小田川の決壊点(7月12日)



・ 小田川と高馬川の決壊点近くで被災した井領地区 (7月12日)



被災した車両



災害ごみが積みあがった「マービーふれあいセンター」







支援物資受取場所



避難所となった体育館のダンボールベッド



自衛隊風呂



被災たすっぴ

(撮影:荒木裕之)

## 編集後記

平成30年7月豪雨災害では真備町を中心に多くの方々が被災し、多くの尊い命が奪われてしまいました。私自身、生まれ育った真備町の大部分が浸水するという絶望的な光景を見て愕然としました。

しかし、様々な支援団体やボランティアの助けも借りながら、みんなが手を取り合って生活再建し、日常を取り戻していったこの5年間は、助け合うことの大切さ、人との繋がりの重要性に改めて気づかされる貴重な日々だったように思います。

5年が経過してすべてが元通りになったなどとは到底言えませんが、将来に希望を見いだせる復興がなされていっていると言えるのではないでしょうか。

この記録集に掲載されている岡山弁護士会の被災者支援活動が、そんな復興の一助になったのであれば、基本的人権の擁護を使命とする我々弁護士にとってこれほど嬉しいことはありません。

今回の平成30年7月豪雨災害以降も、全国各地で地震や大雨などの自然災害による被害が頻発しており、この1月には能登半島地震により甚大な被害が発生しています。被災者支援の重要性は増すばかりです。

岡山弁護士会としても引き続き、被災したすべての方にその人に合った支援が行き届くように、今後も日弁連や全国の弁護士会、自治体や他士業など様々な団体と連携・協力しながら活動していければと思います。

そして、この記録集が今後の被災者支援の参考となれば幸いです。

岡山弁護士会 副会長 **荒木 裕之** 

平成30年7月豪雨災害における

## 岡山弁護士会の 被災者支援活動記録

発行日:令和6年2月29日

発 行:岡山弁護士会

〒700-0807 岡山県岡山市北区南方1丁目8-29

電話:086-223-4401

印 刷:株式会社 二鶴堂

